

平成 2 6 年 6 月 1 0 日 (火)

(第 1 日 目)

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。開会前に携帯電話をお持ちの方をお願いがございます。議場内では電源をお切りいただくか、マナーモード設定をお願いいたします。

あらためまして、おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成26年第26回苓北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、野田謙二君、2番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間にしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉田 明君） 日程第3、諸般の報告について。

それでは、私の方から諸般の報告を申し上げます。

3月24日、天草広域連合消防本部中央消防署庁舎落成式に神崎副議長と共に出席しました。

4月19日、長崎市で開催されました長崎苓北会に錦戸久幸議員、錦戸俊春議員と共に出席し、交流を深めてまいりました。

5月8日、天草広域連合事務所で開催されました天草広域連合議会の全員協議会に出席しました。

5月13日、市町村自治会館で開催されました県町村議長会主催の議長研修会に出席しました。

5月14日、天草広域連合事務所で開催されました島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席しました。平成25年度事業経過報告等の議案が審議なされました。

5月16日、天草広域連合事務所で開催されました天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

5月20日、県町村議会議長会によります県への要望活動に参加しました。熊本・天草高規格道路の早期完成、天草地域の道路交通網整備について、県知事・県議会議長・自民党県連会長にお会いし、直接要望を申し上げました。

5月24日から25日にかけて、唐津市で開催されました友好姉妹都市締結20周年記念式典に副議長、議会運営委員長、各常任委員長と共に出席し、友好を深めてまいりました。

5月27日から28日にかけて、東京のメルパルクホールで開催されました全国町村議長会主催の議長・副議長研修会に神崎副議長と共に出席しました。

5月30日、天草広域連合臨時会が開催され出席しました。天草市議会議員の改選に伴う議長の選出、各常任委員の補充、監査委員の選任、広域連合一般会計補正予算（第6号）専決処分の承認について、他の議案が審議されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉田 明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、5月24日から25日にかけて、唐津市との姉妹都市締結20周年記念事業が唐津市で行われました。苓北町からも議長及び議員を初め、町民の皆様方合わせて総勢32名の方々が参加なさいました。今回は、唐津市のオルレ認定コースを、唐津市長を初め、唐津市民の方々と一緒に歩き交流を深めてまいりました。

次に、6月15日に大阪リバーサイドホテルにおきまして、関西ふるさと苓北会総会が開催されます。苓北町からは、議長及び議員を初め、交流推進委員・事務局合わせて総勢7名が出席の予定でございます。

次に、平成26年度苓北さわやかクリーン作戦を7月13日、日曜日午前7時から実施いたします。当日は、家庭用粗大ゴミも回収をいたします。なお、当日悪天候の場合は、中止といたします。そのときは、防災無線にて連絡をすることといたしております。順延はございません。

又、クリーン作戦終了後の午前10時から各区にお願いをして、昨年同様に災害等の

避難訓練を実施いたします。昨年は約1,800人の方々が参加をされました。なお、津波避難訓練は、雨天の場合も実施する予定でございますので、ご協力のほどをお願いいたします。

次に、苓北じゃっと祭を7月19日、20日に開催いたします。19日は花火大会やステージイベントなどを、20日はペーロン大会を開催いたしますので、議員の皆様方におかれましては、是非応援のほどをお願い申し上げます。

次に、苓北町青少年国際交流研修生派遣事業を、今年度は7月30日から8月11日までの13日間、オーストラリア・マジー市へ、中学生8名、引率2名の計10名を派遣する予定でございます。

最後に8月3日、人吉市におきまして、第30回熊本県消防操法大会が開催されます。苓北町からは天草郡代表で小型ポンプの部に機動分団が出場いたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（倉田 明君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（倉田 明君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。通告1番、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） おはようございます。通告1番、10番議員錦戸久幸です。

町の政策が後年度にかけても町民が評価できるものであるときは、町長の優れた行政手腕の賜、反対に評価されないものであるときは議決機関である議会の責任、このことを理念としてお尋ねします。

まず、最初に石炭灰行政の展望と課題についてをお尋ねします。

町がこの事業に取り組んで早10年。この間、一般質問だけでも延べ約70人がいろいろな角度からお尋ねし、又、予算委員会、決算特別委員会等でも答弁がなされております。その中から大きく3点についてお尋ねをいたします。

まず1番目に、当時の説明によりますと、九電は灰捨場の寿命を延ばすためにも福岡の方のセメント会社にt当たり5,000円ぐらいで、しかも運送費をかけてまで処分をしている。これを地元町内で処分する企業を誘致できれば、町は雇用も望めるし、産廃処理費に係る町税収も期待できる。

一方、灰を安く処分できる九電も良いし、お互い双方にとっても良いことだとのことでもございました。昨年度の予算審査特別委員会の折に初めて石炭灰の処理費は、t当たり4,600円と明言がされました。このことで議会も初めてt当たりの産廃処理費が4,600円であると認識ができました。

各工事ごとの石炭灰の使用数量は既に報告をされておりますので、それを乗じますと

産廃処理費が求められ、その額が工事費の2、3倍を超える額になるものもあります。もちろん進出企業に限らず、各企業にはそれぞれ利益を計上できるように企業努力をしていただき、その上で年々厳しくなる町財政への法人、町民税の貢献もお願いしたいと思えます。

これまでの答弁によりますと、この進出企業は初期投資が大きかったのも、そこまでに至っていないとのことでしたが、現状はどうなっておりますか、改めてお尋ねいたします。

2番目に、これまでにACⅡの構造上、安全面と耐用年数についてお尋ねしますと、強度のない土で盛り土を行うと円弧すべりが発生し、崩壊します。盛土材としてのACⅡは土と比較した場合、はるかに安全と言えます。耐用年数については定めがありませんとのことでした。これまでの他の事例で明らかなように、鉄筋コンクリートの寿命も意外と長くはありません。ACⅡはまして防災施設としての活用でもありますので、耐用年数は示せないのか、お尋ねをいたします。

次に3点目、今年の広報れいほく3月号、604号ですけども、この3ページの記事によりますと、平成26年度から27年度にかけて麟泉の湯横に拠点避難地、仮設用地となる防災公園を整備することとしていますが、それでもまだ300戸余りが不足をします。これからも町では避難地や仮設住宅建設に適した用地を探して整備を進めていきますとあります。もちろん、町は災害発生に備えなければなりません、余りに仮設住宅用地を造ることが目的化してはいないかお尋ねします。

なお、今月の6日に開かれました荅北町の防災会議の資料にも示されておりますように、町内には高台や建物等避難施設はかなり現存し、1人当たり1.5㎡で計算されてありますが、ちょうど5,000人は建物内に収容できることになっております。

このほかに、来年度から中学校の統合もあり、坂瀬川中学校、都呂々中学校校舎も活用できることとなります。総合的にこれらの活用策を重ねて検討すべきではないでしょうか。

質問項目の2点目、日常の防災対策についてお尋ねします。まず1、坂瀬川西川内、長崎浜バス停付近の民家に接する国道背後地の嵩上げについてお尋ねします。

現地は、旧海岸堤防に並行する形で側溝があり、1.5mくらいの窪地になっておりまして直接的には渡れません。この間の延長が約80mぐらいです。このため、それぞれ専用の木製栈橋をかけてありますが、5、6年ごとには架け替えをしなければ腐れて渡れません。この方々の話によりますと、そのたびに4、5万円くらいのお金がかかるというようなことでもございました。すぐ近くには町の防火水槽がありますが、いざというときには、この栈橋を利用することになります。更に今までに何人かの人がここに落ちたこともあると聞きます。この窪地を背後地並みに嵩上げできないかお尋ねします。

2番目としまして、町内の他の場所に類似の場所はないのかをお尋ねいたします。
以上で問題提起を終わります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の錦戸久幸議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の石炭灰のリサイクル業者の法人税についてのご質問でございます。これは昨年6月の議会定例会でもお尋ねがあり、個別の事業所の税金等につきましては、具体的には申し上げられないということをお答えをしております。町に納めていただいている工場用地土地使用料について回答をさせていただいております。

個別の企業の税額については、公表できないことをご理解いただきたいと思います。

又、ACⅡ、これは石炭灰でそのまま処分するわけではございません。いろんな企業がこの石炭灰のリサイクル製品を造っておりますが、九州電力がこれだと絶対大丈夫だとしたのは幾つもあるそういう固化リサイクル製品の中で一番優秀だからということで、九州電力はこれを使用していると聞いております。そういった意味でこれは特許等々の関係で、今、具体的な金額をおっしゃいましたが、それが高いとか安いとか、又、その関係でたくさん法人税を納めなきゃいけないということではないと思います。その企業が仕事を行う上で利益が上がったか上がらないか、その中で税法に基づいて我々は税金を徴収するわけでございますので、今のところですね、仕事が安定的に続いていけばそれなりの収益が上がってくると思いますが、今までお答えをして今、御発言があったとおりのような状況でもございます。

次に、2点目のアッシュクリートⅡの耐用年数についてのご質問でございます。平成25年12月議会での御質問にもお答えをしたとおり、ACⅡは盛土材として使用されており、耐用年数についての定めがございません。土と比較しても防災面でも、より安全なものと考えられているところでございます。

3点目でございます。このことについては以前にもお答えをいたしました。一次避難場所と仮設住宅用地とは別だと考えております。学校や公民館など一時的な避難場所としては十分なものだと考えております。それが今、ご指摘になった建物のことだと拝察をするわけでございます。東日本大震災、阿蘇豪雨災害など、今も仮設住宅に住まわれております。一応、独立はしている立派な仮設住宅ではありますが、それでも個人のプライバシー等々について問題があるというような報道がなされているわけでございます。

私は、長期にわたって町民の方が住まわれるような災害が発生した場合、学校施設などはあくまでも一時的な住まいであると考えます。長期的になると、やはりこれは疑問だと考えているところでもございます。個人のプライバシーそしてできるだけご自分の家に住んでおられるような状態に近いような形でお住まいいただきたい。それが又、健

康維持にもつながってまいりますので、長期に及ぶことを考えるとしっかりした仮設住宅を造り、そこで次の再建計画を考えていただくことが大切であると考えているところでございます。

又、南海トラフ地震は、今後30年以内に70%の確率で発生すると言われておりますし、専門家の方々、報道においても明日来てもおかしくないと聞いております。ちなみに、南海トラフ地震のときの震度、この天草一帯が3mから4mの津波が来ると。ただし、この折にも1時間半程度の時間の余裕がありますので、避難訓練等でしっかりとした対策をとっておれば、命は助かっていくと見られておりますので、自主防災組織等も今、どんどん増えております。その中でやはり避難の訓練に励んでいただくことによって命が助かる。命は助かられても約920戸の3m以上の津波ですね、家が、苓北町の場合は倒壊するあるいは水に浸ると考えられておりますので、その場合に仮設住宅が必要になってまいります。苓北町はご存じのとおり平地といえば学校の運動場とか、そして優秀な農地でございます。そういった意味で今まで精力的に仮設住宅用地を見つけ、あるいはそれに満たないやつは造成をしてきたわけでございます。

ちなみにこの3月、苓北町は南海トラフ地震防災対策推進地域ということで指定されました。これは自慢できることではございません。この意味は、災害に備えてしっかりとした対策を積極的に取らなければならない地域だということでございます。これは国が指定されたわけでございます。又、地震以外にも豪雨災害、台風災害など諸々の災害を想定する必要がありますので、今後とも災害があったときに最小限に被害を食い止め、そして被害に遭われた方のケアをですね、十分できるような町づくりに励んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、坂瀬川西川内、長崎浜バス停付近の民家に接続する国道の背後地の窪地について、国道並みの高さに嵩上げができないかということでございます。私も今のご質問、ご意見等については本当に早くそれが実現したらいいなと考えているわけですが、これには少し問題もございまして、この国道の背後地は苓北町所有の雑種地と国道改良前の防波堤の間の土地で、国有海浜地でございます。国有海浜地であるこの窪地の嵩上げにつきましては、国に対して土地の形状変更の手続申請を行うことが必要でございます。届け出につきましては、管理者である熊本県と相談をしていただきたいと思いますし、町もそのお手伝いをしていきたいと考えているところでございます。

又、町の防火水槽につきましては、現地をよく確認して、そういう手続きが煩雑でございますので、すぐにそれが埋まるとは考えられませんので、その間どういう対策ができるか検討をしたいと考えているところでございます。

又、他に類似をした場所がないかというご質問でございますが、国道の背後地で該当するところは坂瀬川西川内地区、上津深江地区等があるようでございますが、その他海

岸線につきましては再度確認を行いたいと考えているところでございます。

以上、錦戸久幸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今、町長の答弁をいただきました。まず、1点目の件ですが、これは町長の答弁にありましたように、これは個人の納税状況とか法人の納税状況とか、これはプライバシーがあることは私もよくわかっているつもりであります。これは本当そのようなことありますのでね、いかに町税収を確保するかという強い気持ちがあるとしてもそういったことでありますので、本来ならば民間企業の納税関係に口を挟むことは極力慎まねばならないと私も思っております。

しかし、この事業はちょっと他の事例とちょっと違うような感じもするわけですよ。どういうことかと言いますと、この事業は元々町長が選挙に勝たれて苓北町行政がこの10年大きく関与していましたよね。それがここにたどり着くまでには法人町民税としての姿が見えてこないというのは、にわかには信じ難いなという率直な思いがします。それで納税が確認されていないということは、これまでの説明のように初期投資が大きかったんで利益が上がらないケース、そしてもう1つには苓北町の行政権が及ばないところで別会社を立ち上げて、経理処理をするケース、こういったときにはもう町には納税はなされないのじゃないかなというふうに思います。これは一般論ですけども、そういった考え方があるのかなと思います。

それから、一応この件だけで、一問一答方式で届けをしてありますので。

○議長（倉田 明君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 先程の質問と同じような感じの今の再質問だったと思いましたが、ちょっとよくその趣旨が、さっきと同じじゃないかなと思うわけですが。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 1回目の質問は、これだけの事業量がありますので、それに見合う利益も上がってるのじゃないかというような話でございました。2回目は、要するに私もそういった納税関係についてはプライバシーもあるので、というようなことで、ただしかし、これまでの執行部の答弁によりますと、初期投資が大きかったんでそこまでは利益がまだ上がってないんだというふうな答弁はありました、これまでにですね。

それで、利益が例えば納税がなされないことに大きく2つのケースがあると思いましたが、1つはそういったことで利益が上がらないから納税がなされない。そしてもう1つには利益は上がっていてもその苓北町の行政権が及ばないところでそういったところで経理処理をするということは苓北町には納税が現実にならないと、そういったことで一般論としてはこの二通りがあるんじゃないかなと思うわけですよ。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その芥北町の及ばないところでっていうことが私にはよく理解ができないところでございまして、又、理解ができて芥北町に及ばない件をここで私がどうのこうのって、私もよく知りもしないのにお答えできるわけがないと思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それは私の質問が悪うございました。今、2つ目のケースで私がお尋ねしましたが、これは平成21年に福岡市の方でエコアッシュホールディングスというような会社を立ち上げてあることが公表されております。ですから、この会社との関係で、もし先程私が2つ目のケースで言いましたそういったことでなっているならば、いつまで待っても芥北町にはそういった納税というものは実現しないんじゃないかなというように思っていますね、やっぱりそこら辺は町長もご存じなければそれは今、答弁を求める方が酷でありますので、そういったことも公表されておりますので、やっぱりそこら辺は町としても何かの形でやっぱりそういったことで企業側とも現実問題としてどうなのかっていうようなことは、やっぱり町民にも説明をする必要がありはせんかなと私は思うわけですよ。それはもう今、この問題はここで町長もご存じないというようにございまして、今、答弁を求めてもそれは酷なところもありますので、やっぱり今後の検討課題として考えていただければなと思います。

それから2点目の構造上の安全と耐用年数の件ですけども、これはもう今までも町長が言われるようにそういった答弁もありました。それで、今、このACⅡを使っていく事業は盛土材というか、土の中に、土の表面にはなかなか出てこないようなところで使っていく事業と、それから表面にも、地表にぱっと出てくるような使い方もあると思うとですよ。ですからそういったときに、その耐用年数ですね、やっぱりそういったものは定めがないと言われればそれまでですけども、何か1回目も言いましたが、鉄筋コンクリートの寿命も意外とそう長くない面もありますのでね、やはりこういったところは耐用年数のこの件はやっぱり難しい面もあつとでしようけど、やっぱりそれは押さえていただきたいなと思います。

1つには、例えば鉄筋コンクリートのセメントの配合量ですけども、これは普通立米当たりにしますと200kgぐらいはもう今の基準でいくと入っているんじゃないかなと思います。それでACⅡについては、課長何kgやったですかね、わかります、立米当たりのコンクリート量は。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。答えられたら一問一答だからそれでお答えください。

○土木管理課長（益田大介君） ……。

○議長（倉田 明君） 一応わかっとなら答えてください。

○10番（錦戸久幸君） よかです、答弁はもうよかです、そんなら。それだけセメント量がですね、私はそういった詳しいことわかりませんが、セメント量を立米当たりで比べたときに、それだけセメントの混入量っていうのが、配合量っていうのが明らかに違うような気がしますので、やっぱりそこら辺の耐用年数、やはりそういったところもどうなのかなという面がありますので、今は答弁が難しいようですので後でもやっぱりその耐用年数については、又、詳しくお知らせをいただければと思います。

それから3点目の件ですけど、ちょっと言葉では説明しにくい面もありましたので、議長のお許しをいただいて掛図を1つ用意させてもらいましたので、これを示しながら説明をさせていただきたいと思います。

すいません、見にくいですけどね。今月の6月の6日に町の防災会議がありました。そしてその中で示された資料のあれを拡大して色を付けたりして私なりに作ってみました。これはどういう図面かといいますと、津波が来たときにどれくらいの高さになるかというふうなことで示された図面ですね。

これは、概略説明しますと、ここにこの水色で波型にこうしてした分ですね、これが津波のときの波の大体の高さです。そして水色の下の線が次のところを中心にしてこうありますけども、これが大潮のときの満潮の平均の高さだそうです、これが。満潮時に津波が来た時にはこのAの波、波型の高さの津波が来るそうです、計算上ですよ。この基準面、これから津波の高さは図るんだというふうなことでございました。それでこれが堤防ですけども、堤防があって民家があります。そしてこの現在の堤防は荅北町の堤防に限らず、この津波の高さよりも高くなっておるというふうな説明でございました。

ただしかし、これは全面的に信頼するわけにはいかず、この堤防が弱いとこれが壊れてこの民家も壊れるというふうなことになります。ですから、この普通でいきますとこの津波は今の堤防で十分こうして、まあ十分と言えるかどうかわかりませんが、今の堤防の高さで落ち着くというふうなことでございまして、この堤防が壊れんようなことでせんといかんわけですが、今、荅北町の浸水域は想定してあるんですか。津波自体には普通ならば止まるけども、浸水域があると。浸水域が20ha分ぐらいあるというふうな説明でした。そこで、これを乗り越えてくる分が20ha分か、それともこの堤防が壊れて20haが浸水する分かというふうなことをお尋ねしますと、これは今のところ堤防の強度の調査中で、今、具体的にはそれは示せないというふうなことでございました。ですから、この堤防をやっぱり強くすることと、弱いところをですね。今、持てるところはいいけども、堤防が弱いところは早めに補強をしたり、足りないところは嵩上げをしたりしてこの人間の命だけ、町民の命だけじゃなくて町民の財産も同時に守ってやるというふうなことで、これからの防災はしていかにいかにとじゃなかるうかなと私は思うわけですよ。

ですから、避難所を造ることも大事だけでも、避難所を造る前にやはりこういった住民の本当に直接の命を守ることと、それから町民の財産、財産を守ってやること。これはやっぱり行政の大きな努めじゃないかなと思うとですよ。

そしてね、ちょっと遅くなりましたが下に、なお、津波の計算結果では、地震によって発生する津波波高Aは小さく、朔望平均満潮にBを合わせた津波型、要するにこれです。津波高は小さく、平均満潮にBを合わせた津波高、要するにこれです。これはCも概ね既存の海岸堤防高より下回っていることがわかったというふうなことが資料で示されておりました。

そこで、私は先程も言いましたが、やはり今、堤防の強度が調査中で、やっぱりその結果がまだ出てこないの町としてもその対応はなかなか取りにくい面がありますが、やはりこれがやっぱり一番急ぐ最優先されるべき課題じゃなかろうかなと思います。そして先程言いましたけども、津波も安全だと、津波に対しては堤防は持てるんだというふうな話をしましたが、これには今現在でもですね、津波は来なくても今現在は海岸線では担当課はもういろいろその場面、場面で写真も撮って場所も把握しておられると思いますが、高潮とかのときに国道に海藻とか何とかとバラスとか一緒にこうして上げるところがあります。ですからそういった所は消波ブロックを置くなり、やっぱり堤防を嵩上げしたりそういったこともその沿線の住民からすれば、そういったことは優先的に求められとるっていうのは、やっぱり執行部の方も念頭に置いていただきたいなと思います。

それから広報れいほくの（「今には答えんで」と呼ぶ者あり）ならお願いします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 図示までしていただいて、ちょっと私も大分年取ってきましたので見えにくいところがあったんですが、確かにですね、そう言われてる所もありますし、例えば志岐川の河口である明神山あたり、満潮のとき見てください。ほとんどもう堤防、満潮面が家の高さと同じぐらいです。そういったこともありまして、まずは浜之町住宅密集地域の浜之町から釜海岸にかけて、十数年かけて高潮対策をやらせていただきました。これも国が50%、本来なら県が15%は補助すべきを県が全く出してくれませんでしたので町が50%を出して、毎年1億ずつぐらいずっとやってまいりまして、ようやく今年で完成をいたします。そういった面で安心が一つ安心感が増えたということ。やはり明神山、紺屋町にかけましても、これは志岐の漁港の生産面に当たるような状況をですね、もっと付加価値を高めようということで道路も造るということと併せまして、高潮対策の意味も込めまして堤防を前出しにして道路も造り、そしてより強度の高い堤防を今、造ってるところでございます。

しかし、これがあつという間に海岸線の長い茶北町でできるとは思いません。これは

1つは財政面で相当たくさんのお金がかかると。今、避難地を造るのにご指摘をいろいろいただいておりますが、これは1億、2億でできます。

そういった意味で避難さえしっかりできれば、あとはもし浸かっても大丈夫だと。確かに、これが5年ぐらいできると芥北町の海岸線ができるような財政とですね、技術力があれば今、おっしゃったのが相当正しいし、我々もそれに従ってやるべきだと思っておりますが、今、調査もしながら、そしてできるところはずっとやってきながらですね、やっておりますので、これはやっぱり長い目で見ないと海岸線を全部安全なものに堤防の嵩上げというのはできるとは思っておりません。そういった面で、今、担当課が調査もしております。それで国・県に対しましても、いろいろとお願いもしながら財政的な面のご支援もしていただいているわけでございます。そういうことでですね、今、すぐできること、そして長期的にやらなきゃいかんこと、これ仕分ながらそして又、財政的に追いつくのかどうかというところも考えながらやっていきたいと。今、避難地を造るだけでも大変な財政的なございますが、約7割という国からのですね、ご支援がありますので、それを大いに活用していきたいと考えております。

今後は、今、おっしゃったように堤防の強化、我々全くやってないということじゃございません。相当積極的にやって、志岐川、三会川流域、これからどんどん良くなってまいります。今度は他にもどうやって延ばしていくか、これは国・県のほとんど管理堤防が多いわけでございますので、あとは国・県ともよく話をしながら今、おっしゃったようなこともやっていきたいと。

まずはしかし、南海トラフの地震が来た場合に起こる津波に対して防げないところが出てくるかもしれない。そのために一次避難場所、そして一次避難場所に1年も2年も住むわけにはまいりませんので、そういったことで仮設住宅用地も準備をしておくというのが大事だと思っておりますので、今、錦戸議員の指摘なされたことについては、私は我々もなるだけ早く計画を立てて、財政的にできるかどうかですね、含めて国・県としっかり打ち合わせをしていくべきだと考えております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 町長の答弁で私もそうだと思うんですけども、私も元々ですよ、芥北町に海岸線が30km近くあるのを、全て嵩上げをするようにせんと大変じゃないかというふうなことは言ったつもりはありません。ですからね、それは今、先程も言いましたこの堤防の強度の調査、それをしてありますので、やはりそれが出揃ったならば浸水域も20haは想定をしてあると。そういうふうなこともありますのでね、今、町長言われたようにそれはもう重点的にせんとそれはもうできんですよ。この津波の高さも内閣府の中央防災会議がそうして出しておりますのでね、これもやっぱり根拠があると思いますのでそういったことでこれはもう是非、町民を災害から守るためにそうし

ていただきたいなと思います。

それで津波が10mも20mもという津波が来ればそれはそうですけども、やはり一次的にはより高く、より早く、より遠くへ逃げるといようなことが災害から身を守ってということの大原則ですのでね、そのことを町民にも今後も引き続いて周知徹底していただきたいと思いますし、そしてその民家もやはりできる限り想定される災害から守るようなことで対応していただきたいなというようにして質問を申し上げました。

○議長（倉田 明君） 町長、今の答弁してください。

○町長（田嶋章二君） 今回の件で言いますと、全く我々が海岸線の災害防止をですね、やってないように聞こえるんですよね。具体的にご覧ください。志岐川河口は今、どんどんそういった面で防護面も良くなっています。去年完成しました都呂々川の河口、これはもう不可能だと思われてたんですが、国の大きな援助もございましたのであの辺の住民の方々の安心感がより増したということです。それで徐々にやってるんですよ。

ただやっぱりそこは国の財政支援、県の応援、そしていろんなそういう面の財政的な面もございますのですぐにやれない。すぐにやれないんで、今、おっしゃったのは理想的ですよ。早く全部やればそれなりの津波が来てもですね、皆さんの財産が守れると。だからそれは当然我々としても目標として掲げてやってまいりたいと思っております。しかし、できないところはいざ、来たときにどうするのかと。そして一次避難場所については錦戸議員のおっしゃったことと私が考えてることは全く同じです。ただ、それをいち早く今度は仮設住宅を造ることによってですね、一次避難場所からちょっとプライバシーがしっかり守れるようになるような場所を造るといのも我々の課題であるし、そういった意味でいろんな面からやっていってるわけでございますので、その辺の災害対策についてのご理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それでは町長ね、この津波の高さの基本的な津波に対する基本的な考え方といいますか、津波の基準点といいますかね、それを私は今年の広報の3月号で見えますとね、ちょっとこう、私だけかなと思うんですけど、これは3月号の2ページの記載ですけど、「苓北町を襲う地震・津波」という見出しの中で、この地震により苓北町においては最大震度5弱の揺れと約3.1m、それで括弧書きで満潮時約5mの津波が襲うと想定されます。そして南海トラフ巨大地震は30年以内に70%以上の確率で発生すると言われてています。いつ来てもおかしくない状況なのです、というように記載がございませう。

それで、ここで言われとる満潮時約5mっていうことは、これが満潮時の線ですのでこれが要するに津波の下の高さですね、これが満潮時約5mっていうことはこれから5

mっていうふうな、こうして記述かなと思うとですよ。それと私たちに6月6日の日に防災会議で示された資料はこの満潮時から津波高さは1 mから1.5 m、苓北町は。苓北町は満潮時からすると1 mから1.5 mだというふうな図示でした。

ですから私はね、この掛図を作る気になったんですよ。なかなかそこら辺が説明がしにくいからと思ってね。町の広報誌に書いてあつとは、この満潮時から5 mとしてあるからもうほとんどが入ってくつとですよ。ところが、内閣府から発表されたその資料を元にしてすると、津波は満潮時から1 mから1.5 mの高さ、苓北町はですよ。そうしてあつとですよ。ですからこれは単なる資料の行き違いなのか、それともどちらの方が本当なのか。町で言うるとる満潮時から5 mの高さが本当なのか、やっぱりそこら辺が確定をして町民にもお知らせをいただきたいなと思います。

これが1点と、もう1つはですね、もう基準の取り方が違えば災害に対する考え方がごろっと変わりますからね。それから後段で述べましたこの件は、町の防災会議の折に示された資料ですけども、この129ページ。ここですね、括弧書きでいろいろ地震の種類が書いてあつとですよ。そして6番目に南海トラフって書いて最大値のところマグニチュードは9.0だというふうな記載です。そして30年以内に発生確率は極めて低いと書いてあつとですよ。それでこれは大きなやっぱり間違いじゃないかなと私は思います。これは町の方が正しいんじゃないかなと思うとですけど、しかしこれは町の防災会議の資料ですから、これも早急に確認をされて、どちらの方が正しいのか。これはやっぱり30年以内に70%確率であるっていうのと、30年以内発生が極めて低いというのはやっぱり防災に対する基本的な考え方が変わってくると思いますので、そこら辺は統一をした検討、資料をお願いしたいなと思います。

この2点についてお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは国が示されたというんですが、30年以内に70%の確率で南海トラフの大地震が起こるっていうのは、私は国の担当官からも聞きましたし、度々NHKあたりの報道でも言うておられます。地震の専門学者も言うておられますので、その方が正しいんじゃないかなと私は思っております。

それとあと堤防高さにおける満潮時の今の図示ですが、あれは多分、国の一般的な基準で言うておられるんじゃないかなと。例えば明神山を見てください満潮時。もう堤防がちょっと低いということはあるんですが、満潮の高さと家の高さは大体同じですよ。だから例えば、志岐の道路を堤防側に浸かってずっとやるというのも国も「なるほど、これは早うせにゃいかんですな」というような理解をいただいたわけで、堤防の高さが満潮時はこれだけ、あとはまだ大分余裕があるという今、絵ですよ、今の絵は。だからそこをちょっといろいろ国が考えておられる基準と、我々が地域によっての実際の現実

が違うのではないかなと思っております。違う中で我々はそれをしっかりお訴えして、今度の防災道路兼用の護岸も認めていただいたというのがその経緯でございますので。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） いや、あの町長、それはもうわかりますよ、私も。ただ、私が言うのはですよ、このやっぱり基準の取り方ですたい。やっぱり今の堤防がありますよ町長言われるように、ですから防災会議で出した資料では、これから満潮時の海面からそれから芥北町は1 m高い1.5 mの津波だというふうなことを示してあったっですたい。それで私たち町の今話を聞いとると、これが満潮時の高さから3 mというふうな話をされますのでね、この基準の取り方、要するにこの数字の取り方がどうなのかと。どっちも今町長が答弁されましたけども、私がこれを基にしたのは防災会議の資料を基にしてしたわけですから、私もそのときめごとく見つけてお尋ねすればよかったですけども、そのときはもう限られた時間ですので指摘もできませんでした。ただ、後日それが自分なりに疑問点を持ちましたのでね、これは一遍是非、町長にお尋ねしときたいなというふうなことでございました。

それともう1つは、先程言いましたけども、南海トラフの記述の件、これはこれの方が私も間違いだと思っております。断定はできんけども、ここら辺はやっぱり担当課も一応又、再確認をしてみてください。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 今、錦戸議員から申されたことにつきましては、取り方につきましては波高につきまして私自身も満潮時の波の高さだというふうに捉えておりましたので、今、言われた防災会議の添付資料という形に示されている数値だと思います。それはもう一度確認させていただきたいと思っております、両方ともですね。

○議長（倉田 明君） はい。

○10番（錦戸久幸君） それはもう忙しい中に大変な作業になると思いますが、そのことも確認されたら、又、議会の方にもそうして結果についてはお知らせをいただきたいと思っております。

それから町長、前の議会の折にACⅡのことでお尋ねしましたところ、私が質問することはACⅡを悪者にしとるようなことに僕の耳には聞こえますというような答弁があったと思いますが、私は元々ACⅡを悪者にしようとか何とかじゃなくて、やはりそういったその時々で、町長にお尋ねをしておきたいというふうなことがあればそれをお尋ねして、又、答弁をしていただいて、それが今後のいい町の芥北町行政のあれに生かされればいいなと思っております。そういったことでありますので、私もACⅡを悪者にするとかそういった対応は全くありませんのでね、そのことは町長も認識をしていただきたいなと思っております。

それを踏まえて、先程のやっぱりこうして納税の問題も、これは後で又、議会にお知らせをいただきたいなと思います。

そのことを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（倉田 明君） これで錦戸久幸君の一般質問を終わります。

通告2番、野田謙二君。

○1番（野田謙二君） 通告2番、1番議員野田謙二です。一般質問をさせていただきます。

さて、今回は町長に苓北町議会のテレビ配信についての基本的な考え方について質問させていただきたいと考えております。

私は、3月議会での予算委員会において、簡潔に議会のインターネット配信について質問を行いました。その際の回答は、議会事務局長から予算として2,500万円ほど必要であり見送られましたとの回答をいただきました。詳細はもう少し細かい回答でしたが、概ね以上の理由で予算計上がされていないとのことでした。

さて、本来なら議会は公の元で常に公開が原則です。そこで、今回の質問ではその原則でありながら、テレビ配信されていない現在の苓北町議会を町長はどのように考えているのかをまず伺います。

加えて申し上げれば、先の予算委員会では予算自体の問題だけが言われましたが、今の時代はもっと多様な企画、計画が創造できるのではないかと考えています。それにより予算はもっと縮小できる可能性はありますし、ただ単に町民に議会を公開するだけではすまない意義が出てきます。

例えば、2,500万円という費用は、放送作成する際の機材の全てを役場が負担する程度の費用ではないかと私は思っています。放送作成に民間の企業を利用し、その出来上がったソフトを町役場が購入するという契約を結べるのなら、予算自体はものすごく縮小するのではないかと思います。私は専門家ではありませんので外部企業に制作依頼することができれば、どれほどの縮小になるのか見通せませんが、年間で1,000万もかからないのではないかと考えています。

純粹に出来上がったソフトだけの費用とすれば1回で数万から100万未満、その4回分で数百万で足りるのではないかと考えています。又、テレビ配信する場合でもあえてインターネット配信だけをするのであれば、費用はものすごく小さくなることが予想されます。

さっきの2,500万円という数字は志岐の町民ホールでのテレビ公開の費用も含んでおり、町民への公開という意義は多少損なわれるかもしれませんが、実際に一般質問等はPDFではございますが既に役場ホームページでネット配信されており、私にも役場のホームページで見たという元天草市議から応援のお電話をいただいたこともござい

ます。インターネットは町民だけではない効果が出てきます。

特にこれからは交流人口も増やそうという時代に、役場のホームページで議会中継が見られるのであれば、開明的な町だとのイメージ戦略としても有効です。ネットでの映像配信は確かに苓北町町民全てに具体的な町の政策が伝わるとは限りません。それでも現在より広く町の政策決定に触れる機会が増えるのは間違いありません。

更に、ネット配信ではインターネットを利用しない町民に対してどうするのか、ということも言われると考えられます。しかし、これは今までと同じように町が同じような広報をすれば良いだけであって、何も変わらないはずで、又、ネット配信すれば町民以外でも大勢が視聴可能になるわけです。ですが、町民以外の声は聞かないというのも自由ですけれども、これからの時代ではなかなか受け入れられないのも現実ではないでしょうか。

むしろ小さい町だからこそ他所の市町村の意見も積極的に耳を傾け、多様で複雑な未来に対して進歩していくことが必要だと思っています。ネット配信の提供がその姿勢を示す第一歩だと私は思っております。

実現に際しては、どこまで放送するのかなど細かく規定する必要もあると思います。しかし、ネット配信以外でも仮に一般のテレビ局で放送をしたいときに画像が管理されているだけでものすごく簡単に対応できます。実際問題として、それがどのように利用されるのかは放送法の領域となり、簡単には判断はできません。しかし、苓北町役場がほぼ無編集で議会の動画を配信することには問題はございません。

もっとも現実的ではないかと思えるのが、実際の映像を配信することによって現在では考えられないくらいに各議員の評価に、町民の評価に違いが出てくることも期待されます。あくまでネット配信は初期段階に過ぎません。しかし、実際に町民が信じて選んだ町議会議員がどのような活動をしているのか、実際には議会だけで全てを判断することはできませんが、他の公開が原則とされる委員会なども含めて町民がよろしく評価する機会が増えるということも意味深いと考えています。

一例を挙げれば、現在は議会広報誌の「きずな」だけを頼りに議員を判断する人もいらっしゃると思います。しかし、「きずな」は少なくとも編集をされています。言葉の細かなニュアンスなどは伝わりません。その内容がどれほど役場執行部に伝わったのかもきずな読者の主観に任されているのが現実です。それが画像配信するだけで町民に伝えられるようになります。

以上のようなことも含め、将来には民間企業も含めて町内ケーブルテレビなど有線のテレビ配信や又は無線での配信が実現するときが来るならば、そのときに議会を1つのコンテンツとしてすぐに取り上げられるということです。このようなことは私の個人的な発想でしかありませんが、少なくともネット配信には早いうちに取り組む価値がある

と思っています。

以上のようなことを考えられた上でお答えをお願いします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問にお答えをいたします。

覚えていらっしゃる方もおられるかどうか、佐藤内閣の末期のときですね。佐藤内閣総理大臣が記者会見の折でした。新聞記者はみんな退場してくれと、テレビ局だけ残ってくれということでした。それは、そのときの佐藤総理の真意は、新聞記者はやはり書き手の感情が入るわけですね。だからそのまま国民に自分の考えていることが伝わらない。テレビだとしゃべったことがそのまま国民に伝わっていきます。そこは今度は国民がそのしゃべったことについての中身についての判断は国民がしていくということで、佐藤総理は新聞記事よりもテレビがいいんだということで、1回だったかもしれませんが新聞記者を総退席させまして、テレビだけの放送になりました。そういうことがございました。

そういった意味において、テレビ中継っていうのはありのままをそのまま聴取される方に伝えていけるという大きな利点があります。そういったことを考えますときに、これは早くやらなければならないなと思ったのが、あの光ファイバーを引いたときでございしますが、ある民間の方のご提案で今、野田議員一部お話をなさいましたが、それと年間維持費もやはり2,000万ぐらい要するということがございました。そのことで、そのときに考えたのがやはりこの件については、議会の方々ともそして町民のご意見もしっかりお伺いした中でどうするか。

ただ、前提があります。民間会社がテレビ放送するわけですから、そんなコストのかかるようなテレビ放送だったらお断りするということでありました。今後ですね、そういう形で天草市ではケーブルテレビが、これは民間経営ですね。入って放送をしておられます。そういった面で天草市はほんのわずかの財政出動でですね、そのテレビ中継ができるというような状況でありますので、今後民間の方とも相談して、前みたいな初期投資も維持費も余計かかるようなことじゃなくて、もうちょっと勉強してもらった中でテレビ放送が本当に実現するのであれば、もうそれは素晴らしいことじゃないかなと。ただし、だからこういうことです。財政的な問題とそしてそういう民間会社が町のある程度の応分の負担でやっていただけたところがあるかと。それとまた、議会の方々のご意見と町民のみなさん方の要望も一緒にやっぱり検討していかなければならないと考えております。

やりたいんですが、課題が幾つかあるということで回答にさせていただきます。只今の野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） 私も基本的な町長の考えを伺ったので大変ありがたく聞かせていただきました。基本的には予算等の問題がなければ、町長自身はもうあと議員さんが賛成していただければすぐにでもやりたいということによろしいのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その予算がですね、相手さんが思っておられるような応分か、我々が検討する応分の負担か。それと先程も申し上げましたように議会でもしっかりその辺のところを議論していただきたいと。そして町民の方々のご意見もお伺いしたいと、そういうことの中で全てが一致するような方向になってくれば私はやった方がいいんじゃないかと。先程言いましたようにここに新聞記者の方も来ておられますが、新聞には感情が入ります、書き手の。だから「きずな」も素晴らしい編集をなさってると思いますが、やはり自分の言いたいところだけ書かれる、我々の言いたいところは書けない。これは紙面の都合上もあるわけでしょうけど、それはそれであるとしても、やはりテレビっていうのはやっぱりそのままを映るわけですから、あとは聞かれた方の考え方だと思います。そういった意味で解決する課題は幾つかあるということで、テレビ放送については前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） あと私が思っておりますのは、例えばインターネットの配信っていうの自体は、それほどまでにはコストはかからないと私自身は思ってるんですけど、あとセキュリティだ何だと実際のものすごく専門的でいたずらされたりすることが大変ですので、そのための予算っていうのがどれほどかかるかっていうのはまだ私にはわかりませんが、インターネットの画像配信だけでしたらコスト自体はそれほどかからないと私は思っているんですけど。それだけでしたら早くできるんじゃないだろうかと思っておりますけどいかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これにつきましても課題が幾つかあると思います。1つはですね、やっぱりインターネットを自在にお使いになれる方たちの数の問題もございませう。それとインターネットでも配信するとなったときに、そのまま伝わるテレビと同じようになるのかどうかっていうのもちょっと疑問に思うわけでございます。そういうことと、先程申し上げましたように議会のいろんなご議論の経緯、そして町民の方々のご希望もよく聞きまして、これは財政的な問題だけじゃないと思うんですね、このインターネットっていうのは。そういう課題があると思います。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） 町長のお考えは、ただ単純なインターネット配信だけでもいろいろまだ検討しなきゃいけない問題があるというご回答だと理解いたしました。

確かに簡単なことではございませんけど、皆さんが一生懸命単純に理解していただければ1年内にはできるかもしれないというふうには私は理解いたしました。実際にそういう経験をされたことのない方も多いと思いますけど、皆さんも一度ご関心いただいて検討する機会をいただければありがたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（倉田 明君） これで野田謙二君の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。通告3番、山本政人君。

○3番（山本政人君） 山本です。私は介護の体制について意見を述べ、考えをお伺いいたします。

まず、施設に入りたいと思っておっても施設に空きがなく、待機者の方々がおられるというようなことで、4月8日の新聞でしたが、大々的に新聞で載ってまいりまして、全国で50万2,000人の方が待機をされていると。特養に入りたい、入りたいけども空いてない、そういう方々が50万2,000人、これは4年前に比べて10万人の方々が増加をされていると、したがって4年前は約40万人ぐらいだったんでしょうね。50万人おられるというようなことでございました。

そこで県内の状況はどうかということで、これもその4月8日後の1週間ぐらい後でしょうか、報道がなされておりまして、熊本県内には149の特別養護老人ホームがあるわけですし、その中の入れる人、いわゆる定員ですね、この定員の方々は8,499人というふうに約8,500人の方々が入っておられるというそういう報道でございました。そして待機者の方、いわゆる入りたいけども入れない、待っておられる方々は何人かと。これは7,440人という新聞の報道でございました。これは国と同じように4年前に調査をしたときよりも10%、約1割が減ったけれどもなおかつ7,440人の方々が待機をされていると。これは2013年の4月の時点でありますけども、そういう報道でございました。

その中で要介護度別ですね、これは要介護1、2、3、4、5あります。ありますが要介護度3から5、いわゆる中度、重度っていいですか、そういう方々の比率、この7,440人の中で70.6%の方々が要介護度3から5ということですから非常に不自由をなさっておられる方々が多いと、そういうふうには言えると思ひます。その中で、居

住場所、住んでおられる待機をされておられるところが自宅でございます、そういう方々が3以上、早急な対応が必要な人、これは熊本県下で1,673人おられます。そういう待機をされている方々はどこに住んでおられるか、それも新聞報道でありましたが、それは老人保健施設、これが26%、約4分の1ですね。それから自宅におられる方、これが25.9%で約4分の1、そして病院、あとは有料老人ホームということでの報道でございます。

この施設に入りたいけども入れない待機者のことにつきましては、平成23年度の一般質問の一般会計の予算審議の折にお尋ねをいたしました。このときには、雇用創出のためにはどういうことを考えているかというそういう質問の中で、町長は、介護福祉事業については積極的に展開を図っていきたいと、そのように答弁をいただきましたし、また待機者についてはどうかということで、これには担当課長の説明で、その質問時にグループホームとそれから小規模多機能の施設、そして小規模の特養の施設を現在建設中であると。これが全て完了すると苓北町の待機者はほぼ解消されると、そういうように返答がございました。

それから約3年が経過をいたしております。団塊の世代の方々がもう65歳以上になられるんですかね。そういうふうになられて高齢者の方々が年々増えておられるというような状況でございます。

そういう中で苓北町では、それでは一体どのくらいの方々が施設に入りたいけども入れない待機をされておられるのかですね。潜在的待機者、これ施設に行きたいけども、現在医療関係で治療を受けなければならないという方々は病院に当然おられます。しかし、病状が回復しますと当然施設でいいということになりますと待機者というふうになるわけですが、そういう潜在的待機者も含めて苓北町の現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

又、待機者が多分おられるであると思うんですね。待機者がおられるとした過程の中でそれを解消するためには、どのように考えておられるのか。待機者解消についてはどのような考え方なのかお尋ねをしたいと思います。

私はこの待機者解消と、これは当然のことながら解消をしていかなければならないと思いますが、町長の見解を伺います。

それから3点目の方からまいりましょうかね、特養の新設であります、苓北町における特養、いわゆる特別養護老人ホーム、新設の計画はないか。そして又、相当制約があると思うんですね、新設をしていくためには財政的な問題もいろいろありましようし、いろいろ要件があると思うんですが、その新設の要件はどのようなものがあるのかということをお尋ねをしたいと思います。

なぜ特養にこだわるのか、それはまず特別養護老人ホームというのは非常にそういう

体制整備が整っているということがあるんですね。まず、入浴や食事、それから排泄などこういうのを24時間ケアをしてもらえる。そして、もうあなたは何ヶ月経ったから出てくださいと、こういうことはございませんで、終身利用することができるっていうこれも1つの大きな特徴だというふうに思います。そして、その他の有料老人ホーム等々に比べましても経費が非常に安いということが、インターネットで検索してみますとわかります。

したがって、利用料金が安い、そういう終身利用できるかそういうことがありますんで希望者が多い。ですね、特養に入りたいという人が、待って特養に入りたいという方が非常に多いと。したがって待機者が多いためにその待ち時間、申し込んでもなかなか入れないと。インターネットで調べてみますと、数ヶ月から10年。10年も待つところがあるのかなんて、そんなのがあるのかなっていうふうに私は思いましたけどもそういうデータが出てまいりました。これは当然、特養に入る人っていうのは要介護1から2、3、4、5までの認定を受けている65歳以上の人、これは原則的にですけどもそういう方々が入られるわけですが、したがって非常に利用者にとっては利用しやすい。したがって、そこでやはり茶北町においても特別養護老人ホームの新設の計画はないかお尋ねをするわけであります。

それから2点目でありますが、これは特養への入所の方策はあるのかどうかっていうふうに書いてます。書いてますが、ここで聞きたいのは低所得者の方、いわゆる収入が少ない方、こういう方々が施設に入所する方策はないのかなと、方法はないのかなとそういうことを重点に聞きたいと思います。

これは特養への入所の方策、これは私は素人ですが考えて2つあると思うんですね。入所する方法の1つ、これは施設が空くまで待てばいい。ただひたすら待つだけです。空いたら入るといふそういう方法ともう1つは先程お伺いをしましたが、新設をされた場合の定員の増加、これに期待するというこの2つの方法だろうというふうに私は思うのです。

したがって、低所得者でも入れる施設、特別養護老人ホームの他にそういう施設があるのかと。私の調査ではありません。ないわけですね。低所得者というのは、どこまでを低所得者というのかということなんですけども、これは国が創設をしました国民年金、これは老後を安心して暮らしていただくために年金を創出しましょうということで国民年金が創設された。これは公的年金であります、ただこの公的年金のこの国民年金も基礎年金だけの方は、この人たちの年金は月に約5万前後と言われておりますが、この基礎年金だけの受給者はこれ、全国で約800万人余りという820万人程度ということ言われています。

現在、高齢化比率で見えますと、国内でですね、3,080万人の方々が65歳以

上の方々なんです、私の計算によれば。65歳以上の方々が3,080万人ぐらいということになりますと、そういう3,080万人ぐらいの方々が現在、年金をもらっていらっしやると。そのうちの820万人ぐらいが月5万円ぐらいの年金であると。それではその月5万円の年金では入れる施設があるのかと、ありません。

これはインターネットで調べてみますと、特養、いわゆる特別養護老人ホームで一番下、利用料金がありますけども、それが一番最低の方で5万円から13万円というのが私の調査の結果です。これは、収入によってそれぞれ金額は違うと思うんですが、1つの目安としてはそういうことだということでございます。

それでは、その5万円しかもらえない人はならどうするのか。入ろうと思っても入る所がない。入れるのは何回も申しますように特養だけです。しかし、ここは今現在、50万以上の方々が待っておられる。入ろうと思っても入れない、そういう状況であります。

それでは特養以外に入れないとすればどうするかということが問題になってまいるわけではありますが、これはもう皆さん方ご承知のとおり、今年の4月、税と社会保障の一体改革ということを大きく掲げて消費税がアップされました。これが8%ですね。ここで見込まれる税収っていうのは一部報道によりますと、4兆から5兆円だということです。これは消費の動向で大きく数字は変わるんでしょうけれども、4兆から5兆円。4兆から5兆円って言われても私たちには馴染みはございませんで、全く金銭感覚がわいてきません。天文学的な数字で、10万から20万と、100万と申しますと大きな金額だなとそういう感覚がありますが、いずれにしても消費税がアップされた、8%になった。それで税収は4兆から5兆円と、そういうことは言われています。

そこで、私はそういう財源を元に社会保障の改革をうたっているのであれば、思い切った改革が必要じゃないかと。抜本的な改革が必要じゃないかとそのように思うんですね。

そこで新たな施設っていいですかね、そういう何とか施設っていうのを造るのか、それとも現在あります特養のそれをベースにしてその規制緩和によって今、50万人の、50万人ですよ、50万人の待機者がおられる。これは50万人の待機者を解消する、一変にはいかないんでしょうけどこれを解消するということにすれば、やはり大きな改革をやらなければ解消できないと思うんですね。ですからまだ待機をしてまだ待ってもらえる人、そういう方も中にはいらっしやるでしょう。しかし、50万人の中にはもう明日でも入らなければ大変だという方もいらっしやると。そういう方がたくさんいらっしやるというふうに私は思います。

したがって、社会保障の根本的な改革をして、その特養という1つのベースがありますから、それを様々な規制を緩和することによって待機者の解消を図っていくべきじゃ

ないかと私はそのように思っています。

そのことによって、いわゆる先程申しました低所得者ですね、国民年金の基礎年金、これ月に平均5万と言われておりますが、そういう方々でも入所できることになるわけで、そういう整備拡充が大事であるというふうに思います。私はこの国が創設したこの国民年金で入所ができないなんてこれはおかしいやないかというふうに思うわけです。責任持てとまでは言いませんが、そういう少ない年金の方でも入所できる施設の整備、これが大事であるというふうに思いますし、これが社会保障の改革であるというふうに思います。私はそう思いますが、町長のこの事に対する考え方、どうなんでしょうか。このことについては当然、町でこうこうしたいということでは当然できませんでしょうけども、しかし、どっかで声を上げてそして変えていくものは変えていかなければならないと、私はそう思います。特に町長は、中央には太いパイプがあられるというふうに思いますし、厚労省にもそういう後輩の方々も多分おられると思います。ですから上京された折にそういう地方からはちっちゃな問題ではあるけども、こういう意見もあるんだということを是非、ひとつおっしゃっていただきたいなというふうに思います。そしてそういう低所得者の方々が安心して老後を送られるように意見を出していただきたい、そのように思います。

それから最後にひとり暮らしの方々の高齢者対策のことについてちょっとお尋ねをいたします。このことも平成23年の予算審議の折に尋ねました。これはこれから先、ひとり暮らしの高齢の方々もだんだんと増えていかれるから対策を立てなければならないというふうに回答をいただいております。

特にKDDの独身寮の跡を活用して、そして地域のいわゆる縁側づくり事業として言葉が非常に優しくて馴染みがあります。縁側づくり事業と、いわゆる誰もが気軽に来てそこで過ごされるような、そういう施設をKDDの独身寮の跡には造っていきたい。そして、それを福祉の拠点の場となるようにできればいいなというふうに考えていますよと、こういうことでございました。私は、ひとり住まいの方々が一番大事なことで、それは常に話ができること、これが一番大事じゃないかなというふうに思います。

老人クラブの報告がある中で、シルバーヘルパー事業っていうのが実施されております。こういう方々が、たくさんの方々がこれには従事をされていらっしゃいます。その中で事業の中心となっているのはやはり話し相手になると、そういうことで報告がなされております。いかに話をすることが大事なのかというふうに思います。そのKDD独身寮の跡を活用してやっておられる事業、このことについてもお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これは非常にもう根が深いっていうか、一番日本の根幹を成す質問でありまして、本当は国会の中でもっとこれを深めていただきたい。実際、深めておられるんですが、やはり申し上げますと時期をちょっと間違われたと。

私は27年前に県議会議員の選挙に出ました。その前は国会議員の第一秘書でずっと見ておりましたが、その折、昭和50年代の中頃1.57ショックというものがありました。日本人の女性が一生涯に産まれる人数がそれだけになったと、1.57人になったと。2.07人以上でないと人口は増えないと。ところがこの2、3年前までには1.29ぐらいになりました。今、去年の統計が出てきておりますが1.43まで回復しました。その回復したのは、産まれる数が増えたからというわけじゃないんですね。要するにその対象になる女性の方々が減られたから、その方たちの年齢層で生まれた方を割りますと1.43と、増えたように見えるんですけど人口は実際増えてないんです。

常々言っただけでまいりましたのは、少子社会は国を滅ぼすということが私は常々申し上げてきたら、一時はずっと国にも要望をしておりまして、当時厚生省でした。国会議員のここの選出の議員の方、馴染みの方々にも諸々申し上げてきたんですが、何のことかっていう感じでした。一度役場にも来られて、神崎さんが質問されたこともありました。ここの選出の代議士にですね、まだピンときておられなかった。結局は、そのことの中で人口構成がアンバランスになった中で、社会保障費はどんどん伸びていく、しかしその担い手はどんどん減っていくということで、人口減少社会ではありますが、介護を受ける方々はこの20年以上どんどん増えていかれます。そして担い手はどんどん減っていくわけですね。担い手っていうのはそれを支える、税金を納める方とか、医療費を納める方たち減っていかれる。このひずみがここに出てきてしまってるということでございます。

まず、現状、国会でも相当頑張っておられますのでそれを紹介します。まず初めに医療介護総合法案が衆議院で5月15日に可決をして、参議院に回されたわけでございます。今、参議院でご審議中でございますが、このうち介護保険に関する部分につきましては、要支援1と2の方につきまして、介護予防事業から新たな地域支援事業である総合支援事業に移行させると。しかもこれは地方自治体に委ねるといふことの方で今、法案作り最終段階に来ているところでございます。

次に、特別養護老人ホーム入所要件は原則要介護3以上に限定すると。先程要介護1、2、3とかおっしゃいましたが、1、2の人はもう入れないというような法律を今、考えておられるようでございます。また、一定以上の所得者の利用料を現行の1割から2割に引き上げる。これは所得が高い方ということですから他にお金の使い道のない方はそれで十分かと思っておりますけれども、4番目に低所得者に係る食費や居住費の軽減について、保有資産や財産の保有額により見直しを行うなどとなっているようでござい

ます。法案が可決成立いたしますと、町の業務や入所希望者とその家族、並びに介護事業者に大きな影響が出るのが予測されるのでございます。この審議を見守っていると
ころでございます。

今、質問にありました特別養護老人ホームの入所申し込みの状況は、厚生労働省のデータによりますと、平成21年で全国で42万1,000人、4年後の平成25年度では52万4,000人となっておりますので、山本議員ご指摘のようにここ4年間で10万人余りが増えているということでございます。

ところで苓北町における申し込み状況でございますが、待機者名簿はそれぞれの事業所が把握をしておられます。昨年12月のデータによりますと、苓北町の待機者総数は24人となっております。このうち在宅での待機者は8人となっております。待機者24人の介護度は、1と2で合わせて11名、法案が予定している特別養護老人ホーム入所要件である3以上が13名となっております。

今回の制度改正の目的の1つに、重度介護認定者の待機者の減少があると言われております。今年度は第6期分介護保険事業計画を策定することになっておりますが、只今お答えいたしましたこれら法改正部分を盛り込んだ計画となる見込みでございますので、法案の成立後に具体的に出される政令省令等関連法令に沿った計画作りを行うこと
になります。

又、次に低所得者も特別養護老人ホームに入所できるような施策はないかというご質問であったわけでございます。介護度3で入所した方の利用料金は1割自己負担分と食費・居住費などを合わせますと月に7万4,100円必要となります。月額、先程ご指摘のあった平均5万円の国民年金受給者は預貯金などの蓄えがなかったり、子どもさんたちからあるいは他の方からの支援がないと現状でも不足する事態になってまいります。それでは低所得者の方は全く入れないのかということでございますが、これにつきましては食費・居住費につきましては減額の制度がございます。入所時にこのための限度額認定書を発行しているところでございます。

又、低所得者の方が利用料負担が困難な場合には、社会福祉法人サービス利用者負担の助成制度もございます。なお、生活保護受給者が介護サービスを受ける際の自己負担はございません。

次に、苓北町における特別養護老人ホームの新設計画があるかとのお尋ねでございますが、第6期の計画を策定するためのニーズ調査を実施し、只今集計作業中であり
ます。今後、法改正による影響や事業者へのヒアリングなどを行い、第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会での議論を受けまして、必要と判断されれば計画に盛り込んでいくこととなりますので、現時点では明確なお答えはできないところで
ございます。

また、要件でございますが、地域密着型事業所の場合は、町の介護保険事業計画に基づいた選定事業所になることが第一条件でありまして、まず、町に対して事業計画書を提出をしていただきます。事業計画書は土地の取得状況、賃貸状況、予定地の地元説明会の内容、各部署との折衝内容、予算計画書等になる予定でございます。

町がこれらを審査をいたしまして、選定事業者として選定されてから社会福祉法人の設立、建設工事の着工となります。なお、広域の施設になりますと、県の計画にのっているかどうか問われるということでございます。

まず、地域密着型の特別養護老人ホームは必要とあれば町の意味で実現の可能性がある高いと、しかしこれは人数が少ないということでございます。そして広域となると県の認可が必要になってきますので、相当競争率が高いということでございます。

そういうことで私の考え方を申し上げますと、地域で頑張っておられた方、あるいは他所からでもいいんです、年金でもたくさん持ってきていただければ。そういう方たちがここにお住まいになられて、そして必要になられたらこの居住地内、もっと具体的に言うと苓北町地内です、入所していただいて、そしてその中で地域の方々、お友達、ご家族の方々たちとですね、交流も続けながら安心して介護生活を送っていただけるようなことが望ましいと。その中でその方たちの面倒を見られる方が若い介護要員の方々を雇用していただければとにかく両方ともですね、若い方も安心して自分が産まれて育ったところに帰って来れると、住み続けられるというような状況も出てまいります。

ただ、これが大きな課題がございまして、1つはそういった事業者が出てこられるかどうかということもございます。そして町の負担も相当出てまいります。私はしかし、必要であればそういった諸々の利点がございまして、できればこの地域で生活をしてこられた方は苓北町の中での介護施設で生涯を本当に安心して送っていただきたい、そういう方向に進めば本当にありがたいなと思っているところでございます。

最後にひとり暮らしの高齢者対策のお尋ねでございますが、一番新しい資料で苓北町の独居老人の数は499名でございます。70歳以上の高齢者のみの世帯は249世帯504名となっており、3年前と比べまして独居老人数で1名の増、70歳以上高齢者世帯では17世帯の減となっております。

町では、現在、地域包括支援センターを核にしまして、嘱託の看護師等が最低年1回以上、必要な方につきましては週1回以上の訪問活動を行っております。訪問の主な目的は、安否確認と生活指導で、必要な方には町の地域支援事業によるサービスの説明や介護保険へつなぐ役割を担っております。

今、審議中の介護保険改正法案の中には、できるだけ住み慣れた地域で生活できるようにと地域包括ケアシステムの構築という課題が投げかけられているところでもござい

ます。老人クラブやシルバーヘルパーなど、それぞれの地域にあるボランティア組織を含めた様々な資源を活用したり、不足するものをどのように組織していくのか、第6期計画の最終年である平成29年度までに町全体を視野に入れた取り組みが必要になってまいりますので、議員の皆様方にもご理解とご支援をお願いをいたしまして、山本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） 現在の苓北町の待機者の人数が24人だというふうに聞いて安心をしたっていいですかね、そういうふうに思いました。もっと多いのかなというふうには思っていたんですが、これ、課長、具体的なことなんですけども、これは潜在的な待機者も含めての人数ですか。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） これは先程町長が答弁いたしました52万4,000人のデータの元となった県の資料でございまして、苓北町分としてですね、只今24名の待機者がいるということでございます。このうち在宅については8名ということで、在宅以外の方につきましては病院が10名、それから老人保健施設が4名、その他というふうになっております。以上です。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） 24名の方、少ないと思うのか多いと思うのか、それぞれでしょうけども、しかし24名の方々が待っておられるという事実はあるわけです、ですよ。ですからこれの解消法としますと先程ちょっと説明がありましたけども、施設を造るとなると財政負担、様々なことがありますし、いろいろ新設の要件等々もクリアしなきゃならんということなんです。そこで地域密着型を造るとすると町でいいけれども、しかし町の持ち出しが相当大きくなるんでしょうね。

そこで、国の方で、先程申しましたように社会保障の抜本的改革を進めるとそういう話、消費税を上げるときにはそういう話が相当あったように私は記憶をしております。それ現実的に町長、そういう改革が当然なされていくと思うんですが、町長どうですか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かにこの消費税の増税分は社会保障に当てるということ、約束でございます国民と。実際、そうしようとしておられるわけでございますが、社会保障費のですね、自然増ってというのがございましてこれに当てますと新たな事業をやる余裕がなくなってくると、これが非常な問題でございます。多分、先程申し上げましたように人口は減るけれど、介護医療の対象の方々はどんどん増えていく。だからそういった面で社会保障費は抜本的な解決策がなければどんどん増えていくと。消費税を増やしたところで今まで制度ができてたやつにそれを投入するしかない。だから社会保障に

ですね、投入するという約束をたがえておられません、新たな社会保障をですね、創設するということがちょっと今難しい状況になってるので、私も落胆をしてるところでございます。

先程24人というのは、私が町内いろいろ歩いた中見ますと、24人なんて数字はともこれはどっから引き出した数字なのかよくわかりません。もっとたくさん介護を必要となさる方いらっしゃると。現にグループホームの希望を取ったときはですね、ほとんどいらっしゃらないんですよ。でもできると満杯になるという状況ですね。ですからやっぱり実態をきめ細かく我々はつかんで、自分たちでやっぱり地域のことは地域でやっぱり把握をしていく中で今度の計画も作って、我々でできることは必要要件を揃えられれば地域密着型の特別養護老人ホームは認可ができるわけでございます。そしてグループホーム、小規模多機能、これもできるわけでございます。

しかしそこにはですね、新たに増設したからといって経営が上手くいかなくなると、これは今度はもう自己責任になりますので、そこはやっぱり町の方もその数字を把握するのは事業所と一緒にあって、その実態をですね、しっかりと見定める必要があると思っておりますので、今年からその計画に入りますので、その辺のところをしっかりと見定める中でいろんな介護施設なりなのです、建設についての計画を立てていきますが、私としたら必要な方はもっといらっしゃると。そういった面で是非ですね、新たに造るとなるとなかなかやっぱり費用が大変ですから、現存やっておられる方々苓北町にはたくさんいらっしゃいます、経験豊富な事業者の方々。その方々たちが積極的に手を挙げていただければ大変ありがたいなと考えているところでございます。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） 町長から大変心強いお言葉をいただきました。まあ24名、他にもおられるんじゃないかというふうにおっしゃっておられましたが、そういう可能性だって否定はできないというふうに思います。こういう方々が現在の苓北町をつくってこられた、支えてこられた、こういう方々ですので、これは十分に町としても私たち町民としても、そのケアについては考えていかなければならないことだというふうに思います。

それから、具体的にになりますんで課長にちょっとお伺いをいたします。

結局法案を提出して今、衆議院で可決された、これは参議院でも恐らく可決されるんだろうというふうに思います。と思いますが、ただ、これが可決すると先程町長の方から説明がありましたように3よりも重い方々は入所は可能だけでも、あと要介護1、2、こういう方々は入れなくなるということになります。そうなりますと、これは地方の行政でということになるような話でございました。いわゆる要介護度2というのは、これはインターネットで検索してみますと、これは専門家がかみ砕いて、いわゆるこういう

方々が介護度2ですよというふうに言葉で表したのがあります。これは正確かどうかわかりませんが、要介護度2っていうのは車いす使用であったり、起き上がりなどが困難。ひとり暮らしは難しいレベルというふうにこの専門家の方は言っておられますがそれに間違いありませんか。大体そういうもんですか、要介護度2っていうのは。どうですか課長。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） すいません、詳しいその体の状況っていうのはここでははっきり申し上げられませんけれども、要するに介護度1と2はもう特養に入れないということになっているわけですが、当然家族と一緒に生活するわけでありまして、そういう中でどうしてもやっぱり認知が入ってたりして生活できないという特段の理由があればですね、入所ができるというふうな話もありますし、まだ具体的なそういった中身が今後出てくると思っていますので、そのときにまた考えていきたいというふうに思っています

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） これから具体的には出てくるということでした。しかし、要介護度1、2はもう入れないということはこの法案が通るとそういうふうになります。これは車いす使用であり、起き上がりなど困難、ひとり暮らしは難しいレベルとこれは確かだということを私は思います。

それで、おっしゃったように家族があればですね、問題はないんでしょうが、しかしひとり暮らしの方々っていうふうになりますとそういうわけにはいきませんし、そういう人は又、特別にですね、日本の国ですからそういう無茶なことはしないと私は思います。当然、正規に入れるようにそういう仕組みになるというふうに信じています。

ですからこういうことに、私の勘違いでなければ平成15年度から実施するようなことじゃなかったかなというふうに思うんですが、やっぱり十分な議論をさせていただきたいというふうに思います。

それからKDDの独身寮でのそういう事業化展開をされています。これ、課長に実質的なことをございますんで課長にお尋ねをしますが、気軽にそこで話し合いができるようなことがあればいいんだというふうになっておりますが、そのようなことに老人の方々のそこに参集して来られる方々っていうのは現実的におられるのかどうかですね。子育て支援関係では集まっておられるのかなっていうふうには理解はしていますが、高齢者の方々が集まって来られる、そしてそこで談笑して又、帰られる。そういうのはどうか、その点をお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 山本議員仰せのようにですね、このKDDの独身寮に

つきましては平成23年度に整備をいたしまして、平成24年度からこの施設に荅北町社会福祉協議会に入らせていただきましてですね、この中で子育て支援センターを社協が事業を開始するということがありました。併せてNPO法人のひまわりの家もここに入りましてですね、週に3回の事業を展開しておるところでございます。

3番目の目的として、地域の高齢者の交流の場というようなことで予定をしてたんですけども、現状ではまだまだその段階までいっておりませんで、子育て支援センター、それから障がい者のひまわりの家の活動拠点となっている状況、この2つの事業が大きなものでございます。今後は社会福祉協議会とも連携をとりながらですね、子育ての方も大分順調に事業が進んでまいりましたので、今後そういった第3の目的っていいですか、そこら辺も取り入れていただくように協議をしながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） いずれにしても、この介護関係の課題というのは非常に大きなものがあります。それで今、おっしゃった地域の高齢者の交流につきましてもですね、これ老人会ともう少し緊密に話をされて、そして広報も活用されて、そして充実したものにさせていただく必要があるんじゃないかなと。やはり話し合いをする、交流をする、このことが高齢者にとっては一番大事なことじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、社会保障の問題は大きな問題がございます。いろいろな課題も多いと思いますが、努力を今後も続けていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（倉田 明君） これで山本政人君の一般質問を終わります。

ちょうど12時となっております。ここで1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

通告4番、浜口雅英君。

○2番（浜口雅英君） 通告4番、2番議員浜口雅英、質問の相手、町長。質問方式、一問一答方式。

質問事項、1、安心して住める荅北、生き生きと暮らせる荅北のまちづくり。

質問要旨1、人口減少に伴う年齢別人口構成の変化に対する施策のあり方。

平成26年3月末の住民登録者数と9年前の平成17年10月の国勢調査における人口並びに5歳人口を比較した場合、次のような変化が見られます。

年齢区分を0歳から14歳、15歳から64歳、65歳以上とした場合、総人口では8,927人から7,872人へ1,055人の減。そのうち0歳から14歳までは1,146人から892人へ254人の減。年齢別構成率は総人口の12.8%から11.3%へ1.5%の減。15歳から64歳までは4,914人から4,208人へ706人の減。構成率は55.0%から53.5%と1.5%の減。そして65歳以上は2,867人から2,772人へと人数は95人の減ですが、構成率は32.1%から35.2%とこの年齢層は逆に3.1%の増になっています。

このような中で高齢者などへの対応と小学校の統合について質問します。

1、高齢者などへの対応。国のIT政策はWEBサイト、電子自治体情報によれば、1959年、気象庁の電子計算機導入に始まり、自治省が1990年に地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針を、1995年には地方公共団体における行政の情報化の推進に関する指針を示しております。これに基づき、各自治体は住民基本台帳ネットワークシステム、申請・届出など手続きの電子化、新しい情報技術を活用した生涯学習の推進方策など、国のIT政策が打ち出され、本町もいろいろと電子自治体化への施策に伴う事業を推進されております。

この電子自治体化、IT化は国策としての国・県からの権限移譲に基づく対応だろうと考えますが、併せて行政事務の合理化も視野に入れたものではないでしょうか。したがって、この電子自治体化の実施と成果による職員1人当たりの事務量を検証し、高齢者などへ対応するための施策をより充実させるための機構改革はできないか、お尋ねします。

具体的には今後、高齢化社会が益々進行していくことが確実視されている中で、第1に高齢者の健康、体力維持のための施策に取り組むことが重要です。そのためには高齢者の独居あるいは老々世帯の皆さんたちをスポーツ、レクリエーションなど多様なイベントを企画し、これに参加してもらい体を動かしてもらうことにより健康、体力の維持・増進が可能になり、このことによって国民健康保険費、介護保険費、高齢者医療費の支出抑制につながると考えます。

これらの業務の対応は主として社会教育、公民館が担当してはどうでしょうか。もちろん、今の公民館長の一人体制では厳しいものがあると考えます。

電子自治体化、IT化による職員1人当たりの事務量を検証・精査し、適切な職員配置に努められ、今後の少子高齢化社会を見据えた生涯学習の推進など、一層密度の濃い公民館の業務遂行をより可能とするため、各地区公民館へ公民館主事として職員を配置し、館長と主事の複数体制で対応したらどうか提案しますがいかがでしょうか。

このことによって、時間はかかると思いますが、現在休止している青年団の復活、2地区で休止している地区女性の会の復活なども可能になるのではないのでしょうか。

又、併せて中学校統合に向けた委員会で閉校後の学校施設の利活用については、諸々の案が検討されているかと思いますが、1つの案として公民館が地区の中心区域から離れている坂瀬川地区については、体育館、グラウンド、家庭科室、調理室などの施設が整っており、スポーツ活動はもちろん、郷土料理の講習など生涯学習のための環境が充実している坂瀬川中学校関係施設を坂瀬川出張所と坂瀬川公民館の移転先として検討されるよう併せて提案しますがいかがでしょうか。

2番、小学校の統合。人口の減少と共に児童数も減っております。今後もなお、減少の見込みです。このことから、これまで平成23年第2回定例会、第5回定例会、平成24年第14回定例会、そして平成25年第22回定例会の中で小学校の統合について課題として提起してまいりました。教育長は、地域や保護者からの要望、盛り上がりを受けて進めるべきという考えを示され、教育委員会の考えをお尋ねしたときも統合に賛成の意見はない。統合は考えていないということでした。町長も小さいときは徒歩で通学し、地域の中で教育を受けることが一番よいことで統合はすべきでないという考えを示されております。

しかし、現実には学校基本調査によると、町内4小学校の児童数は、平成元年832人から平成10年の568人、平成15年は506人、更に平成25年は387人と大きく減少し、15年からの10年間で119人減少しています。今後も児童数の増加が見込めない中、既に複式学級の編成がなされている学校もあるようです。

中学校の統合のときもそうですが、統合に当たっては通学の方法、閉校後の対策などなど時間をかけて検討しなければならない多くの課題があります。再度お尋ねしますが、小学校の統合に向けた検討委員会を設置する時期に来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨2、公共施設設備の適切な維持管理。1、道路（1）町道。道路には国道、県道、町道、その他私道などが存在しますが、町道については平成25年度で総点検がなされていると思います。この結果、どのような状況が見えたのか。又、修理などを要する箇所はどのくらいであったのか。そしてこれらにどのように対処していくのかお尋ねします。

又、調査の結果の中に含まれているかもしれませんが、程度に違いはありますが、橋梁へつながる道路と橋梁の段差や橋の上面コンクリートに凹凸がある箇所が見受けられます。農業用の貨物自動車や原動機付自転車には相当のショックがあります。事故が起こってからでは間に合いません。これの整備も早急に取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

なお、橋梁とこの橋につながる道路のつながりは富岡汐入橋の上面処理はアスファルトにより良好に処置されておりますので、これを参考にされたら良いと考えます。

更に、山間部の町道の路面の維持管理は手付かずの状態になっております。路肩が崩壊したままの箇所、路面に枯れ枝、落ち葉が堆積し、通行に支障がある箇所、そして落ち葉などが堆積した箇所はイノシシの餌場と化しております。これが町道なのか、地域間の連絡道なのか疑われるような状態です。円滑な通行のため、あるいは緊急時の交通路確保のため、これも早急に対応する必要があると考えますがいかがでしょうか。

町の直轄で手が回らないという状況があるとすれば、町内の土木建設業者に山間部の町道の維持管理は年間を通して一括して委託する方法も検討されてはいかがでしょうか。

(2) 里道。平成25年12月3日付の平成25年度定期監査結果公表書第4、地方自治法第199条第10項による監査意見の中の要望事項の3項目に、里道の占用については引き続き現状把握に努め、可能であれば売却などの指導を徹底されたいとありました。この結果公表後に売却などの事例はあったのかお尋ねします。

又、里道の無断占用により、里道としての用途が果たせなくなっている箇所はないのかお尋ねします。

2番、町営住宅。いろいろな種別の町営住宅が坂瀬川、志岐、富岡、都呂々地区で供用されていますが、これらへの入居状況はどのようになっているのかお尋ねします。又、一番古い住宅で建築後何年ほど経過していますか。修理を要する箇所は速やかに処理されていますか。又、入居者からの苦情はありませんか。

3番、既設街灯のLED灯への敷設替え。LED灯はろうそく、電球、蛍光灯に次ぐ4番目の明かり、第4世代の電灯とも言われております。まず、明るさは20Wの蛍光灯より2.58倍、電球の寿命は3、4倍から7倍寿命が長いため、概ね10年間電球交換が不要になる。電気料金は2分の1程度に削減できると言われております。電気使用料、電球交換する回数の減少などによる維持管理費の削減にもつながります。

夜間、安心して暮らせるまちづくりのために蛍光灯より明るく、そして使用電力が少ないことによる省エネルギー、地球温暖化防止、更に維持費の削減が見込まれるLED灯に敷設替えしたらどうですか。

平成26年度予算編成に関する説明書の中にも、2苓北町の財政状況と平成26年度予算編成方針の(2)平成26年度予算編成方針及び内容の⑦に、地球温暖化防止対策の強化につながる施策がうたわれており、更に3番目では平成26年度予算の主な内容として(1)重点施策については⑦に地球温暖化防止対策の強化につながる施策としてその取り組みの内容が挙げられております。これには、住宅用太陽光発電システムの導入に係る補助金、志岐小学校屋内運動場へ太陽光発電設備の導入を行うとされております。

私が提案しましたLED街灯は、当然平成26年度当初予算には計上されることはな

いわけですが、重点施策に地球温暖化防止対策の強化につながる施策という項目が上がっておりますので、LED街灯への敷設替えはこの施策に基づく具体的な取り組みの1つと考えます。

このようなことから平成26年度の追加事業として、あるいは今後の地球温暖化防止対策の強化につながる町の施策としてLED灯への敷設替えを検討する考えはないのかお尋ねします。

以上です。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、人口構成の変化に伴った施策の展開のことの提案があったわけでございます。その中で高齢者対策等についてのその部署への職員配置の強化をご指摘がございました。只今ご指摘がありましたように、電子自治体化、IT化による職員1人当たりの事務量を検証・精査をいたしまして、高齢者施策を充実する機構改革はできないかということでございますが、職員1人当たりの事務量は以前からすると逆に新しく発生いたしました後期高齢者制度や県からの権限移譲事務、障がい者関係、児童関係の法改正に伴う事務等が増大しております。1人の業務は大変増えてきている状況であるということでございます。

電子自治体、IT化は確かに県などとのやり取りが迅速になり、又、帳票など正確になっており合理的な部分もございます。他の事務も増えている状況で一概に機構改革には結び付けられないと考えております。それは何でかと言うと、職員の定数につきましては121人から10年前の114名に変わりました。そして現在は101名と13名減少している状況でもございます。そういうことで非常に能率、効率が上がったわけでございますが、仕事量も増えてきている、そして人数も減ってきているということでこれは今後の検証も含めた中での検討課題ではないかと考えているところでございます。

現在、そういった中で公民館では高齢社会を見据えて、高齢者を対象にした健康講座も本年度新たに計画をしているところでもございますし、高齢者対策は少子化対策と併せまして従来からも各自治体の大きな課題でございまして、相当の経緯の中でこの高齢者対策も進めているところでございます。先程の質問にもありましたように、人口減少社会の中で高齢者はどんどん増えていくと。そういう状況の中で高齢者の方々の健康づくり、あるいは文化面での支援、あるいは独居なさってる方々の安心感を勝ち取るための施策等々、まだまだ盛りだくさんに対応しなければならないということは当然のことでございますので、例えば生涯学習の推進。昭和50年代から各地区ごとに高齢者大学を継続して開設しており、今年度も192名の方々が健康づくりや陶芸講座なども含めた毎月の学習科目に基づき楽しく学んでおられます。

また、中学校閉校後の跡地利用につきましては、坂瀬川地区、都呂々地区でそれぞれ跡地利用検討委員会を設置されまして、跡地利用に関する調査・研究をしていただいているところでございます。地域の各層の代表8名及び9名の方々をそれぞれ委員にお願いをいたしまして、今月16日には第1回目の会議、今までの統合問題のことも含めた中で会議をそれぞれ始めていくということでございます。

次に、小学校の統合については学校全体の教育の問題でもございますので、教育長から答弁をさせていただくことにしております。

次に、町道の適正な維持管理についてのご質問でございました。

平成25年度では舗装、橋梁、道路法面構造物の点検等をご指摘のとおり行いました。舗装につきましては、町道336路線、218kmを調査いたしました。路面性状調査では、路面損傷状態を表すひび割れ率、轍ぼれ量を測定し、損傷度をそれぞれ大・中・小に区分をいたしました。

その結果、ひび割れ、轍ぼれのどちらも損傷度が大、大きい場所ですね、大を早急に補修が必要、どちらも損傷度が中の場合は要観察、どちらも損傷度が小の場合は現時点で補修の必要がないと、舗装の損傷程度を区分して評価をいたしたところでございます。

内訳の延長は、早急に補修が必要であるというのは約15.8km、全体の6.6%、要観察は約31.6km、全体の14.8%、現時点で補修の必要性がないは約170.6km、全体の78.6%の3つの区分に分けることができました。舗装の補修は早急に必要箇所、要観察の箇所等が交互に連続しておりますので、その点は継ぎ接ぎ施工とならないよう連続して施工するなど、現場状況を勘案し補修を行ってまいります。

ご承知のとおり、補修町道改良につきましては全額町負担でございますので、財政的な面との付き合いも必要でございます。その点から申し上げますと、平成24年度の補正予算経済対策において、町内舗装をですね、志岐の中央道そして上津深江の中央道、坂瀬川の中央道を中心に約3.5kmを通常の10倍ほどの舗装ができたところでございまして、これも財政的に非常に有利な後押し策があったからできたと。通常だとその10分の1ぐらいですからもう少し頑張りながらですね、財政との見合せもしながら必要な点については舗装改良を進めてまいりたいと考えております。

橋梁につきましては、町内77橋を調査いたしました。結果、健全度評価値で100点で現況は健全であるが交通量が多い、通学路・バス路線、迂回路があるなど重要度が高い等の理由で今後、補修補強が必要である橋が19橋、現況が健全であるが重要度が低いいため補修を行わないでも定期的に点検を実施する橋が6橋、健全度評価値が100点以下で、今後補修補強が必要な橋が52橋でございました。

町内の橋はほとんどがRC橋でございます。コンクリート部材の損傷、床版の鉄筋露

出、床版のひび割れ、路面の凹凸が主なものでございました。平成26年度から優先順位を設け、補修工事を行っているところでございます。

道路の法面構造物につきましては、1級町道18路線について目視点検を実施した結果、構造物延長9.9kmのうち35ヶ所についてブロック積み、コンクリート擁壁、法面吹き付けのひび割れ等の異常が見られましたが、すぐに被害につながるようなところはないようであるという判断がございました。

続きまして、橋と道路の接続部の舗装補修につきましては、議員ご紹介の汐入橋の処理面がございました。このことについても参考にしながら、財政面と付き合わせながら今後の検討課題としたいと考えております。

山間部の町道管理について早急に対応すべきという意見でございます。最近、行政通信によりまして、山間部の道路清掃等の要望が増えております。その処理につきましては、町内の土木建設業者に依頼し対応しているところで、今後とも引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

町道の維持管理につきましては、年間を通して一括して委託する方法を検討したらというご意見がございしますが、熊本県が実施しておられるようでございますので、今後委託も含めてどうするか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

里道の売却等についてでございます。平成25年度の里道、水路の売却につきましては水路が1件ございました。里道の無断占用により用途が果たせないという箇所につきましては、現在把握をしていないところでございます。

次は町営住宅についてでございます。町営住宅の入居状況でございますが、現在104戸のうち都呂々松原住宅3戸について入居者を募集している状況でございます。

一番古い住宅は平成3年度建設されました鞍付住宅で22年が経過しているところでございます。

住宅の修繕につきましては、入居者から相談がありました場合、町並びに入居者の負担範囲が定めてありますので、その基準により対応をしているところでございます。

入居者からの苦情につきましては、平成25年度中に4件の相談がございましたが、状況を聞き取り、適切に対応をしているところでございます。

今後、住宅の管理につきましては、町の精力的な管理状態も必要ではございますが、入居者の皆様がペットの飼育やら家屋の不衛生な使用等がないように、巡回指導も強化をしていきたいと考えているところでございます。町営住宅であっても自分の持ち家だという気持ちを持って、適正に使用していただくよう注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

LEDへの敷設替えの問題、非常にこれは大事なことなんですけど、このLEDが非常に高価であると。そういうことの中で、今後これは積極的に進めていかない問題であ

るが、結局はこれも財政的な問題もあります。電気料金との見合いもあります。そのことを総合的に勘案しながらLED化を強化してまいりたいと。なお現在、52ヶ所でLED街灯に変更をしているということでございますので、今後とも国の施策なんかの後押しがあれば非常にやりやすいわけではありますが、なかなかそういうところで財政との突き合わせが非常に難しい問題も抱えている。しかしやらなければならないと、これの課題があると考えているところでございます。

あとは小学校統合の問題は教育長から答弁をいたさせます。

○議長（倉田 明君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 私の方から小学校の統廃合問題について答えさせていただきます。

小学校の統廃合問題の件につきましては、これまでも浜口議員から一般質問がございました。平成24年12月議会においては、その際、町内公立小中学校の設置者である田嶋町長から、「小学校のときは地域に親しみながら、地域の学校に通って、地域の中で教育を受けるということが一番良いことであり、今のところ考えておりません」という答弁がありました。又、管理者である教育委員会としましても、「今のところ統合は考えていない」と申し上げました。

小学校の統廃合問題については、平成24年度設置しておりました苓北町中学校統廃合問題審議会の中でも、将来的な課題となるのご意見も出されており、重要な課題でございます。小学校の場合は、中学校の状況とは又、異なり、地域性も特に強く、地域住民との関わりも非常に深いことや通学面の問題など、解決しなければならない課題も多くあります。

このようなことから、これまでもお答えしてきましたように、まず保護者を含め、地域の声を最優先した上で、地域の中で十分な議論を重ね、慎重に検討していくべきであると考えております。

現在、地域の方々のご理解とご協力をいただきながら、地域を交えた中で中学校の統合へ向けた準備の最終段階に入っておりますので、まず平成27年4月1日の新生中学校開校を成し終えた後において、小学校の統廃合問題についてもいろいろな方向から検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 小学校の統合については、平成27年4月1日の開校後に検討しますということでもいいのでしょうか。それとも中学校は平成27年の4月1日に統合されますが、それはそれとして小学校の統合については今まで町長なり、教育長なりが発言された形で全然検討する考えはないということなのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 今のところ統合ということは考えておりませんが、やっぱり検討することは必要だと思いますので、いろんな方向から検討を始めていきたいということでもあります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 以前から私の持論は小学校統合っていうのはなるべくやらない方がいいと思っております。ただ、やはりこれは将来どう子どもたちに影響するのかっていう観点で検討してみることはこれは良いのではないかと。統合ありきの検討ではなくて、子どもたちの将来にとってどうなのかという点です、中学校統合が軌道に乗ってくれば、そのことについても見当はしていくのはやぶさかではないのではないかと考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） これは平成26年の6月5日の読売新聞に小中、統合とは若干意味が違うのかもしれませんが、経過によっては同じような感じだと思います。小中一貫制度化提言へという見出しで政府の教育再生実行会議はこれまで検討してきた学制改革に関する提言の素案が4日、これは6月4日と思いますが、4日明らかになったと報道しております。更に素案は、小中一貫教育学校（仮称）の制度化が柱で、自治体の判断で小中9年間を5年と4年、4年と3年と2年などに区切れるようにするという1つのイメージが出されております。そうしてこのことは、7月上旬にも安倍首相に提言すると。これを受けて文部科学省は提言を受け、2016年度ですので平成28年度ですか、にも小中一貫教育学区を制度化したい考えとも報道されております。

このような国の動きに対してですね、小学校統合委員会、統合ありきの検討委員会じゃなくて、今後どうするかと。子どもたちの将来を見据えた中でどうするかというような検討委員会だろうと思いますが、に加えて場合によってはですね、小中一貫教育学校制度化検討委員会なるものを立ち上げて、この中で小学校の統合も含めて検討されたらどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） その委員会の中で小中一貫の教育の9年間をするということは聞いておりますが、まだ内容的に明確に出てきておりませんので、それが出てきてから検討したいと思います。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今、教育長の中で内容自体が十分把握できていないというようなことですが、もう既にこれは新聞です、全国版の新聞で報道されていることです。今後、ホームページなりあるいは県の教育委員会なりにお尋ねいただいて、この読

売新聞によればもう2016年、平成28年ですね、もう来年再来年ぐらいには制度化したい、国が制度化したいと思っても地教委あるいは県教委あたりでどうするかっていうのは今後の課題だと思いますが、そういう時期に来ているんだということは認識されるべきだと思います。

というのもやはり人口減少による少子化、先程の質問の中で町長も発言されておりましたが、少子化は国を滅ぼすんだと、そういうことをやっぱり国が切実に考えているんだろうというふうに思うわけです。したがってそういう中からこの法律ができ上がって、その学制改革ですか、が出てきたんだというふうに思いますので、答弁は必要としませんが、早急に取り組みをされて、要は地域をつくるとかそういう部分に小学校の児童が大きな影響を与えるということは私も毎朝あいさつ運動で立っていますので、あの子どもたちが通学するたびに見えない力をいただいているということは痛感しますが、何といても苓北町の子どもたちが先程町長からもちょっと話がありましたが、社会人になって活躍できる基礎学力の向上のために、やはり教育委員会、苓北町は頑張っていたきたい。取り組みを強化してもらいたいというふうに思います。

それから人口減に伴う高齢者に対する施策のあり方についてですが、確かに私もですね、役場にお世話になっとなった時期がありましたので、なかなか職員1人当たりの事務量っていうのはやりようによれば減ってくるわけですが、そうはいきません。そういう意味で大変だろうというふうに思います。

ただ、今、町長の発言の中に高齢者に対する医療費とかそういう問題も増えてきているんだということも、これも理解できます。ただ、話がありましたが国・県からの権限移譲による業務量が増えたと。これは当然増えることは理解できますが、この業務量が増えることによって財政負担も大きくなったとか、いろいろなそういう人員も不足するような状況になったということになればこれは国の制度かもしれませんが、この権限移譲というのは苓北町に限らず、地方自治体は安易に受け入れることはできない制度といいますか、ではないかと思います。全国的に少子高齢化が進んで小規模自治体の現状に反する国の施策、国・県の押し付け事務ではないかというふうに考えます。

そういう意味で国や県にこれもいろんな権限移譲を受けた場合のですね、地方自治体の課題等を整理されて国・県にその改善を求める。制度に問題があるのならば制度改革も含めてですね、あるいは財源が足りないんだと、国・県は専門家集団が集まってその事業をしていたけども、それをどちらかというところではそういう専門職っていうのは医療関係を除いてはありません。そういう部分で課題があって財政的とかですね、そういう職員の力量といいますかね、そういうもので課題があるとすればそこら辺の課題を洗い出して国・県に訴えて、この権限移譲のあり方について制度改革も含めた中で国・県と検討するとか、そういうことは考えられませんか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、その読売新聞がどう書いたかっていうのは内容を読んでみませんのでわかりませんが、まだ2年先にやるっていう話をもう公立になるっていうこと自体は、私はこれは今後の相当の経緯があるものだと思っております。

その証拠に、国は平成の大合併で大きな間違いを犯した。その間違いを犯した中で大合併という名前を消すために道州制という話を持ってきました。私は道州制には賛成なんですけど、本当の道州制じゃありませんでした、今度の道州制は、合併の失敗の塗り直しというような感じの道州制提案でしたので、これは全国的に私と同じような考え方の首長さんたちが大半でございましたので、一応今のところ国の方は沈静化しています。

教育の問題につきましても、本当にそれが必要なのか、良いことなのかっていうのももう少し国民的議論をすべきではないかと。特に小学校・中学校合わせて各自治体の勝手に5年生とか4年生とか、6年生とか3年生ってまちまちになったらこれ、大変なことになると私は思いますので、この件については我々も勉強しながらですね、町村会あるいは他の方たちとの意見をすり合わせながら国に提言をしていかなければならない案件だと思っております。

諸々ありますが、今はやっぱり国の財政も非常に劣化してきて、人口も減る。人口の減り方も人口バランスを壊した中での減り方ですから非常に怖い状態でございます。そういった意味でまずは苓北町でどうするかということをおは一番目に考えてきたわけでございますが、特に少子化というのは全国的な形での取り組みがですね、しっかりしていかないと1自治体等でやってもですね、投入する金額、予算に見合った効果は出にくい。そういった意味で今後、高齢社会にどう対応していくかっていうことも踏まえて、やはり国政の場に出られる方たちにしっかりと提言もしていかなければならないと考えているところでございます。

何せ教育の問題というのは、特に小学生は小学生に聞いてもなかなか良き回答が出てこない、まだまだ社会のことに理解が少ない子どもたちが多ございますので、その点はしっかり我々も理解をしながら、その中で子どもたちの将来にとってどういう教育のあり方が一番いいのかっていうのをやっぱり掴み取りたいと、頑張りたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 権限移譲の質問から再質問しましたが、学制改革云々についての町長の新たな答弁がありました。しかし、私は読売新聞、いうなら全国版でこれだけ国の名前も具体的に、省庁の名前も挙げて座談会の名前も挙げて、しかも安倍首相に提言する日程まで載っているということです。これは、今後そういう制度ができた後も何年かの運用期間といえますか、試用期間といえますか、そういうものはあるやもしれま

せんが、この制度っていうのはもうほぼ固まっているんじゃないかというふうに思います。町長もそういう中で各自治体の皆さんたちとも協議が必要なんだということであればですね、その運用期間の中でのことだろうと思います。ただ、私がまだ言いたいのは、この制度は既に決まっているというふうに理解すべきではないかと思います。

それから権限移譲については明確な答弁がありませんでした。権限移譲も国・県が一緒になって地方自治体に自分たちがやっとなった仕事を地方分権とかですね、先程町長も言われました道州制とか、そういう制度に名を借りた中でそういうものに持っていかうとして権限移譲をやってきたんじゃないかというふうに思います。

当然、これも一方的にやってきた部分だろうと思いますので、小さな自治体では対応しきれない部分があるかというふうに思います。そういう部分を類似自治体の首長さんたちがお集まりになって、その課題は国に突き返す、場合によってはその権限移譲の制度に附則を付けるといいますか、条件を付けるといいますか、そういう形でもいいと思いますが、そこら辺ちょっと簡単に町長の考えを聞かせてください。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、いろんな法律、法案がありますので、その時と場合、その内容、内容で私どもの対応も変わってくるかと思えます。

先程申し上げましたのは、その義務教育期間9年間で各自治体が小学校、中学校年数を勝手に選べるなんてそんなとんでもない意見が出てる、このことについては我々は道州制に反対したような形で反対していかなければならないという趣旨で先程も申し上げたところでございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 確かにですね、小中一貫は地方自治体によって5・4制とか、それが隣の町でですね、違うっていうのは決してあり得んというふうに思います。その件についての質問は終わります。

それから高齢者人口減少に伴う年齢別人口構成の変化に対する施策のあり方の高齢者の対応ということで、なかなか事務量が多いのでそういう機構改革は厳しいものがあるという答えでございますが、現在、青年団が休止しております。それから女性の会も平成23年の一般質問のときは1地区で休止しておられましたが、最近お話を聞くと2地区で休止されているようです。簡単な理由、一言で理由はわからないんでしょうけども、どういったような感じでこういう形になったのか、青年団と女性の会のあり様に教えてください。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 青年団の活動につきましては、やはり年々若者の人口流出等もございまして、若者全体の人口が減ってきたということもございまして、いろいろ

なサークル等がありまして、やはり元々の本来あった青年団活動の意義というのが薄れてきたというのが青年団休止の原因かと考えております。

それから女性の会につきましては、坂瀬川地区につきましては役員の問題があったということでお聞きしておりますし、今年から休止をしております都呂々地区につきましても、とにかく会長さんのなり手が無いということでございました。私どもも教育委員、それから都呂々地区の社会教育委員等も含めてですね、二度ほど女性の会ともお話をしましたけども、やはりどうしても会長さんのなり手が無いということでございました、通常のそれぞれの各部の活動は続けていくということであるけれども、そういったことで1年間ほどですね、ちょっと休ませていただいた中でその後どうするかということを検討したいということで女性の会のお話でございました。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 青年団は若者が減ったという捉え方をされております。確かに人口が減って若い人たちも減ってきているとは思いますが、意外と町の中には若い人が多いという気がします。ですので私は一概に若い人が減ったからということではなくて、職場環境が変わってきましたね、それぞれ働いておられる方の。以前は、夜の仕事ってというのはほとんどなかった。ところが最近では町の施策の中での進め方の成果なのかよくは理解できませんが、医療関係、介護関係の施設が非常に増えてきていると。そういうところに若い人が勤めておられるので、なかなか青年団活動を皆さんと一緒にやろうという職場環境にないということがあるんじゃないかと思えます。そこら辺は非常にどう対応していくのか難しいと思えますけども、いろんな地域活動の中でですね、青年団の皆さんの働きというのは非常に大きなものがあるかと思えますので、そこら辺はあと1回、地域活動における、特に高齢化社会になっていく中での地域活動の中で青年団の役割は大事ではないかということをもっと教育委員会などで議論していただいて、何とか青年団の復活にお力添えをいただきたいと、ご努力をいただきたいと思えます。

それから女性の会の件ですが、役員になり手が無いということです。それで町内の社会教育団体といいますか、今休止していますが青年団、女性の会、老人の会などなどがあるかと思えます。やはり会長さんになり手が無いというのは、私今、高齢者大学とか老人会とかにいろいろ携わっていますけども、行政の後ろ盾といいますか指導といいますか、そういうものに熱さが、熱さってというのは熱ですね、熱が感じにくい部分があります。

私はたまたま役場にお世話になっただけの関係で事務に関する部分については得意ではありませんが、何とかついていけますが、そういうときに会長さんをお願いするときに「そがんことばせんばんとならば、もうしいきらんばい」というのが実態ではないかと思えます。まさにこの女性の会の役員になり手が無いというのはそういうことではない

かと思えます。

それとこれは私個人の考えですが、出席しなければならない機会が非常に多いということですね。そういう部分もありますので何とか今以上にそういう女性の会、青年団、老人会、高齢者大学も含めてですが、なお一層行政の手厚い後ろ盾をお願いしたい。

私は思うんですが、そういう社会教育団体の窓口が今、福祉課とか教育委員会とかに分かれていますけども、これはどこか1つにまとめるということはできませんか。そうすると、当然お互いその団体間同士の交流といいますか、連携といいますか、そういうものもできると思いますけども、それをまとめることはできませんか。

○議長（倉田 明君） どなたか答弁できますか。はい、総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 私も教育委員会の方もちょっと経験したことがありますけども、社会教育関係団体というのは先程言われました前は婦人会という形でありましたけども女性の会、それに青年団、子ども会、そこら辺が社会教育団体ということで教育委員会の部署で取り扱っているということです。あと老人会の場合は

○2番（浜口雅英君） 議長、私が質問したのは、そういうのをまとめられませんかということですのでそのことについてお答えください。

○総務課長（岡田晴喜君） ですからそれぞれの課でまとまっているということで回答いたします。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まとめることができるということで理解していいんですか。どっか行政の枠組みの中で、例えば教育委員会なら教育委員会、あるいは福祉課なら福祉課でまとめて対応できるということでいいんですか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 今のところはもうそれぞれ持っている窓口で対応させていただくという形で、まとまって行うということとはできない状況です。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 又、後日質問させてもらいます。

町営住宅についてですが、時間もありませんので西折山住宅について質問させていただきます。西折山住宅は2棟建築されていますね、一番奥の東側と西側ですね。この中で西側に住んでおられる方の柱がですね、窓際の柱に水が染みたような跡がありました。そのことについて役場にいろいろ相談するけども、「来らずばってん原因がわからん、予算がなか」ということでなかなか具体的な対応をしていただけないということでした。それは今後どうしていくのか。

それともう1つ、外観をちょっと観察させてもらいましたが、東側の建物と西側の建物を比べた場合ですね、山に向かって右側と左側ですね。左側の建物の外壁にですね、

クラックがいくらか見えます。そのクラックが原因で家の中に水が入るということはないとは思いますが、クラックがあることは課長、ご存知ですか。

○議長（倉田 明君） 時間も少のうございますので、それぞれ簡潔にお願いします。
はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の坂瀬川の東折山住宅の2棟のことでお尋ねでしたが、実はこの家も行って確認いたしました。確かに障子の方の下の方ですね、色ずんでおって、実は雨漏りの状況というのはちょっと天気が良かとき行きましたので。

○2番（浜口雅英君） 議長。

○議長（倉田 明君） 発言中は黙っててください。

○土木管理課長（益田大介君） それはまだしておりませんので、それは今後確認してまいります。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 確かにあります。ですのでですね、西棟と東棟の建築業者が誰なのかというところまで遡るかは行政にお任せしますが、そのひび割れはですね、現地でよく確認、専門家もその建築に携わった方じゃなくて別のコンサルさんと一緒にですね、確認をしてみてください。それによってもし水漏れに影響があるということであれば、直ちに壁をやりかえる、そういうことでないということであれば又、お知らせいただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（倉田 明君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

通告5番、田嶋豊昭君。

○5番（田嶋豊昭君） 通告5番、5番議員田嶋豊昭です。先般、通告しておりました苓北町の中学生以下の子どもを取り巻く生活環境整備について、子どもを安心して育てる苓北町にするためにという内容で2つの質問をさせていただきます。

1つは、小中学校の空調設備の整備への取り組みについて、もう1つは病院における小児科専門医常勤体制への援助についてであります。

それでは最初の質問です。数年前から地球温暖化、気候変動という言葉がよく聞かれます。特にここ数年、夏の暑さは尋常ではございません。皆さんどう感じているのか私だけでないと思います。日本全国各地では、それまでの最高気温が度々更新され、ここ天草でも夏の最高気温が35度を超える猛暑日が観測されております。何度も観測することが珍しくなくなりました。又、気温だけではなく近年では黄砂以外にもPM2.5や光化学スモッグという厄介なものが飛来するようになりました。

これまで苓北町の小中学校では、暑いときには教室の窓を全開して外の風を取り入れることで暑さをしのいでまいりました。しかし、PM2.5や光化学スモッグの警戒情

報が発せられると、窓を開けっ放しで授業を行うことができなくなっているそうです。子どもたちは少々暑くても窓を閉めて授業を受けなければならないことが度々あると聞いております。

私は、この問題に対して町として何か取り組むべきではないかと考えました。具体的には教室へのエアコンなど空調設備の設置です。天草の公立の小中学校では教室に空調設備を設置している学校はないと聞いております。子どもたちの教育環境を必要に応じて快適にできるという意味でも、この件について苓北町として率直に取り組むことはできないでしょうか。とは言っても終日空調設備を稼働させるわけではなく、本当に必要なときだけ使用するということは当然のことです。

苓北町の宝でもある子どもたち、その教育環境を整備しておくことは将来の苓北町にとって非常に重要な事だと考えています。この点につきまして教育長のお考えを聞き、検討できないものかお願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問です。現在、町内の病院で小児科専門医がいるところは3ヶ所です。とは言っても必ずしも常勤がいらっしゃるわけではなく、それぞれの病院で勤務体制はまちまちです。ある病院では週3日、午後のみかつ4時までの診療、違う病院では週3日、1日は終日、残り2日は午後のみ診療、特別診療は予約制です。もう1つの病院は、平日の午前中と午後4時から6時までの診療となっております。このような状況ですので、特に小児患者さんは自分の希望にあった日時になかなか診療が受けられないということが実情です。親としては小さな子どもが病気になったときの不安や心配が大きく、仕事にも影響するというのを聞くことがあります。実際そのような方は緊急時には五和の方や本渡の病院に連れていくということを聞いております。

人口8,000人弱の苓北町に3つの病院があるということは素晴らしいことですが、いかんせん苓北町の宝である子どもたちを守ってくれる小児科医の不足は否めません。

いずれの病院も民間ですので、その経営という意味では今の体制が精一杯なのだろうとは考えます。しかし、子どもを安心して育てられる苓北町という観点から考え、この問題に対し、町としても何か取り組めないだろうかと考えました。

具体的には町内病院の小児科常駐に対する援助、あるいは補助ができないものかということです。苓北町には良い医者が多いので安心して暮らせると言えるまちづくりに取り組み、町民一人一人の尊い命を大切に見守っていけるよう検討できないでしょうか。この点につき、町長の御答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（倉田 明君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 只今の田嶋議員の小中学校の空調設備への取り組みについて答えさせていただきます。

田嶋議員もおっしゃるように、ここ数年の夏の暑さは大変厳しく感じる状況であります。このような近年の地球温暖化の現状の中で公立学校の暑さ対策について、昨年7月に開催しました教育委員会議でも、学校施設の冷房化について検討すべき時期に来ているのではないかと意見が出され、他自治体の状況も含め情報収集をしていくことにいたしました。

その結果、まず町内の小中学校の状況ですが、町内小中学校においては、学校の立地状況に応じて職員室や保健室、パソコン室、図書室、音楽室など特別教室には必要に応じてエアコンの機器を設置しておりますが、各学級の教室については疾病の関係から紫外線対策、暑さ対策を講じる必要がある児童が在籍しております坂瀬川小学校の6年生の教室のみにエアコンを設置している状況であります。

次に、県内小中学校のエアコン設置状況について、県の施設課へ問い合わせたところ、県全体の数値として小学校が8,388室に対して設置済みが1,942室、中学校が4,970室に対して設置済みが1,133室であるとのことでした。この中には職員室や特別教室の他、学校の改築等に関連する仮設校舎も含まれているとのこと、各学級の教室へ設置してある学校はまだまだ少ない状況であるとのことでありました。

又、独自に情報収集をした他の自治体の状況ですが、上益城郡嘉島町では平成25年度において町内の小学校2校、中学校1校の合計45室にエアコンを設置されたとのこと、事業費は設計、工事費合わせて約1億304万とのことでした。又、葦北郡津奈木町においては平成25年度において、町内の小学校2校、中学校1校に合計136台の扇風機を設置されたとのこと、事業費は588万円とのことでした。

このようなことから、苓北町教育委員会では当面の対策といたしまして、各学級の教室に扇風機を設置することとし、本年度予算に既に各学級の教室への設置が完了している都呂々小学校を除く小学校3校の各学級の教室へ各2台ずつ、計52台、来年4月に統合し新たに開校する苓北中学校の各学級の教室へ2台ずつ、計22台、小中学校合計74台、総額110万8,000円の予算を計上し、今月中には設置を完了することとしております。

以上、小中学校の空調設備への取り組みについて答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問にお答えをさせていただきます。小児科専門医の方々が不足しているということで、その件について諸々ご指摘、ご質問がありましたので答えさせていただきます。

まず、苓北町の小児科医の診療につきましても、各医療機関へお尋ねをしたところ、田嶋議員のご質問の中でお話のとおり、町内では4人の小児科医の先生により3医療機関で診察を実施されておられます。それぞれ診療日や診療時間はまちまちということで

ございました。又、荅北町が子どもの予防接種を委託しております五和町の2医療機関にもお尋ねをいたしましたところ、二江の医療機関では月曜日から水曜日までと金曜日は午前8時から午後5時30分まで、木曜日と土曜日は午前中の診療をされておられます。又、御領の医療機関では、月曜日から金曜日までは午前9時から午後5時30分まで、土曜日は午前中の診療をされているようでございます。

確かに議員がおっしゃるとおり、町内の3医療機関だけでは親の希望どおりいつでも診療が受けられる体制にはないようでございますが、二江の医療機関、あるいは御領の医療機関、割と近いところにもございます。町内の医療機関で受診できない場合はそこを利用されても良いのではないかと考えております。

小児科専門医常勤体制への援助あるいは補助はできないかということでございますが、県の医療政策総室に小児科医の確保のための補助金がないかお尋ねをいたしましたところ、現在のところ県や国ではそのような補助金はないということでございます。又、県内でそのような補助を実施されている自治体はないかとお尋ねしたところ、調査したわけではないが、聞いたことはないということでございます。

荅北町の医療機関に1人の小児科医もいらっしゃらないということであれば、荅北町独自の補助金等を検討しやすい状況にあると思いますが、町内の3医療機関で小児科医が現在、診療をされております。近隣の五和町でも2医療機関が診療をされていらっしゃいますので、補助金の支出はなかなか難しいのではないかと考えます。

しかし、できるだけ町内で診療を受けたいという保護者の方々もいらっしゃると。これはむしろ以前いらっしゃった方に対する信頼感が、それが元になっているのではないかなということもございますが、もうその先生に帰って来ていただくという状況ではないようでございますので、町といたしましても今後も小児科医療、医師確保については町内の医療機関へお願いをしてまいりたいと考えております。

又、町内の小児科の診療につきましては、昨年度と変わったところもあるようでございますので、診療の曜日や診療時間などについては町広報で町民の方々へ周知をしたいというようなことが今現在の、私ももどかしい状況だと考えているところでございますが、なるだけ町内にもお医者さん、小児科の方がいらっしゃいますのでその方たちをしっかりと活用していただくことがまず第1かと考えているところでございます。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 田嶋君。

○5番（田嶋豊昭君） どうもありがとうございました。いろいろと小児科の方も病院の都合もありまして私もいろいろ聞いてきたんですけども、やっぱりそういう中でやるということも大変なこともわかっております。だけど交代でもですね、終日できる、1日あそこに行ったら荅北町の3ヶ所もありますので、その中で1日終日やってるとい

うことを交代でやってできないものかなということもいろいろ考えたんですけど、そこら辺をもしよかったら1回病院の先生たちと話していただいて、苓北町に終日いつ行ってもできるっていうところがあればですね、そういうところも検討していただければと思っております。

学校関係ですけども、今、教育長の方から答弁ありましたけども、一応扇風機で対応をするということを今、私も初めて聞きました。これで一応やっていただいて、状況を見てですね、それで又、それで集中して本当に勉強ができるといいんですけども、本当にこれが苓北町が一番に天草でできたって言えば又、他町からもいろいろ話題になるし、学習の向上が一番で、この前も志岐小の校長先生とも話してましたけども、「そればやっぱり上げていかんばいかな、それだけしてもろたら」という、やっぱり学校側も意欲的でしたので、一応もう一度ですね、そういう一応やってみて検討していただければなと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（倉田 明君） これで田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

続きまして、通告6番、野崎幸洋君。

○6番（野崎幸洋君） 6番議員、野崎です。通告しておりました2点について質問をいたします。

まず初めに、中学校統合に向けた準備の進捗状況についてお尋ねをいたします。

いよいよ今年度3月をもって苓北町内の3中学校が長きにわたって受け継がれた歴史に幕を閉じます。生徒はもとより、卒業生、OB、保護者、地域の方々にとっては地元から母校がなくなることは非常にさびしく、又、残念な思いをされているものと思ひます。

そういった中、各地区では閉校式に向け、記念碑、記念冊子や記念式典などの準備が着々と進んでいるところでもあります。そして平成27年4月には統合された新苓北中学校が開校となるわけですが、いざ統合となると当事者である生徒、そして又、保護者にとっては新しい苓北中学校に大きな期待を抱きながらも、生徒間の人間関係もそうですが、学校の生活環境に不安があるのも事実であろうと思ひます。

教育委員会としても様々な面から準備をされているとは思ひますが、そういった不安を少しでもなくし、夢と希望を持って新苓北中学校へ登校できるように生徒、保護者、地域の方々との事前の話し合いを十分行った中で統合する必要があるのではないかと考へます。

そこでお伺ひをいたしますが、現時点でそういった説明会等を行っているのか。又、行っているとすればその説明会で保護者や地域の方々からどのような要望等が上がってきているのか。そして又、坂瀬川・都呂々地区の生徒に関してはスクールバスの利用に

なるわけですが、そのスクールバスの運行時間、運行経路、乗降場所等の内容はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

次に、その中学校統合後の校舎跡地利用のための検討委員会設置についてお伺いをいたします。これについては先程、町長から若干の説明があっておりましたが、準備しておりましたので質問をさせていただきます。

統合まであと9ヶ月ほどとなりました。廃校になった校舎跡地の利用に関しては、以前執行部から説明があった際、町の代表の方数名にお願いし、検討委員会を設置すると説明があったように記憶しております。その検討委員会はいつ頃立ち上げられる予定なのでしょうか。又、メンバーはどのような構成で、何名を予定されるのでしょうか。そして、町教育委員会としてはどのような方向性で検討をお願いされるのかお伺いをいたします。

次に、苓北町の空き家情報バンクについてお伺いをいたします。

平成26年5月末現在、男性3,687名、女性4,235名、合計7,922名と苓北町の人口は8,000名を切っております。平成25年度の年間に出生された数が55名に対し、年間死亡者数は132名と77名の減少となり、苓北からの転出者も転入者より26名多く、合計しますと平成25年度は年間に103名の人口が減少していることとなります。ここ近年を見ても年間に約100名の人口が減少傾向にあります。

又、世帯数でも国勢調査が行われました平成17年から平成22年の5年の間に103戸が減少したとの数字が出ております。このように人口や世帯数が減少してきますと、当然のことながら空き家の数も年々多くなってきております。これは、苓北町に限ったことではなく、全国の各市町村の中にも同じような問題を抱えているところも少なくありません。

そういった自治体の中には、この問題を少しでも解消すべく空き家活用事業補助金や定住促進奨励金など人口増や地域活性化を目的とした事業を行っているところが多く見かけられるようになりました。

苓北町でも、先日配布されました第12期基本計画を見ても、住宅施策の推進の主要施策に1、町営住宅の管理、2、宅地分譲の推進、3、空き家対策の推進、4、定住促進のための支援施策の充実を挙げられております。ですからこれからもっとこの問題に対し力を入れていかれるものとは思いますが、その施策の一環として空き家情報バンクを更にPRしていく中で、所有者や地権者への協力をお願いし、都市部からの定住や移住希望者には遊休農地や耕作放棄地も利用できる空き家とセットにした物件も紹介してはどうかと思います。そうすることにより、人口増加と土地の有効利用の両面に対して効果的になるのではないかと考えます。

又、若い夫婦の中には地元で賃貸の一軒家を探しているがなかなか貸していただける

物件が見つからないと聞きます。それは、所有者の方が現状のままでは住める状態ではなく、床の張替えや畳を交換しないと住めないし、リフォームまでしてこちらで仕上げまででは貸すことはできないなどの理由により、そのままになっている物件もあると聞きます。こういった所有者及び契約者の金銭的負担を少しでも減らすためにリフォーム等が必要である場合は、町から何割かの補助金を出すような制度を設けることにより、もっと利用できる空き家が増え、結果的には若い人の町外転出者数も減少するのではないかと思います。

又、地元建築業者にお願ひすれば、大いに地域活性化にもつながっていくと考え、町の見解をお尋ねいたします。

以上2点の項目について質問いたします。

○議長（倉田 明君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 只今の野崎議員の中学校統合に向けた準備の進捗状況について答えさせていただきます。

中学校の統合へ向けては、昨年度から苓北町中学校統合準備委員会を設置して、中学校の統合を円滑に進めるため、必要な事項についての調査及び協議を実施してきております。

準備委員会及びその下に専門部会として総務部会、事業部会、教育課程等検討部会をそれぞれ設置し、新たに設置する学校の校名、校章、校歌、校訓、制服や体操服、通学体制、学校行事や部活動を含めた教育活動、教育課程、PTAの組織運営、その他、統合準備に必要な事項について各部会で分担しながら協議を重ねてきました。

昨年度においては4回の統合準備委員会と、それぞれ5回ずつの専門部会を開催し、担当事務の各項目について順次、決定をしてきているところであり、今年度に入ってから既にそれぞれ1回ずつの会議を行ってきております。

なお、統合準備委員会の会議進捗状況、決定事項等については、広報れいほくの平成25年4月号、6月号、8月号、9月号、平成26年1月号、3月号、4月号で随時町民の皆さん方へもご報告をしてきたところです。

まず、第1点目の保護者説明会とその要望等についてのお尋ねですが、保護者への説明につきましては、第1回目の保護者説明会を平成25年10月31日、11月6日、11月8日、それぞれの中学校校区において実施しました。なお、本年度も7月ないし8月頃までには2回目となる保護者説明会を開催する計画にしているところです。又、保護者説明会を欠席された保護者の方々からの意見についても、各学校及びPTAを通じてフォローアップしていただきました。

寄せられたご要望や意見の主なものは、通学対策として通学手段、スクールバスの運行ルートや乗降場所、予定されている停留所への自転車置き場の設置などがありまし

た。なお、通学対策については、説明会の他に坂瀬川中及び都呂々中の両校区の中学1年生及び小学生の保護者に対し通学アンケートも併せて実施し、意見を集約して協議のための資料といたしました。

次に、安全対策として、国道横断箇所への信号機の設置や横断歩道の移設要望、通学路への街灯の設置などの要望が出されました。又、この他、部活動に関すること、新しい学校校地となる現在の芥北中学校の学校施設の改善整備、生徒指導の状況などについての要望や意見が出されたところであり、これらの意見等も踏まえた中で各部会、そして準備委員会で協議を重ねてきたところでございます。

次に、2点目のスクールバスに関するご質問についてですが、スクールバスの運行等については、先のアンケートなども踏まえた中でスクールバスの運行計画案を策定しております。利用については、坂瀬川小、都呂々小の両校区に在住する自転車通学を希望しない統合中学生の生徒が利用できます。詳細な運行時間については、新設する中学校の始業時間、就業時間、部活動の活動開始の時間及び終了時間の設定ができた後に詳細に決定することになりますが、運行日は生徒の登校日とし、平日の運行回数は登校時2回、下校時2回としています。そのうちの1回は部活動対応としており、部活動練習がないときはその便の運行は行いません。又、土日祝日や長期休業中に部活動がある場合は、登校時1回、下校時1回の運行を計画しています。なお、運行時間は夏季、冬季時間を考慮することにしております。

次に、運行路線、運行経路及び区間については、坂瀬川方面が鶴公民館前で生徒を乗せ、坂瀬川出張所下、猪口病院前を通り、坂瀬川郵便局前で残りの生徒を乗せて国道経由で芥北中学校までとしています。

また、都呂々方面が木場集会所前で生徒を乗せ、現在の都呂々中学校前で残りの生徒を乗せて芥北中学校までとしています。乗降場所付近となる鶴公民館前、坂瀬川小路のゲートボール場付近、木場集会所付近、都呂々中学校の各乗降場所には必要に応じて自転車置き場、街灯の設置や増設を予定しています。

次に、3点目の中学校統合後の校舎跡地利用検討委員会設置についてのご質問ですが、中学校統合後の跡地利用につきましては、坂瀬川地区と都呂々地区でそれぞれ跡地利用検討委員会を設置し、跡地利用に関する調査・研究をしていただくこととしております。地域の各層の代表8名及び9名の方々それぞれ委員にお願いして、今月16日には第1回目の会議を開催し、検討を始めていただくこととしております。

委員会のメンバー構成は、区長会の代表、農林業の代表、商工会の代表、観光協会の代表、教育の代表、福祉関係者の代表、女性団体関係者の代表、老人会の代表、その他特に必要と認める方にご依頼をしているところです。

検討の方向性については、地域活性化の推進を念頭に置きながら、どのような利活用

ができるのか、先程申し上げました地域の各種団体や各産業分野の方々のご意見をいただきながら検討していくことにしております。

なお、本日お尋ねの件につきましても、先程申し上げましたように、広報れいほくを通じて町民の皆さんへご報告させていただいているところです。

以上、野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

空き家情報バンクについてのお答えでございます。空き家につきましては、昨年度調査を行いましたところ、302件の空き家がございました。地図上に空き家を記した台帳を整備いたしまして、本年度空き家の所有者、管理者を調査し、管理状況や今後の意向等を調査したいと計画をしているところでございます。

現在、町に登録してある空き家で、貸す意向のあるお宅は2件でございます。又、リフォームに対しましては、補助制度につきましては、空き家であっても個人の所有物でございますので、これは今のところ考えておりません。おりませんが、今年度諸々の調査をいたします。その中で要件等々を作りまして、要件に合致するところについてどの程度のものであるか。まだするとは決めておりませんが、検討会をしたいと考えているところでございます。と申しますのも、諸々補助を出したにしても借りた人がすぐいなくなったり、次に借りる人がいなかったり、あるいはその方、今度は貸した方がもう貸すのはやめるとかいう話になったりしたときの、いろんなことも考えながらですね、やっていかなければならないと。

つきましては、最近問い合わせがあるのはですね、仕事をあんまりはっきりしたものを持たないで若い人たちが移住して来たいというのが何件か聞きました。私は、これについてはいくら人口が減ってきていまして、仕事を持たない人に来てもらってどうするのかと。例えば農業とか漁業をどなたかに教わってやりたいという、これは補助制度もありますので、何とか生活もですね、維持できるかと思いますが、そういった宛てがない方がちょっと出てきておられるというのが、そういうことの要件も含めてしっかり我々も作っていった上でこの空き家に対するリフォームの補助等についても検討をすべきではないかと考えているところでございます。

野崎議員のご質問にお答えをさせていただきました

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） まず最初に、学校の統廃合の進捗状況についての再質問をさせていただきますけども、先程教育長の方からいろいろご答弁いただきましたけども、その中でバス通学に関しては、恐らく事前に登録っていいですか、申請っていいですか、そういうふうにバス通学をする子どもさんと自転車通学をする子どもさん、当然これは

もう最初のうちにそういった申請をしてどの子がバスを利用する、どの子が自転車で通学するっていうのは学校と保護者の当然、把握された中でされるとは思うんですけども、例えば、事前にもう自転車通学を登録しとったけども、どうしても体調が思わしくないとか、例えば天候が余りにも悪いので今日はバスを利用したいという、例えばその日の本人さんの都合といいますか、そういったので利用する場合の利用が簡単についていますか、そういうのはできるものなのかをまず、最初にお伺いをいたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 今の件ですけども、スクールバスの利用につきましてはまず、野崎議員おっしゃるように自転車かスクールバスを選択して通学するというところで、選択届出制という形を現在のところ、計画の中で考えております。

それから、変更があった場合につきましてはですね、前もって決められた日までに学校の方へ変更の届出をするということで、詳細につきましては又、別にスクールバス利用規定などを定めていくこととなりますが、緊急な場合の対応につきましてはやはり安全面のこととか、そこで何人乗るのかという把握とかなかなか難しくなりますので、そういう個人個人の病気とかそういった場合には、保護者の方に送っていただくというようなことになるかと思えます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 今の点ですけども、これは前もって変更届を出すっていうのは、これは相当無理があると思うんですよね。だから病気になった場合、当然ひどい場合は休むと思うんですけども、ある程度体調が良くなったので学校に登校したいけども、ただ自転車で行くのはちょっと距離が遠いからやっぱりバスを利用したいというような、その日若干出てきたりとか、まして天候によっては今日はちょっとこれは自転車じゃ無理だなんていう日も出てくると思うんですね。保護者が送っていける状況の家庭であればそれでもいいと思うんですけども、やっぱり共稼ぎとか、朝早く両親が出勤してどうしても家庭に送っていただける人がいないっていうそういった家庭環境もあると思うんですね。ですからその辺は、確かに安全面も十分配慮しなければいけませんけども、例えば急ぎよ乗った場合の名簿等を作成しとってですね、運転手さんにいつもは登録ないけども、こういった理由で今日は乗りましたというのを学校に着いてからでも先生方に報告をすとか、そういったもうちょっと子どもたちのためのそういった配慮っていうのはできないかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 先程も申しましたように、通学対策につきましては総務部会の方で検討をさせていただいておりますけども、例えば1ヶ月とか半月に1回そういう申し出をしてですね、当初は自転車で行くつもりだったけどもやはりバスの方に変更し

たいという子どもたちも出てくるかと思えますし、又、その逆もですね、出てくる可能性があるので、事前の届出制という形でした方が良いだろうという総務部会のご意見でまとまったところでございます。

ですから、緊急な場合の対応ということにつきましては、やはりご家族の中ですね、保護者の方が対応をしていただくという形で今の総務部会の中では話しをしております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 現時点ではその検討委員会の方がそういうふうなご意見を出されているかと思えますけども、再度、今後7月から8月ぐらいに又、説明会なり保護者へのいろんなあると思えますので、そういったときにですね、どういうふうに保護者の方はお考えなのか、その辺を検討委員会に持ち込む意味でですね、再度ご確認を、保護者の方にとっていただいて検討委員会にかけていただければなと思えます。

今の答弁ではどうしても子どもたちの救急の対応がちょっとかわいそうだなという気がしますので、その辺再度検討をよろしくお願ひしたいと思えます。

次にですね、そのバスの運行のルートに関してですけども、坂瀬川地区聞きますと、鶴から坂瀬川、今あそこの役場前ですかね。あそこと猪口病院前通過して郵便局の前で乗降して登校っていう形になると思えますけども、やっぱり西川内地区っていうのはこれはやっぱり離れてるもんですから、西川内の方は今までの当然、坂中までの登校距離とほぼ変わらないんですけども、せっかくスクールバスが運行されるのであれば、西川内地区のそういった運行経路っていうのは現時点では相当無理があつてこういうルートになったのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） その点につきましても、保護者の中ですね、ご意見等でもいろいろございました。坂瀬川地区に限らず、都呂々地区の方からもご意見がございました。ただ、やはり停留所を多く増やしますと、それだけ通学時間が変わってくるというふうなこともございます。そういったところで、各地区とも停留箇所については2ヶ所にするということですね、これも総務部会の中で検討をしていただいて、そこら辺の保護者の意見も踏まえた中で検討をしていただいて決めていただいたところでございます。

なお、総務部会の中には各小中学校のPTAのですね、代表の方々も入っておられまして、PTAの全体的な代表という形で入っていただいておりまして、その中で決めていただいたところでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 今も通学時間がかかるからという理由でそういうふうなルート

になったというご答弁ですけれども、西川内からのバス運行であればですね、片道5分、往復でも10分程度の、朝からの時間かかるとは思うんですけれども、その程度の時間であれば西川内地区の子どもさんが自転車で例えば雨の日もあります。そういうときにあそこまで自転車通学をさせて乗降させるよりは、その5分、10分の間を子どもたちのことを考えれば逆にその時間は割くような方向で考えはできないのか、逆に思うんですよね。子どもたちのバスなんで、その辺の又、先程の乗る人員のあれもそうなんですけれども、この運行経路についても再度検討委員会の方にご検討いただければなと思います。

次にですね、廃校したときの検討するその委員会の設置についてですけれども、この方々ですね、ある方からちょっと話を聞いたんですけれども、「私たちの検討委員会の位置付けはどんな感じになってるんでしょうか」というのを聞かれたんですね。一応跡地再利用の検討委員会に選出をされているけれども、こちらからお願いしたわけでもないのに教育長宛にサインと印鑑を押して提出してくださいというふうな文書っていうか、言われたんですけども、委嘱状をもらって検討するんであればわかるけれども、何かこっちからお願いしたのでないのに印鑑とサインを押して提出、何かちょっと違うような気がするなっていうのを言われとったものですから、その辺の位置付けっていうのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 跡地利用検討委員会につきましては、先程教育長が答弁いたしましたように、今月の16日に正式に跡地利用検討委員会を立ち上げまして、第1回の会議を開催することにしております。そのためのですね、委員としての承諾書という形でそれぞれの団体の代表の方にですね、委員の選出をお願いしてその方に承諾をしていただいたということで氏名と印鑑を押したものの承諾書をいただいているところでございます。

目的といたしましては、先程教育長の答弁にもありましたように両中学校が廃校となって、校地、校舎等の跡地ができてまいりますので、この跡地の利用を円滑に推進するために跡地利用検討委員会を立ち上げていただいて、地域の活性化のためにどのように利用していったらいいのかということで調査・研究を進めていただくことにしているところでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） はい、わかりました。承諾をいただいた後のサインと印鑑ということであれでしょうけれども、当事者の方は「何でおれたちが頼んでもいないのに印鑑を押して出さないとや」というのをちょっと言われたものですから、ただその辺の説明でこういうふうに出出をされましたけれども、検討委員会のメンバーに入っていただいても大丈夫ですかというその辺の確認があれば良かったんでしょうけど、いきなり選

出されてそういうふうだったっていうのを言われたもんですから、その内容についてはわかりました。

それともう1点、検討していく上ですね、先程いろいろな団体で使ったり、そのメンバーがいらっしゃいますけども、検討は要するに私たちはどうやった方向で検討したらいいのかっていうのを聞かれたんですね。要は例えば町がこれだけ予算を作りますので、その範囲内でしたらこういった跡地利用のいろんな方法あると思うんですけども、予算を付けた検討をしていくのか、予算は全くないけどもない中で検討してくださいってお願いするのか、その方向がわからないとおっしゃったんです。だからその辺のある程度予算も含んだ中での検討をしていっていいものなのか、予算なしでの検討をしていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） これは先程も申しましたように、各層の代表の方に集まっていたいただいて地域の活性化のためにどのような利用がいいのかということですね、まず決めていただくということで、当然、今のところ予算が幾らだからということで決めていただくわけではございません。各層の方のご意見をお聞きした中で町として、又、地域として活性化にですね、その学校跡地を生かしていくためにはどのような方法が一番いいのかということで検討をしていただくことにしております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） はい、わかりました。じゃあそれで跡地も有効利用していただくように検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、空き家バンクについて再質問をさせていただきますけども、先程の町長のご答弁の中でリフォーム等の補助金は現在、考えていないっていうことでご答弁いただきましたけども、今後は検討していただけるんでしょうけども、私もちょっと下調べしたところですね、天草市のあれなんですけども、天草市の方では一応補助金制度がありましてですね、定住促進の奨励金と空き家活用の事業の補助金っていうの2つあります。

この中で先程町長言われましたせっきやく、例えばリフォームしてもすぐ借り手が出て行ってしまった。困るもんなってということで話をされましたけども、天草市の場合は一応3年以上居住を誓約書を書いて、住んでいただくっていう形ですね、これ、両方の補助金そうですけども、そういった取り組みをされております。すべて真似した方がいいとは言いませんけども、苓北町独自でもですね、こういったいろんな制約を考えていただいた上で、できれば先程も言いましたように、所有者の方の負担をしてまで貸していただくのは心苦しいものがありますので、両方もなるべく負担がないように町も人口減に対しての対策、先程言いましたように基本計画の中でもわざわざ打ち出してあり

ますので、その辺をですね、もう少し荅北町のカラーを出した中での検討はできないものなのか、もう1度お聞きいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程も申し上げましたように、やっぱり若い方で仕事持たんで何しに来らすとやろうかって思ったりもする人もいるんですね。そういう方が例えば農業をしたいから農業を一時勉強したいと。そうすると町にも補助制度があるし、国にもございます。例えばそういうことですね。あるいはしっかり自分で仕事を持ってるから来たいと。田舎でもできる都会の仕事もありますので、やはりそういう方たちに要件を設けた中でやっていくと。そのことに今、天草市も多分いろいろ要件を付けていると思います。ですから要件を付けて、それに荅北町民としてふさわしい方に来ていただきたいと私は思っているところでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） はい、私ももう当然ながら仕事を持った荅北町民にふさわしい方が来ていただくのが一番いいとは思っておりますけども、先程町長が言われましたように例えば農業を荅北町でやってみたいと。私、先程の最初の質問の中にも言いましたけども、遊休農地や耕作放棄地をですね、セットとした中でのPRできませんかっていうのをお尋ねしたんですけども、先程の中でちょっとご答弁なかったんですけども、そういった制度も、制度っていいですか紹介の仕方としてですね、セットにした中での検討はできないのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これはそれぞれの思いっていうのがありますので、農業をやりたければ町に問い合わせがあると思います。だから町のバラエティ、どんなものがあるのかっていう選択性はホームページ等々に載せていいんじゃないかと思うんですけど、あなたは農業もしたくないのに農業しなせっていうわけにはいかないと思いますので、積極的に町ではこういう応援をしますので定住しませんかというような宣伝はやっていく。その中で住まいが町営住宅だけでは足りないということであれば、こういう民間の方のお力添えもいただきたい。そのためには住むのにより住みやすいようなことで要件を設けて修繕代も出していく。ただ、その要件っていうのはやっぱりなくなった場合に、じゃあその人がずっと貸していただけるのかどうかっていうのも問題になってきますので、やっぱり相当検討が必要じゃないかと思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） とにかくこれから検討は必要だと思います。先程も言いましたように、この中でもわざわざ定住促進のための支援策の充実というのを上げられていますので、この辺をもっと具体化した施策をですね、打ち出していただいて表に出るよう

にですね、是非お願いして、住んでいただければ当然芥北町の人口減の歯止めにもなつてきますし、地域活性化にもつながりますので是非検討をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（倉田 明君） これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後2時51分

平成 2 6 年 6 月 1 1 日 (水)

(第 2 日 目)

平成26年第26回荅北町議会定例会会議録（第2日目）

平成26年第26回荅北町議会定例会は、平成26年6月11日荅北町議会議場に召集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	野田 謙二	2 番	浜口 雅英
3 番	山本 政人	4 番	大仁田藤男
5 番	田嶋 豊昭	6 番	野崎 幸洋
7 番	錦戸 俊春	8 番	山下 時義
9 番	松野 重幸	10 番	錦戸 久幸
11 番	神崎 公顕（副議長）	12 番	倉田 明（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 山口 仁人 主 幹 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教育課長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛
監査事務局長	山口 仁人		

8. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 4 1 号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成25年度2月分・3月分・4月分、平成26年度4月分） |
| 日程第 2 | 報告第 4 2 号 | 所管事務の調査報告について |
| 日程第 3 | 報告第 4 3 号 | 平成25年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町一般会計）の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 4 号 | 平成25年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町下水道特別会計）の報告について |
| 日程第 5 | 承認第 3 9 号 | 専決処分の承認について
専決第 1 号 荅北町税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 承認第 4 0 号 | 専決処分の承認について
専決第 2 号 荅北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 承認第 4 1 号 | 専決処分の承認について
専決第 3 号 平成25年度一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第 8 | 承認第 4 2 号 | 専決処分の承認について
専決第 4 号 平成25年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 承認第 4 3 号 | 専決処分の承認について
専決第 5 号 平成25年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 1 0 | 承認第 4 4 号 | 専決処分の承認について
専決第 6 号 平成25年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 1 1 | 承認第 4 5 号 | 専決処分の承認について
専決第 7 号 平成25年度荅北町下水道特別会計補正予算（第6号） |
| 日程第 1 2 | 承認第 4 6 号 | 専決処分の承認について
専決第 8 号 平成25年度荅北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 1 3 | 承認第 4 7 号 | 専決処分の承認について
専決第 9 号 平成25年度荅北町特定地域生活排 |

- 水処理事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 承認第 48号 専決処分の承認について
専決第10号 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第293号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第294号 苓北町監査委員条例の制定について
- 日程第17 議案第295号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第296号 平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第297号 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第298号 請負契約〔富岡城跡二の丸長屋・角櫓整備工事〕の締結について
- 日程第21 議案第299号 請負契約〔富岡城跡百聞土手整備工事〕の締結について
- 日程第22 同意第 18号 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第23 陳情等文書表について
- 追加日程第1 発議第12号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出について
- 日程第24 継続審査調査の申し出について
- 日程第25 議員派遣について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。開会にあたりまして、携帯電話をお持ちの方にはマナーモードかあるいは電源のお切りをお願いしたいと思います。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第41号 例月現金出納検査の結果報告について（平成25年度2月分・3月分・4月分、平成26年度4月分）

○議長（倉田 明君） 日程第1、報告第41号、例月現金出納検査の結果報告書（平成25年度の2月分・3月分・4月分、及び平成26年度4月分）が提出されましたので、お手元に写しを配布しております。朗読は省略します。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで報告第41号を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第42号 所管事務の調査報告について

○議長（倉田 明君） 日程第2、報告第42号、所管事務の調査報告についてを議題とします。

この件につきましては、苓北町議会歴史資料館等検討特別委員会で審査調査が行われ、その調査報告書の提出がありましたのでお手元に写しを配布しております。

お諮りします。この件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員長報告を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。これで報告第42号を終わります。

-----○-----

日程第3 報告第43号 平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について

○議長（倉田 明君） 日程第3、報告第43号、平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 報告第43号、平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。平

成 26 年 6 月 10 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成 25 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。これは、それぞれ 3 月議会で決議をいただきました繰越明許費の額確定によるものを翌年度繰越額として報告するものでございます。

款 3、民生費から次のページの款 9、教育費まで 16 の事業で繰越を行っております。事業費合計で 12 億 2,325 万 4,000 円、平成 26 年度に繰り越した額は 11 億 3,210 万 8,000 円でございます。財源区分で国県支出金で 4 億 1,891 万 4,500 円、地方債で 6 億 2,480 万円、一般財源で 8,839 万 3,500 円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。平成 25 年度の繰越明許費ですけども、これの 8 の消防費についてちょっとお尋ねしたいと思います。

昨日、一般質問でお尋ねしましたけども、津波の基準となる高さの見解ですね、これは、現在の町のあれではどのように統一して見解を持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

昨日は本会議が終わりましてから九州電力の説明会がありました。その折に今年の夏の電力需給は 50 万 kW ぐらいの余裕電源しか確保できない見込みというふうなことでありまして、九州電力のあの発電所の何かの原因で止まれば大変だなと思う気持ちから「九州電力発電所のあの用地の津波に対しての安全性はどう見ておられますか」というふうなお尋ねしましたところ、苓北町の津波は 3.1 m の高さのあれが示されておるのでそれからすると今の堤防は 60 cm から 70 cm ぐらい高さにゆとりがあるというふうな説明であったと思いますので、やっぱり町としても統一した見解をやっぱり示されていた方が良かつじゃなかろうかなと思いますのでお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 昨日、錦戸議員からの一般質問でございましたので県の方にも確認を行いました。添付資料に書いてあるとおりでございます。津波高につきましては 3.1 m、結局基準面から 3.1 m ということで満潮時の高さが 1.6 やったですかね。それから波高が 1.5 ということで 3.1 m ということが、それが震度 6 弱のときの南海トラフのときの最大波高と、津波高という確認をしておりました。

ですから今までは確かに 5.1 m というのが数値的に出ていた部分もありましたけれ

ども、昨日確認したところそれということです。

それとあと1つ、併せて昨日マグニチュード9のときにはないというような文言がありましたけれども、あれは最大級、マグニチュード9というのが東日本大震災で起こったときの地震の想定では極めて低いという想定で、県の確認ではマグニチュード8から9未満については30年間のうちに70%の確立という回答がありましたので、その文言を入れていただければ非常にわかりやすかったというような感じです。最大級のマグニチュード最大級は極めて低いという、東日本大震災の想定した地震の大きさは極めて低いというような回答です。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） わかりました。これはもう県の方から示された資料をそのまま町も使って、最大震度が9というふうな表現の部分はそういったことであるというようなことでありましたので私たちもわかりました。しかしそれは今後の資料作りのときには、もう少しわかりやすいような感じで表記をしていただければなと思います。

それから、津波高さの従来は5.1mにしとったけども、今回は3.1mがやっぱりこうして表記していくとには正しいというふうな見解でございますのでね、これは今年の広報れいほくの3月号で満潮時から5mという表記がなされて、8,000町民にそれが周知広告がされたわけですね。ですからこれはやっぱり、苓北町の防災行政の大根幹に関わる基本的な数字だと思いますのでね、これは又、この次に広報誌等でそうしたPRをされるときにはそういった修正の記事もやはり示していただいて、そして災害を侮るわけにはいきませんが、やっぱりできるだけ正確に災害に備えろと。災害を侮るわけにはいきませんが、町民の生命・財産を守るためにやはりそれにこうして対応していただきたいと思います。

一応これは要望をしときます。そうしないとやっぱりいろんな町が防災施設を造るにしても、基準線が3.5ですかね。津波の、今、県が全体で、国全体で予想してあるその地域に合わせた津波高が1mから1.5、苓北町の基準にすれば。それが苓北町は広報誌を使って5mの津波が来るというふうなことをPRしてあったので、苓北町の防災施設の造り方、この根本がやっぱりこうして基準が違つとったというふうなことになるのですね、やっぱりそこら辺はしていただきたいと。

私たちが隣の市とか熊本県下の市町を見とりましても、なかなかやっぱり苓北町のようなそういった危機感が少ないなと思つたら、町で捉える津波の基準線、それが苓北町は特異的に高く設定してあったのでこういった防災施設を造ることに専念とは言いませんけども、それを熱心に取り組まねばならなかったというふうなことにもなりますのでね、やはりそういったことは今後しっかりと押さえていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 答弁ありますか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 今、錦戸議員の質問をずっと聞いておりますと、私も何かど
れが本当なのかというようなことで、今日はっきりお知らせをいただきたいと思
います。

苓北町に来るのは震度6というようなことで承知していいのか。それから満潮時にそ
の震度6が来た場合に、苓北町は何mのところ避難したら安全ですよという、そのこ
とをはっきり答弁をしてください。

○議長（倉田 明君） 詳しいことがわかりますか。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） すみません、ここに資料を持ってきておりませんので、も
しあれでしたら今から資料を取ってきて構いませんか。

○議長（倉田 明君） はい、重要なことですから、ちょっと暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前9時40分

再開 午前9時45分

-----○-----

○議長（倉田 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（岡田晴喜君） これは苓北町地域防災計画の中に資料として入れている部
分ですけれども、熊本県の地震・津波被害想定調査結果の概要という形で資料をいただ
いております。それを添付しております。それを見ますと、先程言いましたように、昨
日錦戸議員から言われました南海トラフの最大値マグニチュード9.0というのは極めて
低いという表現ですけれども、これにつきましては先程申し上げたとおりです。

それで地震動解析という形で震度分布の計算結果として、苓北町が当てはまる部分に
つきましては震度6弱という形で出されております。

それから、先程の津波の波高というのが1.0から1.5のところ苓北町が入るとい
う形です。それから津波高は3.0から3.5m未満に苓北町は入るとい
う形で、これは先程言いました南海トラフの推進地域の部分の地域性の中で入って
おります。

あと、県内市町村別の浸水域の面積という形で苓北町の場合は、20haが想定される
ということ出されております。それで先程神崎議員が言われましたように、どこに
つという形は今のところ私たちの中ではもう津波が発生した場合は、すぐ高台に行くよ
うな避難の誘導をしているところです。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 今の総務課長の話じゃ何も私の質問には答えておらんよう
ですけれども、何m以上のところに逃げたらいいのかってそれを町民に知らせんとい
かんわけですよ。それですから今の3.1m、結局満潮時に押し上げてくるその力とか
波がどれだけ上がって、どのくらいの高さまで以上に逃げてくださいっていうの
をやはり知らせとかんといかんわけでしょ。その答えは全然なつとらんです。

○議長（倉田 明君） わかりますか。資料を今、担当の方が取りに行かれましたので、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前9時49分

再開 午前9時53分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは再開いたします。

○総務課長（岡田晴喜君） 一応、昨年、災害時の苓北町の避難場所という形で皆様方にもお配りしてあるとおりで、そのときと一次避難場所に避難する場合は12m以上ということで変わっておりません。

○議長（倉田 明君） いいですか。

○11番（神崎公顕君） はい。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑ありませんので、これで質疑を終わります。これで報告第43号を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第44号 平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について

○議長（倉田 明君） 日程第4、報告第44号、平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 報告第44号、平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）について報告いたします。

平成25年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。平成26年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお願いいたします。下水道特別会計におきましては、款1の公共下水道事業費、事業名につきましてはマンホール防護事業につきまして1,700万円を繰り越しております。財源としましては、国庫支出金が650万円、地方債が1,000万円、一般財源が50万円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで報告第44号を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第39号 専決処分の承認について

専決第1号 苓北町税条例等の一部を改正する条例

○議長（倉田 明君） 日程第5、承認第39号、専決処分の承認について。専決第1号、苓北町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第39号、専決処分の承認について。苓北町税条例等の一部を改正する条例についてをご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成26年法律第4号、地方税法施行令等の一部を改正する政令、平成26年政令第132号、地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成26年総務省令第34号が平成26年3月31日付で交付されたことにより、苓北町税条例等の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 承認第39号、苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容について説明いたします。次の次のページをお願いいたします。

平成26年苓北町条例第38号。苓北町税条例等の一部を改正する条例（苓北町税条例の一部改正）。

第1条、苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

恐れ入りますが、4ページをお願いします。中ほどの（苓北町税条例の一部を改正する条例の一部改正）第2条、苓北町税条例の一部を改正する条例（平成25年苓北町条例第27号）の一部を次のように改正する、ということで2つの条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にて説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線の部分が今回改正されたものでございます。今回の主な改正事項は、地方税法の改正に伴いまして法人町民税の税率の変更、軽自動車税の見直し、町民税と固定資産税の特例措置の期間の延長でございます。

今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては説明を省略させていただきます。また、主な改正事項について説明をさせていただきます。

1ページの第23条は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定が整備されたものでございます。第33条は規定の整備。

2ページ、34条の4は法人税割の標準税率が改正されまして、100分の12.3から100分の9.7とするものでございます。これは町の法人町民税の率でございますが、率が下がった部分につきましては国税化されまして、地方交付税特別会計に繰り入れられまして、地方交付税として配分されることとなります。第48条は外国法人に係る外国税額控除制度の新設でございます。第52条は外国法人に係る申告納付制度の規定の整備です。

3ページの57条、59条は法改正に合わせた改正、第82条は軽自動車税の税率の引き上げです。30年ぶりに軽自動車税の改定が行われまして、原付二輪の軽自動車、小型自動車の標準税率が1.5倍、最低2,000円に引き上げられました。(1)原動機付自転車、アは原付の50cc以下で、次のページになりますけれども、現行の1,000円が2,000円に、イの90cc以下1200円が2,000円になります。今回の最低額が2,000円とされましたので、90cc以下は2,000円ということになります。ウのそれ以上のものが1,600円が2,400円になり、エ三輪以上のものは2,500円が3,700円になります。(2)軽自動車及び小型特殊自動車のア軽自動車二輪のもの2,400円は3,600円になります。ここまでの二輪のものが平成27年度から適用になります。

その下、三輪のもの3100円が3900円、四輪以上のもので乗用のもの、営業用が5,500円から6,900円に、自家用のもの7,200円が1万800円に、貨物用のもので営業用が3,000円が3,800円に、自家用のもの4,000円が5,000円にそれぞれ改正されます。ここの三輪以上のものから貨物用の自家用車の部分については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用され、平成28年度からの適用となります。

この部分はちょっと飛びますけれども、21ページの新旧対照表をお願いします。ここの附則の第6条で、ちょっと要点だけ飛ばして読ませていただきますけれども、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けたものについては、下の表の右側の

税額、改定前の税額ですけれどもこれを適用するということがうたわれております。

恐れ入ります、4ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。イ小型特殊自動車、次のページの農耕作業用のもの1,600円が2,400円、その他のもの4,700円が5,900円。(3)二輪の小型自動車4,000円が6,000円となりまして、二輪の小型車、自家用の乗用車、農耕作業用のものは約1.5倍、その他のものは約1.25倍の引き上げとなっております。農耕作業用のものも1.5倍の引き上げではございますが、これは原付90ccと同額でございまして、今回の最低引き上げ額800円の増となっております。

次に行きます。第87条は字句の整理です。

6ページ、附則4条の2は法改正による改正。右側改正前の附則第6条から10ページ、6条の3までは規定の削除でございます。

10ページ、第7条の4は規定の整理、11ページ附則8条は肉用牛の売却による所得に係る住民税の特例が3年間延長されるものです。附則10条の2は法改正による改正。附則10条の3は耐震改修が行われた一定の既存建築物に対する減額措置が創設されたものでございます。

12ページ、附則第16条ですが、ここもちょっと飛ばして要約して読ませてもらいますと、1行目の終わりの方から、当該軽自動車は初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して、14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、下の表の右側の金額とするものでございます。整理しますと、最初の登録から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、次の年度から税が約1.5倍になるということでございます。この規定は28年度から提要されます。

ちなみに、農耕用のものなど小型特殊自動車は対象外でございます。補足しますと、今、普通自動車も13年を超えたものには税金が高くなりますけれども、その制度が軽自動車にも適用されるということでございます。

13ページ、附則第17条の2は優良住宅造成等のため、土地を譲渡した場合の譲渡所得の特例を3年間延長するものです。次の附則第19条から15ページ、附則21条の2までは規定の整理です。

16ページ、改正前の附則第22条から19ページ、附則第23条までを削除しまして、24条、25条を繰り上げ、それぞれ22条、23条とするものでございます。

22ページの次に、第2条の改正に係る新旧対照表を載せておりますが、法改正に係る改正でございますので説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、条例本文の4ページをお願いいたします。下の方の附則、第1条でそれぞれの規定の施行期日を定めております。

次のページ、2ページの第2条で町民税に関する経過措置を、次の3ページの3条で

固定資産税に関する経過措置、第4条から第6条まで軽自動車税に係る経過措置を規定したものでございます。

以上が、芥北町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。これは条例の内容ではありませんけども、この条例の体系についてひとつ、お尋ねします。私もようわかりませんが、今説明がありました6ページの6条から10ページの6条の3までは削除というふうな説明でございました。これが削除をされますと、今度は改正後の条例は第4条の2まであって、次は第7条の4から始まるというふうな解釈でいいんですかね。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） はい、そういうことです。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） これは条例の条文が空白になるから、これはもうこういったことでいいんですかね。条例は通し番号にせんでもいいわけですか。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） この部分は削除ということで載ってくると思います。削除した部分なんですけども、新たに整備した法律とか最後の方に阪神大震災関係の特例がございますけども、これはもう要らないというような、新条例で整理できる部分を削除して条文全体を整備したということでございます。

○10番（錦戸久幸君） それで空白部分は空白でよかですか。

○税務住民課長（荒木広之君） 条例の中に削除ってところで、例えば第6条のところは削除という形で載っています。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それで、そういったことであればですよ、せっかくこうして新旧の説明文を付けてありますのでね、この削除された分はやっぱり条例の号数を書いて、そして削除と入れてあれば今のような質問もしなくていいと思うんですよ。そういったことは今後検討されたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） いいですか。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） わかりました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。ありませんか。ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第39号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第39号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第40号 専決処分の承認について

専決第2号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例

○議長（倉田 明君） 日程第6、承認第40号、専決処分の承認について。専決第2号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第40号、専決処分の承認について。苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、国民健康保険法施行令、平成26年政令第40号が平成26年2月19日付で公布され、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する必要が生じましたが、3月3日に熊本県からの正式通知を受けたことにより、議会を招集する暇がないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 承認第40号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について説明いたします。次の次のページをお願いいたします。

平成26年苓北町条例第39号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で下線の部分が今回改正されたものでございます。今回の主な改正事項は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、1つには課税限度額の引き上げ、もう1点は5割軽減、2割軽減

額の算定基準を見直し、軽減の対象者を拡大するものでございます。

第2条並びに第15条中、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行14万円を16万円に、介護納付金税額に係る課税限度額、現行12万円を14万円に改め、第15条、2ページになりますけれども、税の減額の基準について、5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者数の数に納税義務者となっておりますが、世帯主を含めまして2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者に乗ずる金額、現行35万円を45万円に改めるものでございます。

補足説明をいたします。1点目の課税限度額の引き上げにつきましては、高齢化の進展などにより医療給付費などが増加する一方で、所得が伸びない状況にありまして、保険料を上げますと、中間所得層の負担が重くなるということに配慮されたものでございます。

2点目の限度額の引き上げは、国の社会保障制度改革国民会議による報告書において、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべきであるとされたことから、今回の拡充となったものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第40号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第40号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第41号 専決処分の承認について

専決第3号 平成25年度苓北町一般会計補正予算（第9号）

○議長（倉田 明君） 日程第7、承認第41号、専決処分の承認について。専決第3号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第41号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第9

号)の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度荅北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、承認第42号以下、承認第48号まで同様の提案をしております。これは3月31日までに確定いたしました町税、地方譲与税、交付金、交付税、国庫支出金、町債等の最終確定が終わって、調整の必要があったもの及び事業確定による補正でございます。又、特別会計では事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ、繰り出し等もございましたので、各特別会計につきましても補正予算の専決処分をいたしております。

なお、内容につきましては、企画政策課長及び担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願いを申し上げます。

○議長(倉田 明君) 企画政策課長。

○企画政策課長(福田忠輝君) それでは平成25年度荅北町一般会計補正予算(第9号)の内容についてご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ3,836万9,000円を減額しまして、総額を60億8,590万9,000円とするものでございます。今回の補正は、平成25年度における町税や交付税、補助金等収入の確定及び各事業の精算が主なものでございます。主な点につきまして説明をいたします。

6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の補正で、変更ですが、緊急経済対策で行うアダム荒川記念広場整備事業の繰越分を120万円増額して4,120万円に、歴史町づくり事業の繰越分を3,184万6,000円増額して6億1,443万1,000円に、荅北町体育センター耐震化事業、括弧の部分の社会資本整備総合交付金を学校施設環境改善交付金に変更するものです。

7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正、変更ですが、各事業費の確定及びがんばる地域交付金、地域活性化・効果実感臨時交付金の一部充当による起債限度額の変更です。

10ページをお願いいたします。歳入です。款1、町税から21ページ、款10の交通安全対策特別交付金までは、税、交付金、交付税等の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。款11、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金から目3、衛生費負担金まで、利用実績に伴い3万1,000円の増額です。

23ページをお願いいたします。23ページから24ページの使用料及び手数料ですけども、それぞれ確定による補正で、使用料が51万5,000円の減額、次のページの手数料が28万3,000円の減額です。

25ページをお願いいたします。款13、国庫支出金、目1、民生費国庫負担金、目3、衛生費国庫負担金はそれぞれ精算に伴い、国の負担する割合分を計上しています。合計で711万7,000円の減額です。

26ページをお願いいたします。項2の国庫補助金ですけれども、目1、民生費国庫補助金から目4、教育費国庫補助金は事業費の確定、目5、総務費国庫補助金、節14、地域活性化・効果実感臨時交付金は、緊急経済対策で市町村が行う地域活性化に伴う事業に対しまして、25年度補正予算においてがんばる地域交付金、地域活性化・効果実感臨時交付金が創設され、今回1次分の交付通知がありましたので4,000万円を計上したものでございます。

27ページをお願いいたします。項3、委託金は精算によるものです。

28ページをお願いいたします。款14、県支出金、項1、県負担金は国の負担金同様、県の負担割合を計上し、県負担金合計で494万9,000円の減額です。

29ページをお願いいたします。項2、県補助金ですが、目1の総務費県補助金から次のページの目4の衛生費県補助金までは、それぞれ事業費の確定、精算によるもので、県補助金合計で945万円の減額です。

31ページをお願いいたします。項3、県委託金につきましても精算によるもので3,000円の減額です。

32ページをお願いいたします。款15、財産収入、項1、財産運用収入は実績により41万4,000円の減額です。

33ページをお願いいたします。項2、財産売却収入も実績によるもので、合計で185万4,000円の増額です。

34ページをお願いいたします。款16、寄附金ですが、目1、総務費寄附金はふるさとづくり寄附金の実績で22万円の減額です。

35ページをお願いいたします。款17、繰入金ですけれども、目1、家畜導入事業基金、財政調整基金は事業費の実績に伴い減額、目5、学校校舎改築基金は、中学校の統合により、将来、現在の苓北中学校の校舎改修が必要となったときのために、基金を積み立てていく必要がありますので、今回1,000万円の基金取り崩しを取りやめたものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。款19、諸収入、項4、受託事業収入も実績により1万4,000円の増額です。

37ページをお願いいたします。項5、雑入もそれぞれ実績に伴い、全体で3万3,000円の減額です。

38ページをお願いいたします。款20、町債は、それぞれ事業費の確定によるものと、補正予算債のうち地方交付税措置が少ない事業につきまして、がんばる地域交付金、

地域活性化・効果実感臨時交付金を充当したもので5,910万円の減額です。

39ページをお願いいたします。歳出です。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節25の積立金は、実績に伴い、苓北ふるさとづくり応援基金17万円の減額。苓北町地域の元気基金に46万1,000円増額して積み立てるものです。目5、財産管理費はそれぞれ実績に伴い、151万1,000円の減額、目6、企画費は財源区分の変更、目8、諸費は実績に伴い40万円の減額、目10、交通安全対策費は財源区分の変更、目12、庁舎管理費は光熱水費の実績により125万5,000円の減額、目14、情報化推進費は財源区分の変更です。

40ページと41ページはそれぞれ財源区分の変更です。

42ページをお願いいたします。42ページから43ページは款3、民生費は精算による減額補正で、目1の社会福祉総務費は、国保特別会計繰出金で277万円の減額、目4、介護保険事業費は介護保険の精算に伴い、介護保険特別会計への繰出金174万4,000円の減額、目6、障害福祉費は節20、扶助費がそれぞれ3月までの精算で605万3,000円の減額です。

44ページをお願いいたします。項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費、節13、委託料は、放課後児童対策事業委託金の精算により100万円減額、節19、負担金補助及び交付金は、保育所運営費補助金、特別保育事業補助金等の精算で1,384万2,000円の減額、節20、扶助費につきましても、児童手当、子育て支援医療費助成の精算で800万円の減額です。

45ページをお願いいたします。款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費152万7,000円の減額、目2、予防費の135万円の減額は、それぞれ健診並びに予防接種関係の実績に伴う減額、目3、環境衛生費は特別会計の精算に伴い繰出金509万4,000円の減額、目5、健康増進事業費も実績に伴い健診委託料36万円の減額です。

46ページをお願いいたします。項2、清掃費の246万3,000円の減額は、天草広域連合負担金の清掃費の減額です。

47ページをお願いいたします。款5、農林水産業費、目1、農業委員会費は、財源区分の変更、目3、農業振興費から目7、堆肥センター管理費までそれぞれ実績により合計で759万5,000円の減額です。

48ページをお願いいたします。項2、林業費もそれぞれ事業の精算実績により、目1、林業振興費148万5,000円の減額、目2、林道費は財源区分の変更、目3、治山事業費で40万円の減額です。

49ページをお願いいたします。項3、水産業費、目1、水産業振興費も実績により35万円の減額、目2、漁港管理費、目3、漁港建設費は財源区分の変更です。

50ページをお願いいたします。款6、商工費、目3、観光費、節7、賃金69万2,000円の減額は、観光施設清掃等賃金の減額、委託料50万円の減額、工事請負費450万円の増額、公有財産購入費200万円の減額、補償補填及び賠償金80万円の減額は、それぞれアダム荒川記念広場事業に伴うものでございます。目4、温泉センター管理費は、財源区分の変更です。

51ページをお願いいたします。款7、土木費、目1、土木総務費は、財源区分の変更です。目2、やまびこ活動費は実績により35万円の減額です。

52ページをお願いいたします。項2、道路橋梁費は、それぞれ事業の実績に伴い、合計で749万9,000円の減額です。

53ページをお願いいたします。項3、河川費は、実績により35万円の減額です。

54ページをお願いいたします。項5、住宅費は財源区分の変更です。

55ページをお願いいたします。款8、消防費、目1、常備消防費、目2、非常備消防費は、それぞれ財源区分の変更です。

56ページをお願いいたします。款9、教育費ですけれども、項1、教育総務費、目2、事務局費、目3、住宅施設費は実績により合計で105万円の減額です。目4、語学指導費は財源区分の変更です。

57ページをお願いいたします。項2、小学校費、目1、学校管理費は財源区分の変更、目2、教育振興費は実績で80万円の減額です。

58ページをお願いいたします。項3、中学校費、目1、学校管理費は財源区分の変更、目2、教育振興費は実績により110万円の減額です。

59ページをお願いいたします。項4、社会教育費、目1、社会教育総務費は財源区分の変更、目2、公民館費は耐震診断委託料の2万6,000円の増額、目3、社会教育施設費は実績により50万円の減額、目4、文化財保護費は歴史町づくり事業関係で3,184万6,000円の増額です。

60ページをお願いいたします。項5、保健体育費、目1、保健体育総務費は実績により107万3,000円の減額です。

61ページをお願いいたします。款11、公債費、目2、利子は実績により120万円の減額です。

以上が、苓北町一般会計補正予算（第9号）の内容でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第41号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第41号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第42号 専決処分の承認について

専決第4号 平成25年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（倉田 明君） 日程第8、承認第42号、専決処分の承認について。専決第4号、平成25年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 専決第4号、平成25年度荅北町国民健康保険特別会計補正（第4号）についてご説明をいたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ947万円を減額し、歳入歳出それぞれ11億9,648万3,000円とするものでございます。まず、歳入補正予算の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。

款1、国民健康保険税、項1、国民健康保険税につきましては、調定見込額による増額及び減額でございます。目1、一般被保険者国民健康保険税は110万円の増額、目2、退職被保険者等国民健康保険税は430万円の減額、合計で320万円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。款4、国庫支出金、項1、国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金の額の決定によりまして、合計で1,823万3,000円の増額でございます。

次に8ページをお願いいたします。款4、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金につきましては、補助金交付決定によりまして450万7,000円の増額でございます。

9ページをお願いします。款5、療養給付費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知によりまして、51万5,000円の減額でございます。

10ページをお願いします。款7、県支出金、項2、県補助金につきましては、財政調整交付金の交付額決定によりまして495万3,000円の減額でございます。

11ページをお願いします。款11、繰入金、項1、一般会計繰入金につきましては、事業確定に伴いまして合計で277万円の減額でございます。

12ページをお願いします。項2、基金繰入金につきましては、実績により財政調整基金繰入金を1,977万2,000円減額するものでございます。

13ページをお願いします。款13、諸収入、項4、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金につきましては、事業確定に伴いまして100万円の減額でございます。

続きまして、歳出補正についてご説明いたしますので14ページをお願いいたします。款2、保険給付費、項1、療養諸費につきましては、いずれも実績見込みによりまして合計で20万円の減額でございます。

15ページをお願いします。項2、高額療養費につきましても同様に500万円の減額でございます。

16ページをお願いします。項4、出産育児諸費につきましても同様に42万円の減額でございます。

17ページをお願いします。款8、保健事業費、項1、特定健康診査等事業費につきましては、実績見込みによりまして合計で385万円の減額でございます。

以上が、平成25年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の中身でございます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第42号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第42号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第43号 専決処分の承認について

専決第5号 平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（倉田 明君） 日程第9、承認第43号、専決処分の承認について。専決第5号、平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 専決第5号、平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,196万1,000円を減額し、8億5,558万3,000円とするものでございます。補正予算の歳入についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

款1、保険料でございますが、節1、現年度分特別徴収保険料32万円の増額、節2、普通徴収保険料168万円の増額、節3、滞納繰越分普通徴収保険料19万9,000円の増額は、確定により補正を行うものです。

7ページをお願いいたします。款3、国庫支出金、項1、国庫負担金は交付額確定により231万5,000円の減額でございます。

8ページをお願いします。項2、国庫補助金、目1、調整交付金83万7,000円の減額及び目2、地域支援事業交付金については介護予防事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金合わせて23万3,000円の増額となりますが、いずれも交付額確定によるものでございます。

9ページをお願いします。款4、支払基金交付金、目1、介護給付費交付金1,134万3,000円並びに目2、地域支援事業交付金76万5,000円の減額は、これもいずれも交付額確定によるものです。

10ページをお願いいたします。款5、県支出金、項1、県負担金、目1、介護給付費負担金は交付額確定により695万8,000円の減額でございます。

11ページをお願いいたします。項2、県補助金、目1、地域支援事業交付金につきましては、これも交付額確定によりまして合計で11万7,000円の増額でございます。

12ページをお願いいたします。款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、介護給付費繰入金124万2,000円、目2、地域支援事業繰入金22万7,000円、目3、事務費繰入金27万5,000円でございますけれども、事業確定によりいずれも減額補正でございます。

13ページをお願いいたします。款9、諸収入、項3、雑入、目3、雑入でございますが、実績により予防給付計画作成手数料として54万8,000円の減額でございます。

14ページをお願いします。歳出です。款1、総務費、項3、介護認定審査会費、目2、認定調査等費、節12、役務費は実績により主治医意見書作成手数料として27万5,000円の減額でございます。

15ページをお願いいたします。款1、総務費、項4、地域包括支援センター運営事業費55万円の減額補正はいずれも事業の確定によるものでございます。

16ページをお願いいたします。款2、保険給付費、項1、介護サービス等給付費は実績により居宅介護サービス給付費が500万円の増額、施設介護サービス給付費が2,

266万1,000円の減額、合わせて1,766万1,000円の減額で、これは実績によるものでございます。

17ページをお願いいたします。項2、介護予防サービス等諸費、目1、介護予防サービス等給付費でございますが、実績により200万円の減額でございます。

18ページをお願いいたします。款3、地域支援事業費、項1、介護予防事業費、目1につきましては財源区分の変更によるものです。目2、介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、実績により147万5,000円の減額でございます。

最後に19ページでございます。目2、包括的支援事業・任意事業費につきましては、財源区分の変更によるものでございます。

以上が、平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第43号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第43号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第44号 専決処分の承認について

専決第6号 平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（倉田 明君） 日程第10、承認第44号、専決処分の承認について。専決第6号、平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 専決第6号、平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたしますので、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万7,000万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億884万8,000円とするものでございます。まず、歳入補正予算の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、調定見込額における増額及び減額で、差引合計27万3,000円の増額でございます。

7ページをお願いします。款5、諸収入、項4、受託事業収入につきましては、実績により後期高齢者医療広域連合受託事業収入を94万5,000円減額するものでございます。

8ページをお願いします。項5、雑入につきましては、実績により合計2万5,000円増額するものでございます。

続きまして、歳出補正予算についてご説明をいたします。9ページをお願いします。款1、総務費、項1、総務管理費につきましては、実績により合計で92万円の減額でございます。

10ページをお願いします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、項1、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、実績により27万3,000円の増額でございます。

以上が、平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の中身でございます。ご承認のほどよろしく願います。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第44号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第44号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

ここで11時まで休憩いたします。いいですかね、11時までで。11時5分、はい、11時5分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第11 承認第45号 専決処分の承認について

専決第7号 平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第6号）

○議長（倉田 明君） 日程第11、承認第45号、専決処分の承認について、専決第7号、平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 専決第7号、平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成25年度下水道事業費の確定によるもので、歳入歳出それぞれ680万円を減額し、歳入歳出をそれぞれ3億3,341万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。これは繰り越しの工事費に係る充当財源ですけれども、歳出見込みにより50万円を減額変更するものです。

7ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、款1、分担金及び負担金、目1、分担金、下水道事業受益者分担金ですが、実績により17万4,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。款2、使用料及び手数料、目1、下水道使用料ですが、実績により382万2,000円の減額です。

9ページをお願いいたします。款3、繰入金、目1、一般会計繰入金は実績により230万4,000円の減額です。

10ページをお願いいたします。款7、町債、目1、下水道事業債ですが、50万円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。11ページをお願いいたします。款1、公共下水道事業費、項1、下水道管理費、目1、一般管理費でございますけれども、総額で680万円の減額です。まず、節11、需用費につきましては、薬品代、それから電気代等の減により270万円の減でございます。節13、委託料につきましては、処理場等維持管理業務委託料、計装機器保守点検委託料、汚泥運搬処分委託料等で合わせて300万円の減額でございます。節14、使用料及び賃借料につきましては、発電機等借上の減額により30万円の減でございます。節27、公課費は消費税の確定により80万円の減額でございます。

以上で、平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第6号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第45号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第45号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 承認第46号 専決処分の承認について

専決第8号 平成25年度苓北町農業集落排水特別会計
補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第12、承認第46号、専決処分の承認について。専決第8号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 専決第8号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成25年度農業集落排水事業費の確定によるもので、歳入歳出それぞれ240万円を減額し、総額をそれぞれ2,086万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、款4、繰入金、目1、一般会計繰入金、実績により240万円減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、款1、農業集落排水事業費、目1、一般管理費で実績により240万円の減額でございます。節11、需用費につきましては、光熱水費、修繕料等の減で210万円の減でございます。節13、委託料につきましては、機能診断調査委託料の実績により30万円の減額でございます。

以上で、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第46号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第46号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第13 承認第47号 専決処分の承認について

専決第9号 平成25年度苓北町特定地域生活排水処理
事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（倉田 明君） 日程第13、承認第47号、専決処分の承認について。専決第9号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 専決第9号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成25年度特定地域生活排水処理事業の確定によるもので、歳入歳出それぞれ450万円を減額し、総額をそれぞれ4,121万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債の変更でございまして。これは、工事請負費の減額に伴い、160万円を減額変更するものです。

7ページをお願いいたします。歳入でございまして、款1、分担金及び負担金、目1、分担金、受益者分担金でございまして、実績によりまして14万1,000円の増額でございまして。

8ページをお願いいたします。款2、使用料及び手数料、目1、戸別合併処理浄化槽使用料でございまして、実績により6万8,000円の減額です。

9ページをお願いいたします。款3、県支出金、目1、特定地域生活排水処理事業補助金でございまして、これは当初5基分の予算を計上しておりましたけれども、実績は4基でございましたので、その実績によりまして18万3,000円の減額でございまして。

10ページをお願いいたします。款4、繰入金、目1、一般会計繰入金でございまして、事業費及び管理費の確定によりまして、繰入金を279万円減額するものでございまして。

11ページをお願いいたします。款7、町債、目1、下水道事業債ですが、事業費の確定により160万円の減額でございまして。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。款1、特定地域生活排水処理事業費、目1、一般管理費のうち節11、需用費につきましては修繕料を45万円、節13、委託料につきましては浄化槽維持管理委託料を226万円減額

いたしまして、合わせて271万円の減額でございます。

13ページをお願いいたします。款1、特定地域生活排水処理事業費、目1、生活排水処理事業費でございますけども、工事請負費の164万円の減額でございます。これは先程言いましたとおり、5基の予定が4基の実績ということで164万円減額しております。

14ページをお願いいたします。款2、公債費、目2、利子でございますけども、実績により15万円の減額です。

以上で、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第47号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第47号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 承認第48号 専決処分の承認について

専決第10号 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（倉田 明君） 日程第14、承認第48号、専決処分の承認について。専決第10号、平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 専決第10号、平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ411万4,000円とするものでございます。

それでは6ページをお願いいたします。歳入でございます。款2、項1、目1、一般会計繰入金16万5,000円を減額いたします。これは実績によります減額でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。款1、項1、目1、分譲宅地造成事業費

を16万5,000円減額するものです。これは、工事請負費を16万5,000円実績により減額するものでございます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜口君。

○2番（浜口雅英君） 新年度になってまだ2ヶ月ですかね、しか経っていませんけども、これまでの保有しておられる宅地の異動はなかったのか、状況を教えてください。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 平成25年度で財ノ尾1区画売却いたしまして、平成26年度に入りまして、まだ現在のところ、問い合わせは1件ございますが、まだ売却の実績はございません。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑他になしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。承認第48号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって承認第48号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第293号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第15、議案第293号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第293号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成26年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町政治倫理条例の施行に伴い、政治倫理審査会委員の報酬・費用弁償について条例で定める必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例（案）。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年苓北町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「議会議員政治倫理調査委員」を「苓北町政治倫理審査会委員」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この改正につきましては、3月の定例議会で苓北町政治倫理条例を制定いただきました。それに伴い、議会議員政治倫理条例は廃止したところです。それに伴い、今回、この報酬及び費用弁償につきまして改正をお願いするものです。

どうぞご審議お願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第293号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第293号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第294号 苓北町監査委員条例の制定について

○議長（倉田 明君） 日程第16、議案第294号、苓北町監査委員条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長（山口仁人君） 議案第294号、苓北町監査委員条例の制定について。

苓北町監査委員条例を別紙のとおり制定することとする。平成26年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。監査委員に関する条例について、地方自治法の規定にあわせて標記が必要であることや監査の実施時期等実態に即したものとするために条例の整備が必要なためでございます。

次ページをご覧ください。ここに新たに苓北町監査委員条例を制定することといたしております。監査委員に関する事項につきましては、地方自治法195条以下定めがございますけれども、地方自治法第202条で条例への委任がなされております。

本町には、これまで監査委員に関する条例がございましたが、地方自治法第202条の定めに基づいて条例を制定する旨の記載がございましたので、今回、第1条に趣旨として掲げることといたしました。

第2条以下は繰り下がるものでございます。

併せまして、第4条にあります言葉が、従来臨時監査という形で表記をされておりましたが、これについては随時監査と改めることにいたしました。

第6条では、苓北町以外の者という表記になっておりましたけども、これを財政援助団体等に改めをいたしました。

第7条では、出納検査という見出しでございましたけども、これを現金出納検査と改めております。併せまして、この現金出納検査につきましては、毎月15日から20日までの間に実施するというふうな定めになっておりましたけども、監査の実施時期に合わせて25日までと改めることといたしました。

附則で、従前の監査委員に関する条例を廃止することといたしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜口君。

○2番（浜口雅英君） この第1条は今までなかったということで理解していいんですかね。

○議長（倉田 明君） 監査事務局長。

○監査事務局長（山口仁人君） 今までは条例の中にはうたってございませんでした。今回、趣旨という形で新たに設けたわけでございます。以上です。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第294号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第294号、苓北町監査委員条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第295号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（倉田 明君） 日程第17、議案第295号、平成26年度苓北町一般会計補

正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第295号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第1号）案についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に2,532万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,932万9,000円とするものでございます。今回の補正予算は、がんばる地域交付金の一次分の交付通知に基づくものとコミュニティ助成事業が採択されたものが主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、議案第295号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第1号）案の内容についてご説明申し上げます。

平成26年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億3,932万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入です。款13、国庫支出金、項1、国庫負担金はそれぞれ負担金名の変更です。

7ページをお願いいたします。項2、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金は、がんばる地域交付金の1次分の交付通知がありましたので、地域活性化・効果実感臨時交付金として3,550万円を計上しています。目2、民生費国庫補助金は国庫負担同様に補助金名の変更です。

8ページをお願いいたします。8ページも同様に負担金名の変更です。

9ページをお願いいたします。目2、民生費県補助金の主なものは、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金100万円で、ショートステイ緊急整備事業補助金で介護施設への補助金です。目3、農林水産業費県補助金、節1、農業委員会補助金は農地中間管理機構集積支援事業補助金で43万7,000円の増額です。節2、農業費補助金は、生産総合事業（強い農業づくり交付金）補助金でライスセンターへの補助が採択されなかったため1,497万5,000円の減額です。

10ページをお願いいたします。款18、繰越金、目1、繰越金は平成25年度からの繰越金80万円の増額です。

11ページをお願いいたします。款19、諸収入、目1、雑入はコミュニティ助成事業助成金でペーロン船2隻分の購入補助が採択されたため、250万円の増額で、合わせて250万4,000円、社会保険料が4,000円ありますので、250万40,000円の増額です。

12ページをお願いいたします。歳出です。款2、総務費、項1、一般管理費は財源区分の変更です。

13ページをお願いいたします。項3、戸籍住民基本台帳費は、職員の出産・育児休業に伴う嘱託職員の報酬、費用弁償で81万8,000円の増額です。

14ページをお願いいたします。款3、民生費、目1、社会福祉総務費は、節11、需用費と節12、役務費の予算の組み替えです。目4、介護保険事業費は公的介護施設等整備費補助金でショートステイ緊急整備事業補助金100万円の増額です。目6、障害福祉費は事業名の変更です。

15ページをお願いいたします。項2、児童福祉費、節11、需用費と節12、役務費は予算の組み替えです。節13、委託料は子ども子育て支援事業計画策定業務委託料113万4,000円の増額です。

16ページをお願いいたします。款4、衛生費、目3、環境衛生費は、4月の職員の異動によりまして、特定地域生活排水処理事業特別会計の人件費が不足しますので、繰出金352万円の増額です。

17ページをお願いいたします。項2、清掃費、目1、清掃総務費は4月の職員の人事異動によりまして352万円の減額、目2、塵芥処理費は一般廃棄物収集対策事業補助金30万円の増額で3件分です。

18ページをお願いいたします。款5、農林水産業費、目1、農業委員会費、節7、賃金から節12、役務費は農地中間管理機構集積支援事業分で47万円の増額です。目3、農業振興費は、強い農業づくり交付金補助金で、ライスセンターへの補助が採択されなかったため1,797万円の減額です。

19ページをお願いいたします。款6、商工費、目3、観光費は、コミュニティ助成事業が採択されましたので、ペーロン船2隻分の補助277万7,000円の増額です。目5、富岡ビジターセンター管理費は、節9旅費と節11需用費との予算の組み替えです。

20ページをお願いいたします。款7、土木費、目1、港湾管理費は、富岡港改修事業県負担金で3,550万円の増額ですけれども、この分につきましては、主なものは富岡港の浮き桟橋の改修部分になりまして、がんばる地域交付金の地域活性化・効果実感臨時交付金を当てることにしております。

21ページをお願いいたします。款8、消防費、目2、非常備消防費は、消防功労金が不足しましたので130万円の増額です。

以上が、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第1号）案の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

野崎君。

○6番(野崎幸洋君) 19ページのコミュニティ助成事業補助金で、今の説明ではペーロン船2隻分を補助いただいたので造るということですが、これは造り替えなのでしょうか、それとも新船を2隻分増船される予定なんでしょうか。それと、それはプラスチック船なのか木造船の方なのかお尋ねをいたします。

それと次の20ページ、富岡港の改修事業負担金のことでありますが、浮き栈橋という説明でしたけども、これは高速船の所のその浮き栈橋の改修なのか、その辺の内容をもうちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(倉田 明君) 商工観光課長。

○商工観光課長(立山清剛君) コミュニティ助成事業でのペーロン船の建造につきましては、木造船を2艘新たに建造するというところでございます。

○議長(倉田 明君) 土木管理課長。

○土木管理課長(益田大介君) この負担金の3,550万円の内訳でございますが、これは富岡港の現在、旅客船のタラップがありますけれども、これは非常に乗降に支障がありますので、新たにバリアフリー化対応の浮き栈橋をですね、今の所とそれから防波堤のあった所の真ん中あたりに計画をする予定でございます。今回、この内訳としましてはですね、1億4,000万の20%、2,800万円とそれからこれは統合補助としまして、現在フェリー発着所の防波堤の防蝕を現在しておりますが、その先の防蝕もですね、続けてこの補正によりまして、これは4,500万円の6分の1の750万円ということで合わせて3,550万円を計上させていただいております。以上です。

○議長(倉田 明君) 野崎君。

○6番(野崎幸洋君) 今の富岡港の件なんですけども、位置としたら今の乗船場所ってというのはそのままの位置になってて、又別にバリアフリー化された乗船場を造るってということですかね。

○議長(倉田 明君) 土木管理課長。

○土木管理課長(益田大介君) これにつきましては、今の乗降の場所につきましては今おっしゃったように今のある栈橋の横にですね、一応現在まだ検討中ということで、ただ、今のフェリーの発着所がありますので、それも利用できるような将来はですね、そういう形で位置を決定されるということで聞いております。

それと今現在のポンツーンにつきましてはですね、老人ホームの前ですね、ペーロンのときにあそこで浮き栈橋の非常に古いのがあるんですけども、それが老朽化しておりますので、それを廃棄ってということで、今あります分の浮き栈橋についてはそちらの方に持っていくというようなことで利用されるってということで計画されております。

○議長(倉田 明君) 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 以前のフェリーを、要するに車を乗せるための乗降するあれがあったんですけど、あれはもうそのままずっと残していく予定なんですか、今のところ。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 現在のところ、そのまま残していくってことで考えております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 18ページですが、1,797万円減額になっていると。これはライスセンターに係る分の補助金が付かなかったと説明を受けましたけども、ライスセンターは補助金が付かないから修繕なり新築なり、よく内容はわかりませんが、その事業には着手しなくても米生産については何も支障はないのかどうか、そういうことが1つです。

それから今、20ページですが、現在の高速船への乗り降りのポンツーンは老人ホームの前に持っていくんだということですが、この施設は町じゃなくて県の所有だと思いますけども、老人ホームの前に公的な役割を果たすために移動するのか、それとも新たな工事をするのでそれはもう処分するからそっちに移動するのか、そこら辺を教えてください。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 荅北町農協の現在のライスセンターの乾燥機の状況についてですけども、火力乾燥機で8.0tの物ですけども、これが5基あります。1基だけ稼働が状況が悪い状況で、他に4基ございますので急々に業務に支障があるとは現在のところ、緊急性は低いと思われまます。しかしながら、平成7年から18年経過しておりますして、修理部品も製造も行われていないため、今後も農協と協議いたしまして事業の採択の要望を行ってまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の今の移設ってということで、場所につきましてはご存知だと思いますが、今ペーロンの大会のときにこれは県の方で事業を行いますけども、この既存の施設で長寿命化を調査したところ非常に老朽であるということでその結果、このフェリーの今利用されております方を移設をするということで県の方で考えておられます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 先程の説明でもですね、そっちに移動するということは説明を受けました、最初の説明でですね。私がお尋ねしたのは現在、公的な施設ですのでそれを公的な場所に使えるから持っていくということは理解できるんですけど、どういう、多分、民が使うということになると思ひます。公的な施設として移動するのか、それとも

新たにバリアフリータイプのポンツーンを造るので、それは処分しなければならないと。どっかに持って行って処分するよりも、いうならば払い下げですかね、あそこら辺の周辺の利用される漁民の方へ払い下げするんだということなのかどうかということをお尋ねしております。

○議長（倉田 明君） 的を絞って答弁願います。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） これはあくまでも公的な施設でございます、移転した先につきましては、地元の漁民の方も利用されます。

○議長（倉田 明君） あれは、私が言うのも何ですけれども、老人ホームの前のポンツーンは何年か前沈んだもんな、台風でな。その後どうなって改修はされましたが、そのところをきちっともう1回説明して、はい浜口君。

○2番（浜口雅英君） 状況はわからんでもないわけですが、公的な施設と民間の施設ではですね、維持管理に大きな違いがあるわけですね。それが周辺の漁民の皆さんのグループであるならば、今議長から話がありましたように沈んでもなんでもその皆さんで処理してもらおう、ですね。

ところが公的な施設なんだという形で持っていくなれば、いろんな、これは町が直接関わる県の問題だと思いますけれども、もしそういうことであるならば若干違うと思う。そこら辺はですね、はっきり民間の方に払い下げするんだということなのか、それとも県がずっと県の所有でたまたま使ってもらえるんだという、そこら辺をはっきりさせんと今後の維持管理はですね、もし処分するとなれば県が1,000万かかって処分しますと、あっちに持っていかんばんですもんねと。そのときまた、20%か10%かの地元の負担金が出てくるわけでしょ。そこら辺をよく県と確認をされて処理せんと問題があると思います。金銭的な問題だけでなく、その移動したポンツーンを使ったことによって何かケガがあったと。そういう場合も又ですね、公の持ち物であるならば、そこら辺の責任問題も出てくるんですよ。ただでやるとか、そこら辺はもう県の考えですので、幾らでやるのか有償でやるのか、無償でやるのかはよくわかりませんが、極端に言えばどうでもいいことですが、そこら辺ははっきりさせるべきじゃなかですか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） ご存知のように富岡港の港湾区域でございます。今回の工事はですね、今言いましたように新たな浮き桟橋を造るってということと、それから現在使用しております浮き桟橋を向こうの方に移動をするというような費用までこの工事の中で入っておりますので、当然これは公的な施設であって、この古い桟橋の処理につきましても公的なものと考えております。

○議長（倉田 明君） はい、最後です。

○2番（浜口雅英君） 要するに富岡港の施設の一部として向こうに移設すると。した

がって民間の所有とか何とかは一切ないんだと。今までどおり熊本県の管理に入るんだということで理解していいんですかね。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） そういうふう理解しております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 18ページのさっきのライスセンターの話ですけども、乾燥機が処理能力は8tの5基が現在あるということで、1基が調子が悪いということですけども、そうすると採択されなかった理由というのはどういうふうなことでしょうか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 不採択の理由でございますが、国への事業の採択申請に当たりましては、事業計画書に合わせまして成果目標に対して申請事業の効果や重要度、緊急度といった費用対効果のポイントを併せて提出いたします。このポイントは32点満点のうち今回の評価が24点ございました。今回は国の審査で27点以下は全て不採択ということで、採択要件のポイントが低かったことが要因と思われま。

ポイントの低かった理由といたしましては、今回は産地競争力の強化のための共同施設事業として遠赤外線放射によりまして、籾の内部から乾燥させて籾の水分の仕上げをですね、一定にいたしまして一等米の比率の向上を目的としたもので今回申請いたしました。それで10%の向上を見込んでおりましたが、それではポイントが低かったということでその原因でございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） わかりましたけど、そうすると今、1基は動かないわけですかね。今年度は4基で動かして農協の方はされるということになるわけですか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 現在、調子が悪いということでございますので、全くということではございませんけど、通常はもう4基で動かすということでございます。

（雑談あり）

○議長（倉田 明君） その件についてきちっと確認しましょうか。ちょっと休憩いたしましょうか。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

-----○-----

○議長（倉田 明君） 本会議を再開いたします。

農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 失礼しました。先程ポイントの採択基準を申し上げましたが、32ポイント満点でしたが、今回24点にとどまりましたので事業実施体の農協の方が申請を取り下げたということでございます。大変失礼いたしました。

○議長（倉田 明君） 一応整理しますが、取り下げという言葉が出てきましたが、農協自身は取り下げておらないと思います。不採択だったから町がこの予算を取り下げたという形になったと、そういうことでしょ。町長。

○町長（田嶋章二君） これは私が聞いた話では、これ昨年度ですよ。農協が要するに国が定めた期間までできないということだったんで、その結果、町が取り下げたっていうことになったんじゃないかと、私はそう聞いております。

○議長（倉田 明君） 一応そこはですね、再度確認して報告するというところで時間をいっぱい使いましょう。

他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） そうしたら5基あるうちに4基での対応はできるということで良かったですかね。1基が中途半端な調子とか止まったとか何とかって、そこら辺はどがんってですか。さっきもちょっとお尋ねしとったと思いますけど。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） この稼働につきましては農協に確認させていただきます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） そくら辺のそこはですね、最初からいろんな話が出ております。米部会長から、議長、それから町長、担当、やっぱりそこはきれいに整理してですね、次の昼からでも我々にお示しいただきたいと思います。以上です。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。神崎君

○11番（神崎公顕君） 元に戻るようではすけれども、浜口議員の質問にありましたポンツーンですかね、浮き桟橋。向こうの老人ホームの下に持っていくっていう、県がするっていうようなことではすけれども、それは確約は取れとととですか。今後、維持管理する場合に、そういった何も関係のない県があそこにずっと管理を見ってくれるのかどうか。その点確認をお願いします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 確認はですね、再度もう1回私が確認いたしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 先程のペーロン船の話がありましたけども、これは購入時期はいつ頃までされるんでしょうか。購入される時期。

それから15ページに子ども子育て支援事業計画が113万4,000円ありますけども、この事業の内容について改めてお知らせをいただきたいと思います。

それからこの295号の議案の説明のときに課長から総額は51億3,932万という説明がありましたけども、この歳入歳出をそれぞれ増やす金額、この額が飛ばされたようでしたので、条例のこの金額はやっぱり言われた方がいいんじゃないかなと思いました。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 補正予算を議決していただきましたら直ちにですね、手続きを取りたいというふうに思っております。

○10番（錦戸久幸君） それはペーロン大会には間に合わんとだろうか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 材料の確保、それから工事等々ありますので今年の7月19、20のじゃっと祭、ペーロン大会には間に合わないというようなことです。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 予算書の15ページの子ども子育て支援事業計画策定業務委託料の件でございます。平成24年の8月に子ども子育て関連三法が成立をしまして、来年の4月から新しい制度が全国的にスタートをします。この制度の中では、市町村において乳幼児期の教育、保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の方策等を盛り込んだ子ども子育て支援事業計画を策定するように定められています。

私どもも本町につきましては、例えば350人の定員に対して320人が町内からの入所ということで、待機児童もいないというようなことでありまして、自前で計画を出来るだろうというふうに当初予算の編成段階では考えておりました。

しかし、県のヒアリングを受ける中で、例えばその350人から320人引いたあと30人っていうのは近隣の市から受け入れをしなければいけないということで、調整をするという必要があります。そのことを又、県の方にいろいろと報告をする必要がありますので、9月までにはある程度原案を作らんといかんというふうなことになります。今始まっております子ども子育て世代への臨時特例給付金の支給、そういう諸々もですね、臨時的なものが出てきましたので今回、策定の委託料の補正をお願いしたところでございます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 大変失礼をいたしました。次回から気を付けて説明をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

ここでお昼のため休憩いたします。午後1時まで。

先程農協の件が出ておりますが、その件も含めまして午後、報告願いたいと思います。

これで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続きまして本会議を開きます。

先程2点につきまして、ちょっと意志の疎通って言いましょうか、はっきりしない部分がありましたので、改めて再度答弁願いたいと思います。

まず、農林水産課長の方からいいでしょうか。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 現在の農協のライスセンターの乾燥機器ですが、農協に確認しましたところ、現在は5基共に稼働は可能な状況であるということを確認いたしました。

それと事業の採択申請につきましては、老朽化を理由に平成25年度の国の経済対策に伴う補正予算での時点で国への事業要望を苓北町農協と協議いたしました。機器の入れ替え時期や6月までの入れ替えの完了ということもございまして、この時点での事業への対応はできないということで農協から取り下げがございました。その後、平成26年度におきまして新たに国への申請をいたしましたところ、国の審査により不採択となり、今回の補正予算の計上になったものでございます。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先程の富岡港の管理ですが、今度新しくできます浮き栈橋、それから今後移設予定の浮き栈橋につきましても、引き続き熊本県の管理を行うということで確認をいたしております。

○議長（倉田 明君） 他に執行部の方からありませんか。

それでは皆さんの方から他に質疑ありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第295号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第295号、平成26年

度苓北町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第296号 平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（倉田 明君） 日程第18、議案第296号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第296号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）案についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,226万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、石綿管が使われている農業用水管の撤去工事を県が事業主体で実施しますが、同じ区間に入っている水道の石綿管の撤去も共同施工していただくために水道管の撤去に伴う負担金を増額するものでございます。

歳入につきましては6ページをお願いいたします。款5、繰越金、目1、繰越金を充當いたしまして230万円の増額でございます。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。款1、水道費、目1、一般管理費、節19、負担金補助及び交付金で志岐地区特定農業用管水路等特別対策事業負担金で230万円の増額です。場所は、町道鞍付線の志岐浄水場から志岐配水池までの区間で、当初予算で県の概算によりまして400万円を計上しておりましたが、新年度に入り見直しをした結果、総事業費が増額となったということでそれに伴い、負担金も増額となっており、増額の提案をさせていただいております。

以上で、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第296号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第296号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 19 議案第 297号 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（倉田 明君） 日程第19、議案第297号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第297号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）案についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,033万9,000円とするものです。

内容は、4月の人事異動で担当者が変わったことにより人件費が不足するため、人件費を増額するものです。

歳入につきましては6ページをお願いいたします。款4、繰入金、目1、一般会計繰入金を352万円の増額でございます。

歳出につきましては7ページをお願いいたします。款1、特定地域生活排水処理事業費、目1、一般管理費で節2の給料から節4の共済費まで合わせて352万円を増額するものです。

以上で、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第297号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第297号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 20 議案第 298号 請負契約〔富岡城跡二の丸長屋・角櫓整備工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第20、議案第298号、請負契約〔富岡城跡二の丸長

屋・角櫓整備工事] の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第298号、請負契約〔富岡城跡二の丸長屋・角櫓整備工事] の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年6月10日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、富岡城跡二の丸長屋・角櫓整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、3億2,227万2,000円。4、契約の相手方、熊本県天草市東浜町13番1号、大昌・双川特定建設工事共同企業体、代表者、大昌建設株式会社、代表取締役、川上英俊。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の富岡城跡二の丸長屋・角櫓整備工事は、国の緊急経済対策事業に係る平成25年度補正予算に伴う都市再生整備計画事業の社会資本整備総合交付金並びに地域活性化・効果実感臨時交付金、呼称がんばる地域交付金及び元利償還金の2分の1が交付税で措置される補正予算債を活用いたしまして、富岡城跡二の丸内に国会図書館所蔵の富岡城絵図を基にこれまで実施してきました建物跡の発掘調査結果に沿いまして、歴史資料館などを建設整備するものでございます。長屋については歴史資料館の機能を備えた観光交流センターとして位置付け、観光客が随時利用でき、又、地域住民と観光客の交流の場となる施設として観光案内所、休憩所の設備も備えた歴史・文化などを紹介できる場として整備をいたします。

東西の角櫓につきましては、展望所、休憩所及び地元物産を紹介・即売できるスペースとしても活用できるよう整備をいたします。

建物の構造広さは添付しております図面にありますように、長屋が木造2階建、延床面積256.13㎡、東角櫓が木造平屋建て、床面積50.5㎡、西角櫓が木造平屋建て、床面積38.8㎡でございます。その他、詳細の構造、外観、設備状況につきましては、添付しております図面のとおりとなっております。

内容につきましては、議会歴史資料館等検討特別委員会などでこれまで説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

このように、歴史的建造物と連携させまして、併せて町内外の来館者の利便性を考慮した中で富岡城内に施設を整備することにより、富岡城を訪れる観光客に富岡城の歴史をはじめ、町の歴史・文化など町の魅力を発信し、観光客の入り込み増を図ることができるものと考えております。

又、地域住民の方々へ町の歴史・魅力・文化の再認識を促すと共に、観光客と町民との交流の場としても大いに活用できるものと考えております。

なお、契約工期は議決時以降日から平成27年2月28日までを予定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

山下君。

○8番（山下時義君） 課長にお尋ねします。この特別委員会をですね、議会でも設置しまして、非常に審議を深めて我々も理解できたわけですが、委員長報告にですね、意見・要望ということでさっき報告の議案に6項目にわたって要望をしております。この要望に対してどのように努力をされたのかというのが第1点でございます。

第2点は入札業者がですね、何社でどういう金額であったのか、その経緯についてお尋ねします。

それからこれは町長にお尋ねいたします。私たちも特別委員会で審議をしたわけですが、こういう重要案件につきましてはもう少し早い時期にですね、やはりこの議会にも話をさせていただいて、そしてやっぱり大きい問題であれば今回のような特別委員会を設置して、議会としてもいろいろ勉強していく機会を設けるといようなことができます。

私が先程申し述べておりますが、実際もう既に設計が出来上がってそれぞれなっているのをですね、覆すことについては大変無理がある、あるいはできないというような状況があったのではなかろうかと、このように思っています。

我々がですね、4回にわたってこういう審議をしました。その結果を踏まえてですね、やはり設計業者がですよ、議会もそういうことであるかということ踏まえて設計に取り組むようなシステム、これが一番私は今回の問題についてのもので、基本であると、このように思っておりますので、以上の点についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） まず第1点目の議会の方の歴史資料館等検討特別委員会の提言書に基づきますその後の対応というようなことで今、ご質問がございましたけども、この点につきましては、6月2日の第4回歴史資料館等検討特別委員会の中でもご報告をさせていただいております。

まず第1点目のトイレの屋根等の構造は本体と同じく本瓦葺の構造とすべきということでご提言を頂いておりました。これにつきましては、当初設計では銅板一文字葺ということでしたけども、この点を議会からの提言を受けまして棧瓦葺に変更するというところでございます。

なお、棧瓦葺にしたいきさつにつきましては、専門委員の意見としてやはり本来なか

った部分につきましては別の部材で施工し、きちんと説明責任を果たせるようにしておくべきであるということ、このことが文化財の面から言えばその文化財としての価値を高める上からも必要であるというご意見を受けた中で棧瓦葺に変更をしたものでございます。

次に、2点目の田原坂資料館等他所に比べ、建築工事費が高いように思われるので十分な検討を行うとともに、詳細な説明をされたいということでもございました。この点につきましても、苓北町の場合は、富岡城の長屋跡建物の復元を基本とした木造での建築でございますので、他の資料館とはその構造や部材の数量等が相違いたしますので、単純に面積のみの比較はできないということでもお答えした中で、田原坂資料館の新しい資料館の建設計画の事業費、それから他の城造りの資料館等の事業費等もお知らせしたところでございます。

次に、3点目のスプリンクラーの設置など、入館者や展示品を守る設備を完備すべきではないかというようなことでもご提言に入っておりました。この点につきましては、建物の用途からいきますと資料館でございますので、建築基準法及び消防法ではスプリンクラーの設置の規定はないということで、消防法におきましては床面積700㎡以上からの屋内消火栓の設置が求められるということで規定されているという点をご説明いたしました。

しかしながら、防火対策は必要でございますので、今後防火水槽などの設置について検討していくとともに、敷地内の喫煙のあり方とか喫煙場所の設定等考慮していく必要があるということでもご説明をしたところでございます。

それから4点目の料金の徴収をされることから東西とも出入口を通路側に設けるべきではないかというご提言でもございました。この点につきましては、二の丸広場から資料館への出入口につきましては東側のみをするというご答えしております。西側の出入口につきましては、この西側の出入口は絵図にそれが示されているわけですが、この出入口につきましては、資料館内部から資料館敷地内の屋外テラスへの出入りのための出入口とするということでもご答えをしたところでございます。

次に、トイレに窓の設置ができないか検討されたいということでもございましたけれども、この辺につきましては長屋跡建物の復元を基本としておりまして、姿図上好ましくないというようなことで、トイレ対策としては消臭対策などは適切に対応できるよう設備設計しているということでもご答えをしたところでございます。

それから建設工事はできる限り町内業者に発注されたいというようなことでもご提言がありました。この点については、長屋・角櫓整備工事については事業規模も大きく、技術的難度も高い工事でございますので、又、繰越予算による補助事業のため工事期間が限られていることでもありますことから、天草郡市内に本社もしくは支店を有する熊本県

工事入札参加者資格審査格付けによる建築一式工事のA1ランクの業者と苓北町内に本社を有する平成25、26年度苓北町工事入札参加者資格格付けにおける建築Aランクの業者による特定建設工事共同企業体の登録業者の中から指名競争入札によって決定することとしたいということでお答えをしたところでございます。

それから2点目のご質問の件ですけれども、指名業者につきましては、昨日の全員協議会の中で説明をいたしましたけれども、合わせて5共同企業体から入札を行っております。大昌・双川特定建設工事共同企業体の他に昭和・長浜特定建設工事共同企業体、中村・カネマツ特定建設工事共同企業体、金子・横山建設工事共同企業体、吉永・前川特定建設工事共同企業体の5社でございます。（「金額は」と呼ぶ者あり）

入札に際して設計価格につきましては、お示ししました折3億2,893万6,680円ということございまして、入札に際して公表した予定価格は3億2,890万円でございました。これに対して先程申しましたように請負額3億2,227万2,000円で大昌・双川特定建設工事共同企業体が落札をしたものでございます。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） もっと早く検討委員会を始めたかったというご意見でありました。なるほどなと思っておりますが、ご承知のとおり、この経済対策補正予算は正式に決まったのが2月でございます。それを受けまして我々も提案も早くやらなきゃいかん、そして次年度中に終わらせなければならないということもございまして、早速そういう手順を踏みながら設計業者を決めて、設計業者が決まったらもうすぐ検討委員会を開いていただいて4回もやっていただいて、そして又、十分我々も足りなかったところを補うだけの今、答えましたようなご指摘も頂いたわけでございます。もう少し時間の暇があればですね、もっと早くにご報告もしてとは思いますが、今回は時間の関係もありまして最大限今、ご指摘のあったようなことにはお答えできてるんじゃないかなと感じておるところでございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 課長、協議会は全員協議会は協議会ですよ。この本会議で発言があったことが議事録として残るわけですから、非常に本会議の発言っていうのは重いわけです。そういう意味で私は発言をしております。それで先程説明がありましたとか、全員協議会で説明がありましたっていうのは、それは議会外の話であって、それはですね、本会議の話が議事録に載って後々まで残るわけです。そういう意味で私は発言しております。

それからこれは参考のためであります。課長にお尋ねしますが、結局代表者がですね、大昌建設の川上さんと書いてありますが、3億2,000万のこの金額のうち代表

者あるいは双川さん、お二人で共同企業体を組んであられますが、その事業内容ですね、これはどのように進んでいくのか。例えばですよ、大昌さんは頭だから80%とか、あるいは基礎工事は双川さんにさせて上屋は大昌さんがするとか、そういう取り決めはあるのかなのか、それをお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 特定建設工事共同企業体の登録を受け付けする際に構成員の資格ということで条件を設定させていただいております。その中で全ての構成員は40%以上の出資比率としなければならないというようなことで規定をしているところがございますので、その中でそれぞれの構成会社によりまして工事がなされていくということで考えています。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） ちょっとわかりませんが、その40%の出資、一応共同企業体で会社をつくるんでしょ。そしてそのうちの40%ずつ出すわけですか。あとの20%はどうなるんですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） すみません、私の説明がちょっとわかりにくかったです。全ての構成員が40%以上の出資比率としなければならないということがございますので、一番最低でいきますと6割と4割、それ以上も考えられるということがございます。

○8番（山下時義君） はい、わかりました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 入札に係る改札調書の提出はできますか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 一応議会に、今ということがございますかね。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 議案第298号、次の299号も同じですが、請負契約に関する議案審議ですので、是非入札改札調書は提示していただいて、それを基に又、議論を深めたいと思います。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） わかりました。それでは準備をさせていただきます。

○議長（倉田 明君） では暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時20分

再開 午後1時38分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

只今資料が配布されましたが、この件について、はい副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、改札調書をお配りさせていただきましたが、一応個人情報も入っております。閲覧する場合は最低制限価格等は表示をされておられません。一応今日は議会のということでお配りしておりますが、後でこれは回収をさせていただきたいと考えております。閲覧は可能ですが、黒塗で全部潰したところで閲覧をさせていただいておりますので、そういうことでお願いをしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 先程、錦戸議員から工事の発注状況の一覧をということでお尋ねがありまして、一応四半期ごとに取りまとめておりまして、まだ整理ができておりませんので出来次第、配布させていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 浜口議員いいですか。はい。

○2番（浜口雅英君） まず、ここを墨で塗ってですね、プライバシーに係る部分、私もえらい詳しく教えてもらたなという感じがしたわけですけども、そういうものについては墨を塗ってコピーして配るべきじゃなかですか。

最近荅北町役場では、資料をですね、返せ返せっていうのが再三ありますね。やっぱりそこら辺は出していい部分と出してはいけない部分は役場の中で判断していただいて、できるだけ開けた町政のためにもそういう形にしてもらいたいと思います。返せと言われればですね、何かおかしくなくともおかしいというふうな印象を持ちます。そこはもう極端な言い方すればですね、これから切ってこっち側だけで良かです、こっちは右は要らんとですよ。そういうことで回収はここを切り取ってですね、こっちはまた配布してもらいたいと思います。

それからもう1点ですが、契約工期が来年の2月までになっております。これは適正工期といいますか、そういう形で理解していいのか、それとも事業を進めていく中で、もう既にまた半年遅れとか、予算の中でですね、なっていくのかどうか、それをちょっと確認させてください。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 工期につきましては、適正な工期となっております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 念を押すわけですが、そんなら来年の2月28日以降に工期がずれることはないということであると、天災、被災がない限りということで理解していいわけですね。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 現在の予定工期では2月28日としております。なお、申

上げますように繰越事業でございまして、3月31日までには全ての工事業務等を完了しなければならないということでございますので、極力契約工期内で建築が終わるように努力していきたいと考えております。

○2番（浜口雅英君） はい、わかりました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第298号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第298号、請負契約〔富岡城跡二の丸長屋・角櫓整備工事〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第299号 請負契約〔富岡城跡百間土手整備工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第21、議案第299号、請負契約〔富岡城跡百間土手整備工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第299号、請負契約〔富岡城跡百間土手整備工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、富岡城跡百間土手整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、8,907万8,400円。4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐123番地の1、株式会社カネマツ、代表取締役、岩下 忠。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の富岡城跡百間土手整備工事は、先程の議案と同様に、国の緊急経済対策事業に係る平成25年度補正予算に伴う都市再生整備計画事業の社会資本整備総合交付金並びに地域活性化・効果実感臨時交付金、呼称がんばる地

域交付金及び元利償還金の2分の1が交付税で措置される補正予算債を活用して行うものでございます。

添付しております図面番号Aの2、Aの3にありますように、百間土手の海側の既存石垣、163mの上部に築地塀を新設し、併せて道路部分についてはアスファルト舗装及びオーバーレイ舗装を行います。又、図面番号Aの4からAの7にありますように、百間土手から東側の旧大手門につながる石垣、長さ65m、面積322.42㎡につきまして、既存石垣の積直し及び欠損箇所への購入石による石積み並びに胴詰め裏込材工を施工し、石垣の修復を行うものでございます。

なお、昨日の全員協議会でご意見がございました縁石部分を車道側に1m程度広げてこの部分を歩道にしたらどうかということにつきましては、改めて検討をいたしました。この道路は観光バスやトラック等の大型車の通行もあることから、昨日も申し上げましたように、現状の道路幅員5m70から6m70の中で車道並びに路側帯を確保するというのでこの位置に施工することといたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ビジターセンターとして活用しております富岡城の本丸櫓、先程の議案の二の丸の長屋・角櫓の整備と併せまして、今回、百間土手の築地塀整備と石垣修復を行うことによりまして、城跡としての魅力的な景観が整備され、これにより町の歴史的風致の向上が図られ、苓北町を訪れる観光客の入り込み増を図ることが期待できるものと考えております。

なお、契約工期は、議決日以降日から平成27年2月28日までを予定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

神崎君。

○11番（神崎公顕君） これはページの4ページのところで今の説明が当てはまってお尋ねしますけれども、図面の32、36、34ですね。これを石垣を補充して上に積み上げていかれるわけですが、この分は現存の根石に合わせてそのまま上げられるのか、幾分か先程説明で旧大手門関係で元の石垣は昔は道の途中ぐらいいまであったんじゃないかと言われておりますけれども、その点はどうなってるかお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） この点につきましては、専門の調査員に石垣の調査をしていただいております。調査に基づく根石に沿いましてですね、その積み直しを行うということで計画をしております。

○議長（倉田 明君） いいですか。

○11番（神崎公顕君） はい。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第299号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第299号、請負契約〔富岡城跡百間土手整備工事〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 同意第18号 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（倉田 明君） 日程第22、同意第18号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第18号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。

苓北町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を専任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成26年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、荒木康英。

提案理由、苓北町固定資産評価審査委員会の委員のうち1名の委員が平成26年7月2日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任するためでございます。

なお、荒木氏の略歴につきましては、次ページに掲載しておりますのでご参考の上、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。これから同意第18号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、1番、野田謙二君、2番、浜口雅英君、3番、山本政人君を指名します。事務局長が投票用紙をお配りします。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。いいですか。

〔「異常なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異常なしと認めます。

只今から、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票を願います。よろしく願います。

○事務局長（山口仁人君） 1番、野田謙二議員、2番、浜口雅英議員、3番、山本政人議員、4番、大仁田藤男議員、5番、田嶋豊昭議員、6番、野崎幸洋議員、7番、錦戸俊春議員、8番、山下時義議員、9番、松野重幸議員、10番、錦戸久幸議員、11番、神崎公顕議員。

○議長（倉田 明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 投票漏れなしと認めます。

これから開票を行います。立会人の野田謙二君、浜口雅英君、山本政人君に開票の立ち会いをお願いいたします。

それでは、投票の結果を報告いたします。投票総数11票、有効投票11票、無効票はありません。有効投票のうち、賛成11票、反対、なし。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第18号、苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

出入り口の開場をお願いします。

教育課長は数分、用件で出ますのでご理解いただきたいと思います。

-----○-----

日程第23 陳情等文書表について

○議長（倉田 明君） 進みます。日程第23、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は先にお配りしました2件が提出されております。

まず、陳情第39号、学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情書を議題とします。

陳情第39号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに会議運営に関する申し合わせにより、議員配布することに決定いたしましたのでお手元に配布しております。

次に、陳情第40号、建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第40号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって委員会の付託を省略することに決定しました。本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略しますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

これから陳情第40号を採決します。陳情第40号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第40号は採択することに決定しました。

お諮りします。只今採択されました陳情第40号の意見書は、本日の日程に追加し、提出者、賛成者を定め、追加提案したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第40号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

ここで追加日程のため、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時06分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 発議第12号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶

に関する意見書の提出について

○議長（倉田 明君） これから追加日程についてを議題とします。追加日程第1、発議第12号、建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。野田謙二君。

○1番（野田謙二君） 追加日程第1、発議第12号、建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出について。平成26年6月11日、苓北町議会議長、倉田 明。

発議第12号、建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出について、別紙のとおり意見書を提出するものとする。平成26年6月11日提出、提出者、苓北町議会議員、野田謙二。賛成者、苓北町議会議員、大仁田藤男、賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭。

建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書案。

日本の高度経済成長期に、アスベスト（石綿）は不燃化、耐火工法に優れた建材として建築基準法によって、その使用が推進され、大量のアスベストが建設資材として使用されてきました

近年、アスベストによる疾病が社会的に広がる中で、アスベストは人体に有害な影響を及ぼす鉱物であるとの認知が進み、その取り扱いも全面禁止へと変わりました。しかし、国のアスベストの使用に係る法律は変わっても、その間にアスベスト・含有建材を使用し、吸い込んだ建設労働者の被害は広がりを見せる一方です

特に、地方から出稼ぎとして都市部の建設現場で働いた労働者に被害が出るなど、その影響は全国的です。また、アスベストによる疾病は30年から40年という長期経過した後発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や医学的認定基準を満たさずに、労働災害の認定に結び付かない事例があるため、早期に労働災害が認定されることはアスベスト被害者にとって何よりの支えになります。2012年12月5日の東京地裁では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が出されました。

よって、司法の場での結論を待たず、国においては、直ちに建設アスベスト被害者の全面救済に必要な措置を講ずること。

記、1、建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施をアスベスト被害者の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く求める。

1) 石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医を増やすこと、又、認定基準の緩和を検討すること。2) 「石綿の健康被害の救済に関す

る法律」を、十分な救済、補償が受けられるように抜本改正を進めること。3) 石綿健康管理手帳の周知、建設現場従事者と近隣住民のばく露等、総合的な石綿対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年6月。

衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、山崎正明様、内閣総理大臣、安倍晋三様、厚生労働大臣、田村憲久様、国土交通大臣、太田昭宏様、環境大臣、石原伸晃様。

荅北町議会議長、倉田 明。以上です。

○議長（倉田 明君） 提出者の説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。発議第12号を採決します。

お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号、建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今議決されました建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他整理は議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第24 継続審査調査の申し出について

○議長（倉田 明君） 日程第24、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会広報委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第25 議員派遣について

○議長（倉田 明君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第26回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後2時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員